

第1回定例校園所長会レジュメ

1 日 時 令和7年4月10日（木）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 3階 委員会室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

- ① 教総 令和7年度各課所管事務分担について
- ② 教推 みづまろキッズプランについて
- ③ 教推 令和7年度研究事業等について
- ④ 教推 令和7年度「島本町教育センター連絡会」開催について
- ⑤ 教推 令和7年度定例校長会の日程変更について
- ⑥ 教推 令和7年度法定研修について
- ⑦ 教推 令和7年度島本町支援保育・支援教育推進ハンドブック
- ⑧ 教推 教職員の不祥事防止の取組について
- ⑨ その他

(4) 閉会

次回の日程

5月7日（水）午前9時30分から

新庁舎 1階 第2多目的室

令和7年度教育総務課職務分担表

(令和7年4月1日現在)

分担事務	主担	副担	ライン	総括(乾)
1 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。				
教育委員会議の調整・準備、議案作成等の総括	佐々木	小林	乾	○
教育委員会議の会議録の作成	佐々木	小林	乾	○
教育長に係る会議等の連絡調整、予定管理その他教育長に関すること。	佐々木	小林	乾	○
教育委員に係る研修等の連絡調整、報酬その他教育委員に関すること。	佐々木	小林	乾	○
2 教育委員会規則及び条例の制定及び改廃の総括に関すること。				
教育委員会所管事務に係る法令の解釈、相談等	各ライン	乾	各ライン	○
課の所管条例等の制定改廃事務	各主担	各副担	各ライン	○
3 事務局の所管に係る総合計画に関すること。				
教育・保育重点目標及び指示事項の作成	佐々木	小林	乾	○
4 教育に係る重要施策の研究、企画及び総合調整に関すること。				
政策の調整、研究及び企画	各ライン	乾	各ライン	○
5 教育に係る予算及びその執行並びに決算の総合調整に関すること。				
課の予算及び教育予算全体の計画的な執行管理	乾	永井	各ライン	○
課の予算及び決算の総括	乾	永井	各ライン	○
各予算の経理(1～4及び6以降の個別事務に関わるもの)	各主担	各副担	各ライン	○
教育委員会費の経理(会計年度任用職員及び上記個別事務に係るもの以外)	佐々木	小林	永井	○
事務局費の経理(同上)	佐々木	小林	永井	○
教育センター費の経理(同上)	佐々木	小林	永井	○
放課後子ども支援費(学童保育室関係)の経理(同上)	石橋	木村	乾	○
放課後子ども支援費(放課後子ども教室関係)の経理(同上)	小林	佐々木	永井	○
小学校費及び中学校費の経理(同上)	佐々木	木村	永井	○
会計年度任用職員の報酬等支払(事務局・小中学校・教育センター)	石橋	佐々木	永井	○
会計年度任用職員の報酬等支払(学童保育室)	石橋	佐々木	乾	○
小・中学校への予算配当事務及び配当予算の経理	佐々木	木村	乾	○
事務局費のうち教職員研修・研究事業予算(教育研究団体事業等)	佐々木	木村	乾	○
教育支援体制整備事業費補助金	佐々木	石橋	乾	○
教育センター及び小・中学校の光熱水費の執行管理	佐々木	小林	永井	○
スクールサポートスタッフ見直し	佐々木	永井	乾	○
6 教育全般に係る調査及び統計の総括に関すること。				
学校基本調査	小林	木村	永井	○
地方教育費調査	小林	木村	永井	○
7 教育行政に関する資料及び情報の収集並びに広報の総括に関すること。				
監査資料等の総括	乾	小林	永井	○
情報公開等への対応	各主担	各副担	各ライン	○
教育情報の広報	各主担	各副担	各ライン	○
8 公告式に関すること。				
教育委員会規則その他教育委員会規程の公布	佐々木	小林	永井	○
9 教育長及び教育委員の表彰に関すること。				
表彰(教育長・教育委員関係等)	小林	佐々木	永井	○
10 公印の管理に関すること。				
公印の新調、保管及び管理	小林	佐々木	永井	○
11 事務改善に関すること。				
行政評価・事務改善に関する調査研究	永井	乾	乾	○
12 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。				
	小林	佐々木	永井	○

令和7年度教育総務課職務分担表

(令和7年4月1日現在)

分担事務		主担	副担	ライン	総括(乾)
13	教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出を行うこと。	小林	佐々木	乾	○
14	事務局及び学校その他教育機関、保育所及び学童保育室の職員(府費負担教職員を除く。)の人事、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関すること。				
	事務局職員の発令及び処分・指導行為	木村	佐々木	乾	○
	公務災害補償	木村	佐々木	乾	○
	会計年度任用職員人事の総括	石橋	佐々木	乾	○
	会計年度任用職員の任用、労務管理等(事務局)	石橋	佐々木	乾	○
	会計年度任用職員の任用、労務管理等(学童保育室)	石橋	佐々木	乾	○
15	事務局及び学校その他教育機関の職員(府費負担教職員並びに保育所及び幼稚園の教職員を除く。)の研修に関すること。				
	研修の実施(学童保育室関係及び他課実施関係を除く。)	佐々木	小林	乾	○
16	請願及び陳情の処理に関すること。	佐々木	小林	永井	○
17	審査請求その他の不服申立て及び訴訟に関すること。	乾	三代	乾	○
18	教育行政に関する相談に関すること。	永井	乾	乾	○
19	教育財産の取得申出及び管理の総括に関すること。	廣澤	川田	廣澤	○
20	学校施設等(保育所及び幼稚園を除く。第22号及び第23号において同じ。)の設置及び廃止に関すること。	廣澤	川田	廣澤	○
21	通学区域に関すること。				
	通学区域の設定及び変更	小林	永井	乾	○
22	学校施設等の維持管理及び教材教具その他の設備の整備に関すること。				
	学校との施設・設備面に係る連絡調整	川田	廣澤	廣澤	×
	学校との財務面に係る連絡調整	木村	佐々木	永井	○
	学校の事業計画(校外学習借用含む)等支出関係	佐々木	木村	永井	○
	学校との法規面に係る連絡調整	木村	佐々木	永井	○
	学校、教育センター及び学童保育室の整備関係補助金	廣澤	川田	廣澤	○
	学校、教育センター及び学童保育室の整備計画・実施	廣澤	川田	廣澤	○
	子ども子育て支援交付金(運営)	石橋	小林	永井	○
	子ども子育て支援交付金(民間)	永井	石橋	永井	○
	学校、教育センター及び学童保育室の施設台帳の整備・管理	川田	廣澤	廣澤	×
	学校及び教育センターの備品台帳の整備・管理その他備品管理	川田	廣澤	廣澤	×
	学校及び教育センターの物品購入、修繕・工事、業務委託等の契約事務	川田	廣澤	廣澤	×
	学校のICT機器の整備・管理及びICT関連契約	木村	小林	永井	○
	校務支援システムの運用管理	木村	永井	永井	○
	各校モノクロレーザープリンタ、中学プロジェクター等機器更新計画	木村	永井	永井	○
	【施政・主要課題】第二小学校北館校舎長寿命化改修工事	川田	廣澤	廣澤	×
	【施政・主要課題】防犯対策工事 入札3件	廣澤	川田	廣澤	×
23	学校施設等の目的外使用許可(学校体育施設等の開放事業を除く。)に関すること。	川田	廣澤	廣澤	○
24	学校給食に関すること。				
	献立作成その他献立関係事務	北原	宮本	永井	○
	給食材料発注	北原	宮本	永井	○
	給食費徴収管理	小林	佐々木	永井	○
	給食費徴収管理(未納対応)	木村	小林	永井	○
	給食指導、調理指導	北原	宮本	永井	○
	安全管理、衛生管理	北原	宮本	永井	○
	給食用物品(給食材料除く)購入、修繕・工事及び業務委託の契約事務	廣澤	川田	廣澤	○
	給食用物品(給食材料除く消耗品)購入の契約事務	佐々木	永井	永井	○
	給食献立システム	北原	木村	永井	○

令和7年度教育総務課職務分担表

(令和7年4月1日現在)

分担事務	主担	副担	ライン	総括(乾)
25 学校安全及び子どもの安全確保に関すること。				
通学路、交通安全教育・指導	木村	永井	永井	○
開発行為等事前協議対応(教育環境保全住宅開発指導要綱によるもの含む)	木村	永井	永井	○
災害共済給付制度(日本スポーツ振興センター)関係事務	木村	小林	永井	○
学校災害共済給付金補償金(町制度)関係事務	木村	小林	永井	○
26 児童及び生徒の就学援助に関すること。				
要保護・準要保護児童生徒援助費制度関係事務	木村	小林	永井	○
支援学級児童生徒就学奨励費制度関係事務	木村	小林	永井	○
その他の就学援助制度(中学校夜間学級就学援助費制度等)関係事務	木村	小林	永井	○
27 奨学資金に関すること。				
奨学金制度の根本的見直し(廃止)	乾	永井	乾	○
28 学童保育室に関すること。				
入退室事務その他利用児童管理	小林	石橋	乾	○
保育料の徴収等	石橋	木村	乾	○
物品購入、業務委託等の契約事務(おやつに係るものを含む。)	石橋	木村	乾	○
施設の修繕・工事の契約事務	川田	廣澤	廣澤	○
備品台帳の整備・管理その他備品管理	石橋	木村	乾	○
サポート保育(支援を要する児童への指導員加配)	小林	石橋	乾	○
おやつの献立作成及び発注	宮本	北原	乾	○
食品衛生管理	北原	宮本	乾	○
指導員等研修その他の研修	小林	石橋	乾	○
指導員会議	小林	石橋	乾	○
公共サービスユニオン対応	三代	乾	乾	○
おやつの調査&条例改正	石橋	小林	乾	○
安全計画の管理	石橋	小林	乾	○
消防計画・管理者の届出手続き	石橋	小林	乾	○
サポート保育制度見直し	小林	石橋	乾	○
学童の文書管理(電子化)	木村	石橋	乾	○
民間学童保育室運営事業者の対応(補助金届出等)	乾	永井	乾	○
【その他】出退勤の電子化	永井	石橋	乾	○
29 放課後子ども教室に関すること。				
夏休みの期間の拡大	小林	佐々木	永井	○
30 放課後児童対策に関すること。(前2号に掲げるものを除く。)				
	石橋	木村	乾	○
31 所管に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。				
	各主担	各副担	各ライン	○
32 所管事務に係る調査、研究、統計及び広報に関すること。				
	各主担	各副担	各ライン	○
33 事務局の庶務に関すること。				
事務局全体に関わる文書等の収集、配布等	佐々木	小林	永井	○
34 他の課に属さない事務に関すること。				
	佐々木	木村	永井	○
35 その他(課の庶務関係事務)				
ファイリング事務の総括	永井	佐々木	永井	○
LG・ネットメール等による課宛て文書の收受処理、郵送手続	佐々木	小林	永井	○
その他課の庶務一般(他課からの庶務連絡・照会の処理、出張費支出等)	佐々木	小林	永井	○

令和7年度 教育推進課事務分担表

		主担	副担
1	総括（各種課長会）		岡澤 吉田
2	文書取扱責任者		栗須 原山
3	教育委員会ホームページ		小東 山本
4	教育課程	教育課程総括	吉田 杉谷
5		島本町小中一貫教育推進協議会（みづまるキッズプランの推進）	原山 杉谷
6		教科用図書の無償給与事務	小東 栗須
7		児童生徒支援Co. 加配・不登校支援ルーム（加配調書・校内教育支援ルーム）	原山 吉田
8		全国学力・学習状況調査・大阪府チャレンジテスト	吉田 杉谷
9		大阪府力だめしプリント すくすくテスト	吉田 杉谷
10		少人数（習熟度別）指導・加配（時数管理）	吉田 杉谷
11		情報教育・GIGAスクール（ICT研修、GIGAスクール連絡会）	吉田 小東
12		特色ある学校づくり支援講師	小東 栗須
13		（SE事業）確かな学力を育む学校づくり[TM]（TM実施校（一小・一中）・校内研究授業）	吉田 杉谷
14		「小学校英語専科指導」加配（一小本務校、四小兼務校）（二小本務校、三小兼務校）	吉田 杉谷
15	指 導	各教科・学力向上	吉田 杉谷
16		道徳（道徳評価の確認）	杉谷 原山
17		特別活動・生徒会活動	山本 吉田
18		部活動（拠点校方式要綱）	吉田 杉谷
19		総合的な学習・キャリア教育	吉田 原山
20		体力向上・健康教育（がん教育、熱中症対策）	杉谷 吉田
21		オンライン英会話（プロポーザル審査会）	小東 吉田
22	研 修	町管理職・一般教職員（町主催の管理職研修を実施（カリキュラムマネジメント研修））	原山 吉田
23		初任者・10年研修（研修講師の検討・依頼）	山本 吉田
24	人権教育	人権教育	岡澤 山本
25		在日外国人教育・帰国子女教育	山本 原山
26		多言語進路ガイダンス	吉田 原山
27		男女平等・性教育	山本 原山
28		日本語指導	山本 原山
29		情報施設連携	原山 杉谷
30	生徒指導	生徒指導総括	原山 杉谷
31		いじめ・不登校・虐待問題（町生指協に含む）	原山 杉谷
32		問題行動・各機関連携（要対協・補導連絡会）	原山 杉谷
33		SC・SSW事業	原山 吉田
34		安全マップ・非行防止教室	山本 小東
35	進路指導	進路指導	吉田 杉谷
36	支援教育	支援教育総括	原山 杉谷
37		就学相談・巡回相談・教育相談（小学校複数・第二中学校設置計画）	原山 山本
38		支援Co連絡会・通級会議	原山 杉谷
39		学級設置・特別支援委員会（推進体制の確立）	原山 杉谷
40	幼児教育	指導・研修（幼児教育アドバイザー活用）	山本 原山
41		保幼小連携（みづまるキッズカリキュラムの実施）	山本 原山
42	課題別教育	租税教育（租税教室の取組推進）	吉田 杉谷
43		学校安全（危機管理マニュアルの見直し・府と連携した訓練）	杉谷 岡澤
44		国際理解教育・姉妹都市関係	吉田 山本
45		環境教育・消費者教育	山本 吉田
46		福祉・ボランティア教育	山本 吉田
47		外国語活動・英語指導助手・オンライン英会話（オンライン英会話事業の継続検討）	吉田 小東
48		「食」教育	山本 吉田
49		学校図書館（学校図書館司書連絡会の充実）	小東 山本
50	評 価	学校訪問・学校評価	原山 杉谷
51		学校協議会・学校運営協議会（学校運営協議会の拡張検討）	吉田 小東
52		学校教育自己診断	吉田 原山
53	教育センター	教育・発達相談	山本 原山
54		不登校支援・パコ	山本 原山
55		調査・研究（しまもとの教育）	山本 原山
56		安全ボランティア（安全ボランティア配置年度当初に見直し）	山本 小東
57		教育センター連絡会	原山 山本
58		学校支援ボランティア	山本 小東
59		こども110番の家	山本 小東

60		生徒対応（植木・不在時の対応）	山本	吉田
61	教育関係団体	校長会	吉田	岡澤
62		町教研	吉田	杉谷
63		生活指導研究協議会（学期に一度、いじめ・不登校・虐待事案について共有）	原山	吉田
64	教職員人事	教職員定数管理	栗須	杉谷
65		管理職人事関係事務（調整を除く）	杉谷	栗須
66		教職員人事関係事務	杉谷	栗須
67		講師人事関係事務	杉谷	栗須
68		教職員に係る調査・照会	杉谷	栗須
69		講師に係る調査・照会	杉谷	栗須
70		評価・育成システム	杉谷	栗須
71		処分・指導行為	杉谷	栗須
72		福利厚生	栗須	小東
73		教職員の病気休暇・産前産後休暇・育児休暇等	栗須	小東
74		教職員健康診断・ストレスチェック・公務災害	小東	栗須
75		教職員の安全衛生推進委員会	小東	栗須
76		会計年度任用職員の任用、労務管理等（教育センター）	小東	栗須
77		会計年度任用職員の任用、労務管理等（小・中学校）	小東	栗須
78		叙勲・表彰	小東	栗須
79	職員団体	要望事項等の総括	岡澤	吉田
80	その他学校教職員 に関する事	学校事務の共同実施	杉谷	栗須
81		教務の手引き	小東	原山
82	就学及び転退学	学校における働き方改革に関する調査研究・実践	小東	栗須
83		転学・転入学関係事務	小東	栗須
84		就学通知発送事務	小東	栗須
85		学齢簿整備関係事務	小東	栗須
86		その他就学関係事務	小東	栗須
87	学級編制	学級編制申請・協議等	小東	栗須
88	保健衛生	児童・生徒（園児）健康診断	栗須	小東
89		就学時健康診断	小東	栗須
90		学校（園）医等の委嘱及び報酬	栗須	小東
91		学校医等及び高槻市医師会等との連絡調整	栗須	小東
92		感染症関係事務	栗須	小東
93		環境衛生測定関係事務	栗須	小東
94		学校保健会関係事務	栗須	小東
95		学校保健会主管課長会	小東	栗須

令和7年度 保育幼稚園課 職務分担表 (令和7年4月1日から)

No	事務種別	事務事業	主担	副担
1	庁内事務	課の総括	三宅	松本(雄)
2		一般質問・大綱質疑の対応	三宅	松本(雄)
3		本会議・委員会の資料請求の処理	松本(雄)	三宅
4		議会提出案件の集約	松本(雄)	三宅
5		教育委員会提出案件の集約	松本(雄)	三宅
6		予算・決算の集約	淡路	松本(雄)
7		事務事業成果報告書の集約	大海・伊藤	松本(雄)
8		定例監査・決算審査の集約	松本(玲)・岡本	松本(雄)
9		教育・保育重点目標・点検・評価結果報告書の集約	松本(雄)	三宅
10		文書取扱責任者／文書取扱担当	松本(雄)	岡本
11		課のL G W A N・ネットメール・O n e P u b l i cの文書收受	岡本	伊藤
12		広報の集約	伊藤	淡路
13		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(人権文化センター)	岡本	伊藤
14		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(政策企画課)	岡本	伊藤
15		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(行革デジタル推進課)	大海	伊藤
16		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(人事課)	松本(玲)	岡本
17		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(危機管理室)	岡本	伊藤
18		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(総務・債権管理課)	岡本	伊藤
19		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(財政課)	淡路	大海・伊藤
20		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(健康福祉部)	岡本	伊藤
21		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(都市創造部)	岡本	伊藤
22		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(教育こども部)	岡本	伊藤
23		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(会計課)	岡本	伊藤
24		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(その他)	岡本	伊藤
25		課の消耗品・備品・切手・郵便物管理	伊藤	岡本
26		課の事務補助	樹下	—
27		子ども・子育て支援事業計画	松本(玲)	松本(雄)
28		子ども・子育て会議	松本(玲)	松本(雄)
29		庁内システム対応・個人情報・マイナンバー	大海	伊藤
30		デジタル化推進委員	大海	伊藤
31		例規改正等法務、情報公開請求・個人情報開示等請求・要望・苦情等の対応	各担当者	—
32	会計年度任用職員	本庁会計年度任用職員(事務補助・管理栄養士)	松本(玲)	岡本
33		第一幼稚園会計年度任用職員	松本(玲)	岡本
34		町立保育所会計年度任用職員	松本(玲)	岡本
35		園庭開放等会計年度任用職員	松本(玲)	岡本
36	町立幼稚園	第一幼稚園入退園	岡本	松本(玲)
37		第一幼稚園運営管理	岡本	松本(玲)
38		第一幼稚園預かり保育料	岡本	松本(玲)
39		第一幼稚園機能拡充	松本(玲)	山口・岡本
40		キッズサポート	岡本	松本(玲)
41		施設職員研修(幼稚園)	岡本	松本(玲)
42	町立保育所	町立保育所運営管理	松本(玲)	岡本
43		施設職員研修(保育所)	松本(玲)	岡本
44	町立施設共通事務	災害共済給付(スボ振)	岡本	松本(玲)
45		閉域網(S D x)対応	松本(玲)	岡本
46		施設工事	川田	廣澤
47		保育施設長寿命化計画	川田	廣澤
48	給食関係事務	町立保育所給食	山口	永田
49		学童保育室おやつ	山口	永田
50	各種給付認定	施設型給付認定(1号)	岡本	松本(玲)
51		施設型給付認定(2号・3号)、地域型保育給付認定	大海	伊藤
52		施設等利用給付認定(新1～3号)	伊藤	大海
53		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)給付認定	淡路	大海・伊藤
54	保育所等利用調整関係事務	保育所等入退所・利用調整・保育所保育料決定	大海	伊藤
55		保育所保育料初期算定・本算定	大海	伊藤
56		保育所保育料・給食費(口座振替・日割・滞納)	伊藤	大海
57		支援保育	大海	伊藤
58	民間施設認可・確認	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の認可等	淡路	松本(雄)
59		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)認可等	淡路	松本(雄)
60		特定子ども・子育て支援施設の確認	淡路	松本(雄)
61		第二種社会福祉事業の届出	淡路	松本(雄)
62	民間保育所等対応	民間保育所等の対応	伊藤	大海
63		民間保育所等(認定こども園除く)の指導監督	伊藤	淡路・松本(雄)
64	その他保育所・幼稚園関係事務	子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)	伊藤	松本(玲)
65		町立・民間への国・府・その他の情報周知	岡本	伊藤
66		島本町保育施設連絡会	岡本	松本(玲)

No	事務種別	事務事業	主担	副担
67		ガバメントクラウド対応	大海	伊藤
68	民間幼稚園	民間幼稚園補助金交付（補足給付）	伊藤	淡路
69		民間幼稚園の対応（認定こども園化など含む）	淡路	松本（雄）
70	地域子育て支援	園庭開放・夏のあそび場	藤原・堀	岡本
71		一幼で遊ぼう	岡本	松本（玲）
72		赤ちゃん教室	山口・永田	岡本
73	認可外保育施設	認可外保育施設の対応	岡本	松本（玲）
74		認可外保育施設の指導監督	岡本	松本（玲）
75	開発行為に係る事務	開発行為等の事前協議	松本（玲）	岡本
76		子育て支援協力金	松本（玲）	岡本
77	給付金・交付金・補助金に係る歳入集約、補助金交付	施設型給付（民生費）（歳入集約、扶助費交付）	淡路	松本（雄）
78		地域型保育給付（歳入集約、扶助費交付）	淡路	松本（雄）
79		施設型給付（教育費）（歳入集約、扶助費交付）	淡路	松本（雄）
80		子どものための教育・保育給付費補助金（歳入集約）	淡路	松本（雄）
81		施設等利用給付（民生費）（歳入集約、扶助費交付）	伊藤	淡路
82		施設等利用給付（教育費）（歳入集約、扶助費交付）	伊藤	淡路
83		子ども・子育て支援交付金（歳入集約）	淡路	松本（雄）
84		子ども・子育て支援交付金（特例措置分）（歳入集約、補助金交付）	淡路	松本（雄）
85		保育対策総合支援事業費補助金（歳入集約）	淡路	松本（雄）
86		子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金（歳入集約）	松本（玲）	岡本
87		子ども・子育て支援施設整備交付金（歳入集約、補助金交付）	淡路	松本（雄）
88		就学前教育・保育施設整備交付金（歳入集約、補助金交付）	淡路	松本（雄）
89		安心こども基金事業補助金（幼児教育・保育の無償化）（歳入集約）	淡路	松本（雄）
90		安心こども基金事業補助金（施設整備）（歳入集約、補助金交付）	淡路	松本（雄）
91		新子育て支援交付金（優先配分枠）（福祉推進課集約）	伊藤	淡路
92		新子育て支援交付金（市町村計画枠）（福祉推進課集約）	伊藤	淡路
93		認可外保育施設届出等事務交付金（歳入集約）	岡本	松本（玲）
94		保育所・児童館事務交付金（歳入集約）	岡本	松本（玲）

令和7年度 生涯学習課 事務分担表 (最終更新: 令和7年4月1日)

※状況に応じて、年度途中に担当の変更を行う場合があります。

※業務の繁忙などにより割当担当とは関係なく、課長から指示することがあります。

※定期的に休日出勤の必要な事業は、課職員全員で対応することにします。

		令和6年度	
	事務事業	主担	副担
1	課の総括	坂元	住屋
2	課の予算・決算の集約	島本	各担当者
3	一般質問・大綱質疑の対応	坂元	各担当者
4	本会議・委員会の資料請求の処理	木村	各担当者
5	議会提出案件の集約	木村	各担当者
6	教育委員会提出案件の集約	木村	各担当者
7	事務事業成果報告書の集約	木村	各担当者
8	教育・保育重点目標の集約	木村	各担当者
9	点検・評価結果報告書の集約	木村	各担当者
10	定例監査資料の集約	島本	各担当者
11	文書取扱責任者	島本	木村
12	ホームページ、デジタル担当	三井	木村
13	町広報	早瀬	各担当者
14	課の庶務（後納郵便、残務予定報告、メール・文書收受・旅費精算）	早瀬	島本
15	ファイリングシステム・文書処理簿	早瀬	島本
16	課の回答・提出の集約	島本	木村
17	教育委員会の主催事業の傷害保険	島本	各担当者
18	「要望・苦情等の送付」の処理	各担当者	-
19	「情報公開請求」の処理	各担当者	-
20	「個人情報開示等請求」の処理	各担当者	-
21	社会教育関係総括	大柴	岡本（和）
22	社会教育関係予算管理・集約・庶務	大柴	岡本（和）
23	社会教育事業の奨励・援助	大柴	岡本（和）
24	社会教育委員会議	大柴	岡本（和）
25	社会教育関係団体の認定	大柴	岡本（和）
26	社会教育関係団体の補助金	大柴	岡本（和）
27	社会教育関係団体の指導・助言・支援	大柴	岡本（和）
28	青少年関係総括	岡本（和）	大柴
29	青少年関係予算管理・集約・庶務	岡本（和）	大柴
30	青少年関係他市町村連携	岡本（和）	大柴
33	親子体験学習	岡本（和）	大柴
34	青少年教育事業の各種教室	岡本（和）	大柴
36	青少年関係他部局連携	岡本（和）	村田
37	青少年指導員	岡本（和）	大柴
38	青少年健全育成大会	岡本（和）	大柴
39	家庭教育	岡本（和）	島本
40	二十歳のつどい	岡本（和）	大柴
41	青少年関係団体の支援	岡本（和）	大柴
42	町こども会育成連絡協議会の支援（他市連携含む）	岡本（和）	島本
43	町PTA連絡協議会の支援	岡本（和）	島本
44	文化財関係総括	木村	三井
45	文化財保護費予算管理・集約・庶務	三井	木村
46	文化財関係他市町村連携	三井	木村
47	文化財保護費・会計年度任用職員雇用管理	三井	木村
48	文化財保護審議会	木村	三井
49	指定等文化財候補調査	久保・朝田・前野	三井
50	指定等文化財一般公開	久保・朝田・前野	三井
51	指定等文化財補助金（国庫補助）	三井	木村
107	水無瀬神宮補修	三井	久保
52	文化財保護啓発	学芸員全員	三井
53	文化財情報発信（住民等へ）	学芸員全員	三井
54	観光施策との連携	三井	久保
55	道標・案内板・待宵小侍従の維持管理	前野	三井

		令和6年度	
	事務事業	主担	副担
56	古文書・植物・建造物調査	久保	三井
57	埋蔵文化財調査関係総括	木村	三井
58	埋蔵文化財調査	朝田・前野	木村
59	埋蔵文化財調査補助金	三井	木村
60	埋蔵文化財調査報告書	各担当者	木村
61	歴史文化資料館関係総括	久保	三井
62	歴史文化資料館管理費予算管理・集約・庶務	久保	三井
63	歴史文化資料館予算支出・庶務	三井	朝田
64	文化財資料の寄贈及び寄託	久保	前野
65	歴史文化資料館資料の貸出し	久保	会計年度
66	中将棋	久保	三井
67	水無瀬家調査	三井	久保
68	企画展・講演会	久保	朝田・前野
69	歴史文化資料館の施設管理	久保	朝田・前野
70	歴史文化資料館の施設使用許可	久保	朝田・前野
71	歴史文化資料館の動産保険	三井	木村
72	史跡桜井駅跡の史跡管理	朝田	前野
73	史跡等の軽微な現状変更等の許可	朝田	前野
74	文化・芸術・生涯学習関係総括	早瀬	木村
75	文化・芸術・生涯学習関係予算執行・集約・庶務	早瀬	木村
76	文化教室・講座	早瀬	木村
77	生涯学習関係団体の認定・設立支援	早瀬	木村
78	文化祭事業実行委員会	早瀬	木村
79	おおさかふみんネット	早瀬	木村
80	ふれあいセンター生涯学習課所管諸室の施設管理	早瀬	木村
81	文化関係団体の支援	早瀬	木村
82	生涯学習課活動室の施設管理	早瀬	木村
83	しまもとバンブークラブの支援	大柴	島本
84	スポーツ関係総括	早瀬	島本
85	スポーツ関係予算管理・集約・庶務	早瀬	島本
86	スポーツ推進委員	大柴	島本
87	スポーツ教室	早瀬	島本
88	町民スポーツ実行委員会	大柴	島本
89	スポーツ関係団体の支援	大柴	島本
90	町体育協会の支援	早瀬	島本
91	しまもとミニマラソンの支援	大柴	島本
92	三島地区体育連合	大柴	島本
105	府総体、三島地区大会出場選手等交通費支給	大柴	島本
93	体育館等スポーツ施設の施設管理・貸出	早瀬	島本
94	還付手続き	早瀬	島本
95	施設貸出制度見直し（利用料、減免制度含む）	島本	坂元
96	町立体育館の今後のあり方検討	島本	坂元
97	課の施設設備の工事等に係る専門的支援	廣澤	川田
99	資料館保存計画策定	木村・三井	廣澤
100	資料館移転検討	久保・木村・三井	坂元
	新体育館等事業者選定業務	島本	早瀬
	新体育館等に付随する各種検討（物品、貸出方法、減免、プール等）	島本	早瀬
	尺代テニスコート整備	坂元・川田	島本
	淀川河川公園テニスコート利用料補助	早瀬	島本
108	図書館関係総括	住屋	坂元
109	図書館の管理運営（別に定める）	西尾・後・松本	

島本係長担当

木村係長担当

色のついていないものは内容によって変わります。

島本町教育委員会事務局教育こども部施設一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	郵便番号	電話番号	校・園・所・室長名	
	所在地	FAX		
第一小学校 (364)	〒618-0011	075-961-1193	校長	下村 聡美
	島本町広瀬一丁目5番5号	075-961-1194	教頭	西井 幾子
第二小学校 (365)	〒618-0002	075-961-1195	校長	佐々木 淳平
	島本町東大寺四丁目167	075-961-1196	教頭	高崎 亮輔
第三小学校 (366)	〒618-0022	075-962-2521	校長	藪田 香織
	島本町桜井二丁目25番1号	075-962-2522	教頭	品村健太郎
第四小学校 (367)	〒618-0012	075-962-2311	校長	川口 直樹
	島本町高浜二丁目2番1号	075-962-2312	教頭	土居 和彦
第一中学校 (368)	〒618-0014	075-961-1197	校長	山田 敏博
	島本町水無瀬一丁目19番4号	075-961-1198	教頭	古家 昭二
第二中学校 (369)	〒618-0002	075-962-1177	校長	小林 智
	島本町東大寺四丁目150	075-962-1179	教頭	加藤 崇
教育センター (73-409)	〒618-0022	075-962-4255	所長	岡澤 潤
	島本町桜井三丁目4番1号	075-962-4256		
第二保育所 (381)	〒618-0011	075-961-0960	所長	八田 二歌
	島本町広瀬五丁目2番22号	075-961-0960	副所長	長谷川大樹
第四保育所 (383)	〒618-0021	075-961-1588	所長	蒲原 慎介
	島本町百山4番2号	075-961-1588	副所長	池田 尚代
第一幼稚園 (362)	〒618-0015	075-961-6456	園長	堀井 千香
	島本町青葉三丁目1番1号	075-961-6450	教頭	町田 京子
第一学童保育室 (*82)	〒618-0011	075-962-5408	室長	衣川 淑子
	島本町広瀬一丁目5番5号	075-962-5408		
第二学童保育室 (*83)	〒618-0002	075-962-5422	室長	北藤 圭子
	島本町東大寺四丁目167	075-962-5422		
第三学童保育室 (*84)	〒618-0022	075-962-5424	室長	村上 薫
	島本町桜井二丁目25番1号	075-962-5424		
第四学童保育室 (*85)	〒618-0012	075-962-5426	室長	安田美代子
	島本町高浜二丁目2番1号	075-962-5426		
図書館 (73-403)	〒618-0022	075-962-4364	館長	住屋 晴子
	島本町桜井三丁目4番1号	075-962-1051		
歴史文化資料館 (961-3411)	〒618-0022	075-961-3411	館長	久保 直子
	島本町桜井一丁目3番1号	075-585-3411		
体育館 (371)	〒618-0022	075-962-1331	館長	坂元 貴行
	島本町桜井二丁目11番22号	075-962-1331		

島本町教育委員会 施設長一覧

施設名	令和7年度		令和6年度	
	役職／氏名		役職／氏名	
第一小学校	校長	下村 聡美	校長	下村 聡美
	教頭	西井 幾子	教頭	原山 太郎
第二小学校	校長	佐々木 淳平	校長	佐々木 淳平
	教頭	高崎 亮輔	教頭	西井 幾子
第三小学校	校長	藪田 香織	校長	藪田 香織
	教頭	品村健太郎	教頭	土居 和彦
第四小学校	校長	川口 直樹	校長	川口 直樹
	教頭	土居 和彦	教頭	品村健太郎
第一中学校	校長	山田 敏博	校長	松本 剛
	教頭	古家 昭二	教頭	石橋 孝之
第二中学校	校長	小林 智	校長	山田 敏博
	教頭	加藤 崇	教頭	加藤 崇
教育センター	所長	岡澤 潤	所長	岡澤 潤
第二保育所	所長	八田 二歌	所長	長谷川大樹
	副所長	長谷川大樹	副所長	八田 二歌
第四保育所	所長	蒲原 慎介	所長	蒲原 慎介
	副所長	池田 尚代	副所長	池田 尚代
第一幼稚園	園長	堀井 千香	園長	堀井 千香
	教頭	町田 京子	教頭	町田 京子
第一学童保育室	室長	衣川 淑子	室長	衣川 淑子
第二学童保育室	室長	北藤 圭子	室長	北藤 圭子
第三学童保育室	室長	村上 薫	室長	村上 薫
第四学童保育室	室長	安田美代子	室長	安田美代子
図書館	館長	住屋 晴子	館長	住屋 晴子
歴史文化資料館	館長	久保 直子	館長	久保 直子
体育館	館長	坂元 貴行	館長	坂元 貴行

変更箇所

教育委員会事務局 教育ことも部

保育幼稚園課

次長	172
安藤	

次長	130	南田	113
			伊藤
			藤本
			大
			海
			廣
			澤
			川
			田
			小
			山
			永
			田

部長	171
岡本	

	131
	134

課長	180
三代	

182	教育総務課	188
参事	乾	木村(幸)
係長	永井	佐々木
		北原
		宮本
	183	187

教育推進課

186		181	
参事兼指導主事	参事兼指導主事	参事兼指導主事	参事兼指導主事
原山	吉田	杉谷	稲端
課長			参事
岡澤	小東	栗須	山本(千)
185	189	190	

教育長室

横山教育長

生涯学習課

193	195
係長	島本
	三井
	係長
朝田	前野
	木村
	194
191	
樹下	岡本(優)
	大柴
	早瀬
	岡本(和)
	192

出入口

令和7年度小中一貫教育推進協議会
【みづまるキッズプランに係る取組会議 スケジュール】(案)

年間6回実施（主に第3,4,5木曜日）			
回	日 時	内 容	会 場
1	4月17日(木) 16:00～17:00	「みづまるキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」 ・みづまるキッズプランについて ・3つの力をつけるための単元計画(総合学習)を作成する①【協議会事務局で実施】 ※ワークショップ、シンキングツールを活用	二小
2	5月22日(木) 16:00～17:00	「みづまるキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」 ・みづまるキッズプランについて ・3つの力をつけるための単元計画(総合学習)を作成する② ※ワークショップ、シンキングツールを活用	二小
3	7月24日(木) 16:00～17:00	「みづまるキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」 ・3つの力をつけるための単元計画(総合学習)を作成する③【各校校内研修で実施】 ※ワークショップ、シンキングツールを活用	二小
4	10月30日(木) 16:00～17:00	「みづまるキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」 ・各校で作成した3つの力をつけるための単元計画(総合学習)を共有する①	二小
5	1月29日(火) 16:00～17:00	「みづまるキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」 ・各校で作成した3つの力をつけるための単元計画(総合学習)を共有する②	二小
6	2月26日(木) 16:00～17:00	・年間総括 ・今年度の成果と課題について ・その他	二小

令和7年4月10日

令和7年度研究事業等について

教育推進課

1 研究事業等

(1) 文部科学省・大阪府

ア 授業時数特例校制度の継続

- ・年間授業時数の増減

小学校1・2年生：生活科20時間増、国語科20時間減

➡小学校での「みづまろキッズカリキュラム」実施

中学校での「総合的な学習の時間」の充実

- ・ALT派遣（保育所・幼稚園・小学校）
- ・オンライン英会話（中学校）
- ・指導方法の工夫改善定数を活用した指導の充実
- ➡少人数・習熟度別指導、教科担任制、英語専科、小中連携教科指導

イ スクールエンパワーメント推進事業（確かな学力を育む学校づくり）

- ・第一小学校及び第一中学校に事業指定
- 推進校の取組の充実と、町全域への普及
- 学校公開（全学級公開）日程の早期共有と他校教職員参加への配慮

(2) 島本町

ア 「みづまろキッズプラン」の推進

- ・小学校低学年における「みづまろキッズカリキュラム」の実施

イ 小中一貫教育推進事業の推進と検証

- ・みづまろキッズプランに係る検討
- ・学校教育自己診断共通質問事項の見直し

2 その他

(1) GIGAスクール構想の実現について

ア 1人1台端末を「教える道具」から「学ぶ道具」にしていく

イ ICT機器の有効活用 ➡ 「大阪府情報活用ステップシート」の活用

令和7年度 島本町教育センター連絡会について

<目的>

各関係機関が円滑な連携及び情報共有を図ることにより、支援の必要な園児・児童・生徒に対し幼児期から成人（18歳）までの間における連続した切れ目のない支援を実施する。

<内容>

- (1) 島本町における支援の推進に向けた協議及び検討
- (2) 各関係機関との連携についての協議及び検討
- (3) 支援が必要な園児・児童・生徒についての情報共有

<参加者>

教育センター所長、教育センター教育支援員、教育推進課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、発達相談員、各園所支援教育担当者、各小中学校支援教育担当者（通級指導教室担当者等）、健康福祉部こども家庭課、高槻支援学校リーディングスタッフ

<場所>

島本町ふれあいセンター3階 第一学習室

<日程>

第1回	4月15日（火）	14:00～16:00	※この日のみ、3階 第四学習室
第2回	5月13日（火）	9:30～11:30	
第3回	6月3日（火）	9:30～11:30	
第4回	7月1日（火）	9:30～11:30	
第5回	9月2日（火）	9:30～11:30	
第6回	10月7日（火）	9:30～11:30	
第7回	11月4日（火）	9:30～11:30	
第8回	12月2日（火）	9:30～11:30	
第9回	1月13日（火）	9:30～11:30	
第10回	2月3日（火）	9:30～11:30	
第11回	3月3日（火）	9:30～11:30	

令和7年度「島本町教育センター連絡会」構成員

令和7年4月3日作成
教育推進課

	所 属	氏 名	職 名
1	教育センター所長	岡澤 潤	教育推進課長 兼 センター所長
2	教育推進課	原山 太郎	参 事
3	教育センター	植木 祐美子	支援員
4	教育センター 第一幼稚園・第一小学校 第二小学校・第三小学校	阪 幸江	スクールカウンセラー
5	教育センター	北谷 多樹子	スクールカウンセラー
6	教育センター	箔本 愛里香	発達相談員
7	教育センター	小澤 亜寿花	発達相談員
8	健康福祉部こども家庭課	板谷 圭介	主 査
9	第一中学校 第四小学校	岡田 信吾	スクールカウンセラー
10	第二中学校 第二小学校・第三小学校	岩永 尚子	スクールカウンセラー
11	第一小学校 第四小学校	浅田 順子	スクールカウンセラー
12	第一小学校 第三小学校	長瀬 信子	スクールソーシャルワーカー
13	第一中学校 第四小学校	萩野 崇子	スクールソーシャルワーカー

1 4	第二中学校 第二小学校	小坂 陽子	スクールソーシャルワーカー
1 5	島本町立第一小学校	西島 恵理子	教 諭
1 6	島本町立第二小学校	松本 由香	教 諭
1 7	島本町立第三小学校	大林 敦子	教 諭
1 8	島本町立第四小学校	山口 保代	教 諭
1 9	島本町立第一中学校	砂川 秀治	教 諭
2 0	島本町立第二中学校	土屋 豊子	教 諭
2 1	島本町立第一幼稚園	堀井 千香	園 長
2 2	島本町立第二保育所	八田 二歌	所 長
2 3	島本町立第四保育所	蒲原 慎介	所 長
2 4	大阪府立高槻支援学校	田中 美穂	教 諭 リーディングスタッフ

令和7年度 定例校長会の開催日程について

令和7年4月3日

回	開催日	開始時刻	場所	備考
1	4月10日(木)	午前9時30分	委員会室	校園所長会
2	5月7日(水)	午前9時30分	第2多目的室	新庁舎
3	6月4日(水)	午前9時30分	議会3・4会議室	
4	7月23日(水)	午前9時30分	議会3・4会議室	
5	8月22日(金)	午前9時30分	議会3・4会議室	2学期始業式8月25日
6	10月8日(水)	午前9時30分	議会3・4会議室	
7	11月5日(水)	午前9時30分	議会3・4会議室	
8	12月19日(金)	午前9時30分	議会3・4会議室	
9	1月14日(水)	午前9時30分	議会3・4会議室	
10	2月4日(水)	午前9時30分	議会3・4会議室	
11	3月27日(金)	午前9時30分	議会3・4会議室	校園所長会

※ 日時を変更する場合があります。

令和7年度 法定研修について〔島本町実施分〕

■初任者研修

研修内容		具体的研修内容	実施時期
小学校	中学校		
授業づくり4	授業づくり4	町内めぐり（雨天決行）	6月4日（水） 15:00～17:00
授業づくり6	授業づくり5	授業づくり研修	8月6日（水） 15:00～17:00
人権教育研修		市町村における人権教育の現状と課題	6月18日（水） 15:00～17:00
授業づくり10	授業づくり9	学級づくり研修	10月15日（水） 15:00～17:00
児童生徒理解を深めるために4		学級経営の実際	2月4日（水） 15:00～17:00
普通救命講習		島本町消防署で受講	5月28日（水） 15:00～17:00

※人権教育研修…人権文化センター予定

■2年次初任者研修（社会体験研修）

回	研 修 内 容		実施時期
第21回	社会体験研修 1	〈島本町での体験研修〉 ・町立図書館 ・第一幼稚園 ・第二保育所 ・第四保育所 ・消防署 （施設については予定）	夏季休業中 （実施場所により異なる）
第22回	社会体験研修 2		
第23回	社会体験研修 3		

■10年経験者研修

研修内容		具体的研修内容	実施時期
小学校	中学校		
市町村教育委員会 実施研修 1		「主体的・対話的・深い学び」の授業 づくりに係る研修	7月2日（水） 15:00～17:00
市町村教育委員会 実施研修 2		学級づくり研修	10月1日（水） 15:00～17:00

令和7年度 小学校新任者研修 実施要項

- 1 目的 新任教諭に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
- 2 対象 新任教諭のうち、初任者研修対象教員として指定された者
- 3 日時等

回	日時		主題	会場等
	1 班	2 班		
1	4月4日(金) ～ 4月15日(火)		セルフマネジメント ー働くための基礎的スキルー 児童生徒理解を深めるために ー働きかけの重要性ー 児童生徒の健康と正しい理解 [講義・演習]	オンデマンド開催
2	4月4日(金) ～ 4月15日(火)		今求められる資質・能力を育む授業づくり1 【理論①】 [講義・演習]	オンデマンド開催
	4月15日 (火)	4月24日 (木)	開講式 今求められる資質・能力を育む授業づくり1 【理論①】 [講義・協議]	大阪府教育センター
3	4月～7月		今求められる資質・能力を育む授業づくり2 【実践①】 [演習]	所属校等
4	5月中		授業づくり ー総合的な学習の時間や特別活動における、 体験的な活動を取り入れた授業づくり等ー [講義等]	市町村教育委員会 から別途通知
5	5月13日 (火)	5月15日 (木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり3 ー国語・算数の授業づくりー [講義・演習]	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
6	5月20日(火) ～ 7月17日(木)		子どもの命と安全を守る取組み ー学校における危機管理ー 人権について考える ー人権尊重の教育についてー セクシュアルハラスメントの防止と対応 [講義・実践発表]	オンデマンド開催
7	6月中		授業づくり ー授業見学等ー [見学等]	市町村教育委員会 から別途通知
8	6月24日 (火)	6月26日 (木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり4 ー「特別の教科 道徳」の授業づくりー [講義・演習]	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	5月20日(火) ～ 7月17日(木)		セルフマネジメント ーメンタルヘルスケアー [講義]	オンデマンド開催

9	7月22日(火) ～ 9月18日(木)	支援教育の現状と課題 ー子どもを理解する方法とその指導・支援の 在り方についてー 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
10	7月28日(月) 7月29日(火) 9:30～12:30	児童生徒理解を深めるために ー不登校・いじめ・児童虐待等について/ 児童生徒・保護者との関わり方ー 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
11	7月28日(月) 7月29日(火) 13:30～15:00	人権について考える ー在日外国人教育についてー 〔講義・実践発表〕	大阪府教育センター
	7月22日(火) ～ 9月18日(木)	人権について考える ージェンダー平等教育・性の多様性についてー 〔講義〕	オンデマンド開催
12	夏季休業中	人権教育研修 ー市町村における人権教育の現状と課題ー 〔講義等〕	市町村教育委員会 から別途通知
13	8月18日(月) 8月21日(木) 14:00～17:00	今求められる資質・能力を育む授業づくり5 【検証①】 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
14	9月2日(火) 9月4日(木) 14:00～17:00	学校・家庭・地域の連携・協働について 今求められる資質・能力を育む授業づくり6 【理論②】 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
15	9月～12月	今求められる資質・能力を育む授業づくり7 【実践②】 〔演習〕	所属校等
16	9月～2月	授業づくり ー地域教材・地域人材等の活用ー 〔講義等〕	市町村教育委員会 から別途通知
17	11月11日(火) 11月13日(木) 14:30～17:00	人権について考える ー同和教育について/大阪国際平和センター の見学ー 〔講義・実践発表・見学〕	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
18	1月～2月	児童生徒理解を深めるために ー学級経営の実際、子ども理解ー 〔講義等〕	市町村教育委員会 から別途通知
19	2月17日(火) 2月19日(木) 14:00～17:00	今求められる資質・能力を育む授業づくり8 【検証②】 閉講式 〔講義・協議〕	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、8、11回は、集合開催とオンデマンド開催との両方を受講してください。

2 年次研修

20	令和8年度実施	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー 児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について／学級危機管理についてー 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
21 ～ 23	令和8年度実施	市町村教育委員会実施研修（全3回） （社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む） 〔実習・見学等〕	市町村教育委員会 から別途通知
24	令和8年度実施	授業づくり ー授業研究ー 〔演習〕	所属校等
25	令和8年度実施	授業づくり ー授業研究報告ー 〔講義・協議〕	大阪府教育センター

4 会場 第1、2、3、6、8、9、11、15、24回 所属校等

第2、5、8、10、11、13、14、19、20、25回

大阪府教育センター（大阪市住吉区荻田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

第17回

大阪国際平和センター（ピースおおさか）（大阪市中央区大阪城2番1号）

Osaka Metro 中央線「森ノ宮」駅下車、西へ約200m
JR 大阪環状線「森ノ宮」駅下車、西へ約400m
Osaka Metro 谷町線「谷町四丁目」駅下車、東へ約1,100m

- 5 その他
- （1）受付は30分前から。
 - （2）来所時には、所属名・名前の入った名札を着用すること。
 - （3）大阪府教育センター及びその他の研修会場に、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
 - （4）（受講決定後～当日）Plantで、事前連絡や課題等がないか確認すること。

6 担当室 企画室

令和7年度 小学校初任者研修 シラバス

1 目的

新任教諭に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA 教職 スタンダード	共通の指標														
	I			II			III			IV			V		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第4期															
第3期															
第2期															
第1期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第0期															

3 研修の主題とねらい等

※**準備物** 「初任者・新規採用者研修の手引」(以下、手引)は、Plantより閲覧可能です。

回	主題	ねらい	準備物・事前課題
1	セルフマネジメント ー働くための基礎的スキルー	・講義、演習を通して、自らの取組みを省察する必要性について認識し、教職員1年めとしての目標を設定する。 ・講義を通して、服務等について学び、公務員としての自覚を持つ。 ・講義、演習を通して、著作権や個人情報の保護等について学び、授業や校務での適切な取り扱いについて理解する。	準備物 小学校初任者研修 「実施要項・シラバス」
	児童生徒理解を深める ために ー働きかけの重要性ー	講義を通して、教職員としての児童生徒理解について大切にすべき点について学び、教職員としての働きかけの重要性について理解を深める。	
	児童生徒の健康と正しい理解	講義を通して、食物アレルギーや色覚特性について学ぶとともに、心肺蘇生法やAEDの使用の必要性や重要性を学び、児童生徒等が健康で、安全・安心な学校生活について理解する。	
2	開講式		事前課題 ・手引Ⅱ-【6】-1～4を読んでおく。 ・「大阪の授業STANDARD」を読んでおく。
	今求められる資質・能力を育む授業づくり1 【理論①】	・講義、演習を通して、学習指導要領の趣旨や子ども主体の授業づくり、学習評価の在り方、学習指導案作成の意義や方法等について学び、すべての児童が目標を達成できることをめざした授業づくりのポイントを理解する。【オンデマンド】 ・講義、協議を通して、子ども主体の授業づくり、学習評価の在り方、1人1台端末の活用等について学び、具体的な授業づくりの在り方を理解する。【集合】	

3	今求められる資質・能力を育む授業づくり2 【実践①】	「授業づくり1【理論①】」の内容をふまえ、学習指導案の立案・授業実践を通して授業力の向上を図る。	
4	授業づくり ー総合的な学習の時間や特別活動における、体験的な活動を取り入れた授業づくり等ー	講義等を通して、児童生徒の自発性や自主性を生かした授業づくりや教材づくりについて学び、体験的な活動を取り入れた授業づくりについて理解を深める。	
5	今求められる資質・能力を育む授業づくり3 ー国語・算数の授業づくりー	講義、演習を通して、国語科及び算数科で育成をめざす資質・能力と学習指導要領の内容や、授業づくりのポイントについて学び、授業改善の見通しを持つ。	事前課題 ・国語の授業づくりハンドブックⅡを読んでおく。 ・算数・数学の授業づくりハンドブックを読んでおく。 ・手引Ⅰ-【1】-4. 資料3「自己成長・確認シートNo. 1（4月）」を作成しておく。
6	子どもの命と安全を守る取り組み ー学校における危機管理ー	講義を通して、地域・学校における児童生徒の生命や身体の安全を守るための安全教育や安全管理、組織としての安全活動の在り方について学び、学校における危機管理について理解する。	
	人権について考える ー人権尊重の教育についてー	・講義を通して、人権教育と様々な人権課題について学び、人権尊重の観点に貫かれた学級経営を行うことの重要性和、子どもと子どもとをつなぐ集団づくりについて理解を深める。 ・実践発表を通して、子どもの人権を尊重した教育について学び、人権尊重の教育について理解を深める。	
	セクシュアルハラスメントの防止と対応	講義を通して、児童生徒へのセクシュアルハラスメントについて認識を深め、人権侵害の未然防止・早期発見及び対応の在り方について理解する。	
7	授業づくり ー授業見学等ー	授業見学等を通して、自身の授業を客観的に分析し、子ども主体の授業づくりのポイント、ユニバーサルデザインに基づいた授業づくりについて認識を深める。	
8	今求められる資質・能力を育む授業づくり4 ー「特別の教科 道徳」の授業づくりー	講義、演習を通して、「特別の教科 道徳」の学習指導要領の趣旨を学び、授業づくりについて理解する。	事前課題 手引Ⅱ-【6】-5を読んでおく。
	セルフマネジメント ーメンタルヘルスケアー	講義を通して、メンタルヘルスマネジメントの考え方について学び、メンタルヘルスの保ち方について具体的方法を考える。	

9	支援教育の現状と課題 ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー	講義、演習を通して、支援教育の理念や大阪府における支援教育の現状と課題、障がいの特性や行動のとらえ方等について学び、子ども理解の方法と指導・支援の在り方について理解を深める。	準備物 「みつめよう一人ひとりを」 事前課題 手引Ⅱ-【6】-11 を読んでおく。
10	児童生徒理解を深めるために ー不登校・いじめ・児童虐待等について／児童生徒・保護者との関わり方ー	・講義を通して、不登校・いじめや暴力行為の未然防止・早期発見、及び児童虐待防止等への対応について学び、その理解を深める。 ・講義、演習を通して、具体例をもとに適切な児童生徒・保護者対応について学び、その理解を深める。	事前課題 自校の「いじめ防止基本方針」を読んでおく。
11	人権について考える ー在日外国人教育についてー	講義、実践発表を通して、在日外国人に係る人権問題の現状と課題について学び、在日外国人教育の意義について理解を深める。	事前課題 ・教職員人権研修ハンドブックQ30, 31を読んでおく。 ・手引Ⅱ-【6】-10を読んでおく。
	人権について考える ージェンダー平等教育・性の多様性についてー	・講義を通して、ジェンダー平等教育について自分自身の認識と学校の教育環境を見つめ直し、ジェンダー平等教育を進めていく展望を持つ。 ・講義を通して、性の多様性について認識を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送るために大切なことについて理解する。	
12	人権教育研修 ー市町村における人権教育の現状と課題ー	大阪府の人権教育の基本方針や課題をふまえた上で、講義等を通して、市町村それぞれの人権課題を認識し、人権教育の進め方について理解する。	
13	今求められる資質・能力を育む授業づくり5 【検証①】	講義、協議を通して、「授業づくり2【実践①】」の成果と課題を検証し、学習指導要領の趣旨や子ども主体の授業づくり、学習評価の在り方、1人1台端末の効果的な活用について認識を深める。	事前課題 実践レポートを作成し、学習指導案とともに持参する。
14	学校・家庭・地域の連携・協働について	講義、演習を通して、大阪府が推進する「教育コミュニティづくり」について学び、学校・家庭・地域が連携・協働し、ともに子どもを育む取組みについて理解を深める。	事前課題 ・手引Ⅱ-【6】-14を読んでおく。 ・手引Ⅰ-【1】-4. 資料3「自己成長・確認シートNo. 1 (8月)」を作成しておく。
	今求められる資質・能力を育む授業づくり6 【理論②】	講義、演習を通して、情報活用能力や、授業における効果的なICTの活用について理解する。	

15	今求められる資質・能力を育む授業づくり7【実践②】	「授業づくり5【検証①】」と「授業づくり6【理論②】」の内容をふまえ、学習指導案の立案・授業実践を通して、授業力の向上を図る。	
16	授業づくり ー地域教材・地域人材等の活用ー	講義等を通して、地域の特性や取組みについて学び、地域教材や人材を活かした授業づくりについて考える。	
17	人権について考える ー同和教育について／大阪国際平和センターの見学ー	・講義を通して同和教育について学ぶとともに、実践発表を通して同和問題に関する人権学習の大切さについて学び、部落差別解消のために、すべての学校で同和教育に取り組む必要があることを理解する。 ・大阪国際平和センター（ピースおおさか）の施設見学を通して、「戦争は最大の人権侵害である」という認識に立ち、人権が尊重される平和な社会の在り方について考える。	準備物 クリップボード 事前課題 教職員人権研修ハンドブックQ28を読んでもおく。
18	児童生徒理解を深めるために ー学級経営の実際、子ども理解ー	講義等を通して、児童生徒理解に関する基礎的な知識を学び、自身の学級経営や指導の在り方を振り返る。	
19	今求められる資質・能力を育む授業づくり8【検証②】	講義、協議を通して、「授業づくり7【実践②】」の成果と課題を検証し、ICTを効果的に活用した授業づくりについて認識を深め、次年度に向けての具体的な取組みについて考える。	事前課題 ・実践レポートを作成し、学習指導案とともに持参する。 ・手引I-【1】-4. 資料3「自己成長・確認シートNo. 2（2月）」を作成しておく。
	閉講式		

	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー	講義、演習を通して、「OSAKA 教職スタンダード」を基に、今後の教員としての在り方、めざす方向性について学び、教職員としての自覚と使命感、自己改善力を高める。	
20	児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について／学級危機管理についてー	・講義、演習を通して、他校種における取組みを学ぶとともに、自校との関わりを考えることで、校種間連携の重要性について理解する。 ・講義、演習を通して、自身の学級経営や指導の在り方を振り返り、学級における危機の未然防止の方法について考える。	
21 ～ 23	市町村教育委員会 実施研修（全3回） （社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む）	地域における社会体験活動や福祉体験、校種間連携等に関する実習や見学等を通して、地域社会と関わり、社会人としての基礎的素養を身に付け、教育活動における地域社会との連携について考える。	

24	授業づくり —授業研究—	1年次に学んだ授業づくり研修等のポイントを踏まえ、学習指導案の立案・授業実践を通して、単元を見通した授業について実践内容を振り返り、授業力の向上を図る。	
25	授業づくり —授業研究報告—	講義、協議を通して、2年次の授業づくりの成果と課題を検証し、今後の授業改善に向けて、見通しを持つ。	事前課題 実践レポートを作成し、学習指導案とともに持参する。 ※詳細は、第19回「授業づくり8」にて連絡する。

4 OSAKA 教職スタンダードとの関わり

求められる資質・能力		第1期	研修回
I	1 人権尊重の精神	人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる	6、11、12、17
	2 危機管理能力	学級等の安全管理ができる	1、6、20
	3 学び続ける力	優れた取組みに学ぶ姿勢を持っている	1、6、8、17、20
II	4 課題解決能力	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、6、11、17
	5 法令遵守の態度	教育公務員として法令を遵守することができる	1、6
	6 事務能力	計画的かつ正確・丁寧に処理できる	1
III	7 協働して取り組むことができる力	組織の一員としての自覚を持っている	14、21、22、23
	8 ネットワークを構築する力	課題を解決するために相談することができる	14、20、21、22、23
	9 マネジメントする力	学級経営等を行うことができる	6、11、17、18、20
IV	10 授業を構想する力	子ども主体の学習指導案を作成することができる	2、3、4、5、7、8、13、14、15、16、19、24、25
	11 授業を展開する力	基本的な授業スキルを実践に生かすことができる	2、3、4、5、7、8、13、14、15、16、19、24、25
	12 授業を評価する力	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	2、3、4、5、7、8、13、14、15、16、19、24、25
V	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力	個に応じた指導・支援ができる	1、6、9、10、11、17、18
	14 子どもの集団づくりを指導できる力	迅速な報告・連絡・相談を行うことができる	1、6、9、10、18
	15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる	1、6、9、10、11、17、18

令和7年度 中学校初任者研修 実施要項

- 1 目的 新任教諭に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
- 2 対象 新任教諭のうち、初任者研修対象教員として指定された者
- 3 日時等

回	日時		主題	会場等
	1 班	2 班		
1	4月4日(金) ～ 4月15日(火)		セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解 [講義・演習]	オンデマンド開催
2	4月8日(火) ～ 4月17日(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり1 【理論①】 [講義・演習]	オンデマンド開催
	4月22日 (火)	5月1日 (木)	開講式 今求められる資質・能力を育む授業づくり1 【理論①】 [講義・協議]	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
3	4月～7月		今求められる資質・能力を育む授業づくり2 【実践①】 [演習]	所属校等
4	5月20日 (火)	5月22日 (木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり3 －「特別の教科 道徳」の授業づくり－ [講義・協議]	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	5月20日(火) ～ 7月17日(木)		セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－ [講義]	オンデマンド開催
5	5月中		授業づくり －総合的な学習の時間や特別活動における、体験的な活動を取り入れた授業づくり等－ [講義等]	市町村教育委員会 から別途通知
6	5月20日(火) ～ 7月17日(木)		子どもの命と安全を守る取組み －学校における危機管理－ 人権について考える －人権尊重の教育について－ セクシュアルハラスメントの防止と対応 [講義・実践発表]	オンデマンド開催
7	6月中		授業づくり －授業見学等－ [見学等]	市町村教育委員会 から別途通知

8	7月22日(火) ～ 9月18日(木)	支援教育の現状と課題 ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
9	7月28日(月) 7月29日(火) 9:30～12:30	児童生徒理解を深めるために ー不登校・いじめ・児童虐待等について／ 児童生徒・保護者との関わり方ー 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
10	7月28日(月) 7月29日(火) 13:30～15:00	人権について考える ー在日外国人教育についてー 〔講義・実践発表〕	大阪府教育センター
	7月22日(火) ～ 9月18日(木)	人権について考える ージェンダー平等教育・性の多様性についてー 〔講義〕	オンデマンド開催
11	夏季休業中	人権教育研修 ー市町村における人権教育の現状と課題ー 〔講義等〕	市町村教育委員会 から別途通知
12	8月26日(火) 8月28日(木) 14:00～17:00	今求められる資質・能力を育む授業づくり4 【検証①】 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
13	9月9日(火) 9月11日(木) 14:00～17:00	学校・家庭・地域の連携・協働について 今求められる資質・能力を育む授業づくり5 【理論②】 〔講義・協議・演習〕	大阪府教育センター
14	9月～12月	今求められる資質・能力を育む授業づくり6 【実践②】 〔演習〕	所属校等
15	9月～2月	授業づくり ー地域教材・地域人材等の活用ー 〔講義等〕	市町村教育委員会 から別途通知
16	10月7日(火) 10月9日(木) 14:00～17:00	今求められる資質・能力を育む授業づくり7 ー教科の特質を生かした授業づくりー 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
17	11月11日(火) 11月13日(木) 14:30～17:00	人権について考える ー同和教育について／大阪国際平和センターの 見学ー 〔講義・実践発表・見学〕	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
18	1月～2月	児童生徒理解を深めるために ー学級経営の実際、子ども理解ー 〔講義等〕	市町村教育委員会 から別途通知
19	1月20日(火) 1月22日(木) 14:00～17:00	今求められる資質・能力を育む授業づくり8 【検証②】 〔講義・協議〕 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、4、10回は、集合開催とオンデマンド開催との両方を受講してください。

2年次研修

20	令和8年度実施	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー 児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について／学級危機管理についてー 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
21 ～ 23	令和8年度実施	市町村教育委員会 実施研修（全3回） （社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を 含む） 〔実習・見学等〕	市町村教育委員会 から別途通知
24	令和8年度実施	授業づくり ー授業研究ー 〔演習〕	所属校等
25	令和8年度実施	授業づくり ー授業研究報告ー 〔講義・協議〕	大阪府教育センター

4 会場 第1、2、3、4、6、8、10、14、24回 所属校等

第2、4、9、10、12、13、16、19、20、25回

大阪府教育センター（大阪市住吉区荻田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

第17回

大阪国際平和センター（ピースおおさか）（大阪市中区大阪城2番1号）

Osaka Metro 中央線「森ノ宮」駅下車、西へ約200m
JR 大阪環状線「森ノ宮」駅下車、西へ約400m
Osaka Metro 谷町線「谷町四丁目」駅下車、東へ約1,100m

- 5 その他
- （1）受付は30分前から。
 - （2）来所時には、所属名・名前の入った名札を着用すること。
 - （3）大阪府教育センター及びその他の研修会場に、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
 - （4）（受講決定後～当日）Plantで、事前連絡や課題等がないか確認すること。

6 担当室 企画室

令和7年度 中学校初任者研修 シラバス

1 目的

新任教諭に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA 教職 スタンダード	共通の指標														
	I			II			III			IV			V		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第4期															
第3期															
第2期															
第1期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第0期															

3 研修の主題とねらい等

※**準備物** 「初任者・新規採用者研修の手引」（以下、手引）は、Plantより閲覧可能です。

回	主題	ねらい	準備物・事前課題
1	セルフマネジメント ー働くための基礎的スキルー	・講義、演習を通して、自らの取組みを省察する必要性について認識し、教職員1年めとしての目標を設定する。 ・講義を通して、服務等について学び、公務員としての自覚を持つ。 ・講義、演習を通して、著作権や個人情報の保護等について学び、授業や校務での適切な取り扱いについて理解する。	準備物 中学校初任者研修 「実施要項・シラバス」
	児童生徒理解を深める ために ー働きかけの重要性ー	講義を通して、教職員としての児童生徒理解について大切にすべき点について学び、教職員としての働きかけの重要性について理解を深める。	
	児童生徒の健康と正しい理解	講義を通して、食物アレルギーや色覚特性について学ぶとともに、心肺蘇生法やAEDの使用の必要性や重要性を学び、児童生徒等が健康で、安全・安心な学校生活について理解する。	
2	開講式		準備物 ※データでも可 ・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説（各教科編） ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（中学校各教科） 事前課題 ・手引Ⅱ-【6】-1～4を読んでおく。 ・「大阪の授業STANDARD」を読んでおく。
	今求められる資質・能力を育む授業づくり1 【理論①】	・講義、演習を通して、学習指導要領の趣旨や子ども主体の授業づくり、学習評価の在り方、学習指導案作成の意義や方法等について学び、すべての生徒が目標を達成できることをめざした教科共通の授業づくりのポイントを理解する。【オンデマンド】 ・講義、協議を通して、子ども主体の授業づくり、学習評価の在り方、1人1台端末の活用等について学び、各教科における具体的な授業づくりの在り方を理解する。【集合】	

3	今求められる資質・能力 を育む授業づくり2 【実践①】	「授業づくり1【理論①】」の内容をふまえ、 学習指導案の立案・授業実践を通して、授業 力の向上を図る。	
4	今求められる資質・能力 を育む授業づくり3 －「特別の教科 道徳」 の授業づくり－	講義、協議を通して、学習指導要領の趣旨を 学び、「特別の教科 道徳」の授業づくりにつ いて理解する。	事前課題 ・手引Ⅱ－【6】－5 を読んでおく。 ・手引Ⅰ－【1】－4. 資料3「自己成長・確 認シートNo.1(4月)」 を作成しておく。
	セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－	講義を通して、メンタルヘルスマネジメント の考え方について学び、メンタルヘルスの保 ち方について具体的方法を考える。	
5	授業づくり －総合的な学習の時間 や特別活動における、体 験的な活動を取り入れ た授業づくり等－	講義等を通して、児童生徒の自発性や自主性 を生かした授業づくりや教材づくりにつ いて学び、体験的な活動を取り入れた授業づ くりについて理解を深める。	
6	子どもの命と安全を守 る取組み －学校における危機管 理－	講義を通して、地域・学校における児童生徒 の生命や身体の安全を守るための安全教育 や安全管理、組織としての安全活動の在り方 について学び、学校における危機管理につ いて理解する。	
	人権について考える －人権尊重の教育につ いて－	・講義を通して、人権教育と様々な人権課題 について学び、人権尊重の観点に貫かれた 学級経営を行うことの重要性和、子どもと 子どもとをつなぐ集団づくりについて理 解を深める。 ・実践発表を通して、子どもの人権を尊重し た教育について学び、人権尊重の教育につ いて理解を深める。	
	セクシュアルハラスメ ントの防止と対応	講義を通して、児童生徒へのセクシュアルハ ラスメントについて認識を深め、人権侵害の 未然防止・早期発見及び対応の在り方につ いて理解する。	
7	授業づくり －授業見学等－	授業見学等を通して、自身の授業を客観的に 分析し、子ども主体の授業づくりのポイント、 ユニバーサルデザインに基づいた授業づ くりについて理解を深める。	
8	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方 法とその指導・支援の在 り方について－	講義、演習を通して、支援教育の理念や大阪 府における支援教育の現状と課題、障がいの 特性や行動のとらえ方等について学び、子ど も理解の方法と指導・支援の在り方について 理解を深める。	準備物 「みつめよう一人ひ とりを」 事前課題 手引Ⅱ－【6】－11を 読んでおく。

9	児童生徒理解を深めるために ー不登校・いじめ・児童虐待等について／児童生徒・保護者との関わり方ー	・講義を通して、不登校・いじめや暴力行為の未然防止・早期発見、及び児童虐待防止等への対応について学び、その理解を深める。 ・講義、演習を通して、具体例をもとに適切な児童生徒・保護者対応について学び、その理解を深める。	事前課題 自校の「いじめ防止基本方針」を読んでおく。
10	人権について考える ー在日外国人教育についてー	講義、実践発表を通して、在日外国人に係る人権問題の現状と課題について学び、在日外国人教育の意義について理解を深める。	事前課題 ・教職員人権研修ハンドブックQ30, 31を読んでおく。 ・手引Ⅱ-【6】-10を読んでおく。
	人権について考える ージェンダー平等教育・性の多様性についてー	・講義を通して、ジェンダー平等教育について自分自身の認識と学校の教育環境を見つめ直し、ジェンダー平等教育を進めていく展望を持つ。 ・講義を通して、性の多様性について認識を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送るために大切なことについて理解する。	
11	人権教育研修 ー市町村における人権教育の現状と課題ー	大阪府の人権教育の基本方針や課題をふまえた上で、講義等を通して、市町村それぞれの人権課題を認識し、人権教育の進め方について理解する。	
12	今求められる資質・能力を育む授業づくり4 【検証①】	講義、協議を通して、「授業づくり2【実践①】」の成果と課題を検証し、学習指導要領の趣旨や子ども主体の授業づくり、学習評価の在り方、1人1台端末の効果的な活用について認識を深める。	実践レポートを作成し、学習指導案とともに持参する。
13	学校・家庭・地域の連携・協働について	講義、演習を通して、大阪府が推進する「教育コミュニティづくり」について学び、学校・家庭・地域が連携・協働し、ともに子どもを育む取組みについて理解を深める。	事前課題 ・手引Ⅱ-【6】-14を読んでおく。 ・手引Ⅰ-【1】-4、資料3「自己成長・確認シートNo. 1(8月)」を作成しておく。
	今求められる資質・能力を育む授業づくり5 【理論②】	講義、協議を通して、学習評価の意義や評価方法・内容等について学び、「指導と評価の一体化」の実現に向けた授業づくりのポイントを理解する。	※データでも可 ・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説(各教科編) ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(中学校各教科) ・手引Ⅱ-【6】-3、4を読んでおく。

14	今求められる資質・能力を育む授業づくり6【実践②】	「授業づくり4【検証①】」と「授業づくり5【理論②】」の内容をふまえ、学習指導案の立案・授業実践を通して、授業力の向上を図る。	
15	授業づくり ー地域教材・地域人材等の活用ー	講義等を通して、地域の特性や取組みについて学び、地域教材や人材を活かした授業づくりについて考える。	
16	今求められる資質・能力を育む授業づくり7 ー教科の特質を生かした授業づくりー	講義、演習を通して、各教科の特質に応じた学習過程の充実や内容の取扱いのポイントについて学び、各教科における授業改善の見通しをもつ。	準備物 各教科の準備物
17	人権について考える ー同和教育について／大阪国際平和センターの見学ー	・講義を通して同和教育について学ぶとともに、実践発表を通して同和教育に関する人権学習の大切さについて学び、部落差別解消のために、すべての学校で同和教育に取り組む必要があることを理解する。 ・大阪国際平和センター（ピースおおさか）の施設見学を通して、「戦争は最大の人権侵害である」という認識に立ち、人権が尊重される平和な社会の在り方について考える。	準備物 クリップボード 事前課題 教職員人権研修ハンドブックQ28を読むしておく。
18	児童生徒理解を深めるために ー学級経営の実践、子ども理解ー	講義等を通して、児童生徒理解に関する基礎的な知識を学び、自身の学級経営や指導の在り方を振り返る。	
19	今求められる資質・能力を育む授業づくり8【検証②】	講義、協議を通して、「授業づくり6【実践②】」の成果と課題を検証し、「指導と評価の一体化」をめざした授業について認識を深め、次年度に向けての具体的な取組みについて考える。	・実践レポートを作成し、学習指導案とともに持参する。 ・手引Ⅰ-【1】-4. 資料3「自己成長・確認シートNo.2(2月)」を作成しておく。
	閉講式		

	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー	講義、演習を通して、「OSAKA 教職スタンダード」を基に、今後の教員としての在り方、めざす方向性について学び、教職員としての自覚と使命感、自己改善力を高める。	
20	児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について／学級危機管理についてー	・講義、演習を通して、他校種における取組みを学ぶとともに、自校との関わりを考えることで、校種間連携の重要性について理解する。 ・講義、演習を通して、自身の学級経営や指導の在り方を振り返り、学級における危機の未然防止の方法について考える。	

21 23	市町村教育委員会 実施研修（全3回） （社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む）	地域における社会体験活動や福祉体験、校種間連携等に関する実習や見学等を通して、地域社会と関わり、社会人としての基礎的素養を身に付け、教育活動における地域社会との連携について考える。	
24	授業づくり －授業研究－	1年次に学んだ授業づくり研修等のポイントを踏まえ、学習指導案の立案・授業実践を通して、単元を見通した授業について実践内容を振り返り、授業力の向上を図る。	
25	授業づくり －授業研究報告－	講義、協議を通して、2年次の授業づくりの成果と課題を検証し、授業改善の方向性を考え、今後の授業改善に向けて、見通しを持つ。	実践レポートを作成し、学習指導案とともに持参する。 ※詳細は、今年度の「授業づくり8」にて連絡する。

4 OSAKA 教職スタンダードとの関わり

求められる資質・能力		第1期	研修回
I	1 人権尊重の精神	人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる	6、10、11、17
	2 危機管理能力	学級等の安全管理ができる	1、6、20
	3 学び続ける力	優れた取組みに学ぶ姿勢を持っている	1、4、6、17、20
II	4 課題解決能力	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、6、10、17
	5 法令遵守の態度	教育公務員として法令を遵守することができる	1、6
	6 事務能力	計画的かつ正確・丁寧に処理できる	1
III	7 協働して取り組むことができる力	組織の一員としての自覚を持っている	13、21、22、23
	8 ネットワークを構築する力	課題を解決するために相談することができる	13、20、21、22、23
	9 マネジメントする力	学級経営等を行うことができる	6、10、17、18、20
IV	10 授業を構想する力	子ども主体の学習指導案を作成することができる	2、3、4、5、7、12、13、14、15、16、19、24、25
	11 授業を展開する力	基本的な授業スキルを実践に生かすことができる	2、3、4、5、7、12、13、14、15、16、19、24、25
	12 授業を評価する力	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	2、3、4、5、7、12、13、14、15、16、19、24、25
V	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力	個に応じた指導・支援ができる	1、6、8、9、10、17、18
	14 子どもの集団づくりを指導できる力	迅速な報告・連絡・相談を行うことができる	1、6、8、9、18
	15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる	1、6、8、9、10、17、18

令和7年度 小学校10年経験者研修 実施要項

- 1 目的 教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。

*この研修は、教育公務員特例法第24条「中堅教諭等資質向上研修」に相当する研修である。

- 2 対象 教職経験10年めの教諭

- 3 日時等

回	日時		主題	会場等
	1 班	2 班		
1	4 月 18 日（金） ～ 5 月 8 日（木）		開講式 10 年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって〔講義・演習〕	オンデマンド開催
2	6 月 4 日（水） ～ 6 月 18 日（水）		組織づくり メンタリング【理論】 ー初任期のキャリアを援助する存在ー 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
3	6 月～1 月		組織づくり メンタリング【実践】 〔演習〕	所属校等
4	6 月 18 日（水）	6 月 25 日（水）	授業づくり 授業改善の推進【理論】 ー資質・能力の育成をめざす授業づくり/学校組織としての授業改善ー 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
5	6 月～11 月		授業づくり 授業改善の推進【実践】 〔演習〕	所属校等
6	7 月 30 日（水）	8 月 5 日（火）	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
7	7 月 30 日（水） ～ 8 月 20 日（水）		ともに学び、ともに育つ ー障がいのある子どもの人権ー 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
			ロジカルシンキング ー課題解決につながる考え方ー 〔講義・演習〕	
8	市町村教育委員会 による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9 月 17 日（水）	9 月 24 日（水）	人権侵害事象の対応について 〔事例検討〕	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	9 月 17 日（水） ～ 10 月 14 日（火）		人権教育の推進について 〔講義〕	オンデマンド開催

10	11月26日 (水)	12月 3 日 (水)	授業づくり 授業改善の推進【検証】 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
11	1 月14日 (水)	1 月21日 (水)	組織づくり メンタリング【検証】 閉講式 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
	14:00～17:00			

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、小学校10年経験者研修における第2、3、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 小学校10年経験者研修（特設回）

回	日時	主題	会場等
1	5月21日(水) ～ 6月4日(水)	組織づくり チームビルディング【理論】 一人ひとりの能力や強みを生かした組織 づくりー 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
2	5月～1月	組織づくり チームビルディング【実践】 〔演習〕	所属校等
3	1月30日(金) 14:00～17:00	組織づくり チームビルディング【検証】 〔講義・協議〕	大阪府教育センター

4 会場 第1～3、5、7、9、特設1、2回 所属校等

第4、6、9、10、11、特設3回

大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

第8回 市町村教育委員会開催

- 5 その他
- (1) 受付は30分前から。
 - (2) 来所時には、所属名・名前の入った名札を着用すること。
 - (3) 大阪府教育センター及びその他の研修会場に、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
 - (4) (受講決定後～当日) Plant で、事前連絡や課題等がないか確認すること。

6 担当室 企画室

令和7年度 小学校10年経験者研修 シラバス

1180

1 目的

教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA 教職 スタンダード	共通の指標														
	I			II			III			IV			V		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第4期															
第3期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1期															
第0期															

3 研修の主題とねらい等

回	主題	ねらい	準備物・事前課題
1	開講式		準備物 ・「10年経験者研修の手引」 ・実施要項・シラバス
	10年経験者に期待すること	講義を通して、10年経験者に期待される役割について学び、自身が担うべき役割について認識を深める。	
	大阪府の教育課題について	講義を通して、大阪府の教育の現状と課題について学び、大阪府がめざす教育の方向性について理解する。	
	教職員の服務規律について	講義を通して、服務規律等について昨今の法令を基に認識を深め、教育公務員としての意識を高める。	
	学校の危機管理について	・講義、演習を通して、ミドルリーダーに求められるリスクマネジメントとクライシスマネジメントについて考え、学校が直面する危機や災害時の対応、防災教育について理解する。 ・講義を通して、食物アレルギーと色覚特性、心肺蘇生法やAEDの使用の必要性や重要性について学び、危機管理について理解を深める。	
2	研修の受講に当たって	講義を通して、これまでの教員生活を振り返り、今後の教員としての在り方、心構えについて考え、教員としての使命感を高める。	準備物 「メンタリング・ハンドブック」
	組織づくり メンタリング【理論】 ー初任期教員のキャリアを援助する存在ー	・講義、演習を通して、メンタリングの考え方や進め方について学び、先輩教員としての自覚を高める。 ・講義、演習を通して、メンターとメンティとの人間関係で繰り広げられる人材育成の手法に触れ、OJTの活性化の担い手として、自らが果たす役割を理解する。	
3	組織づくり メンタリング【実践】	・【理論】回の内容を踏まえ、実践を通して、初任期教員の支援につながる取組みを行い、メンティのキャリアを援助する方法を身に付ける。 ・所属校の実態に合わせた実践を通して、改善等を加	

		えながら成果や課題を整理し、自身の取組みを推進するための実践力を養う。	
4	授業づくり 授業改善の推進【理論】 —資質・能力の育成をめざす授業づくり/学校組織としての授業改善—	・講義、協議を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学習評価を生かした授業づくり、1人1台端末の活用について学び、資質・能力の育成をめざす授業を実現するための実践力と指導力の向上を図る。 ・講義、協議を通して、校内研究の意義や研究授業・討議会の在り方について考え、学校組織としての授業改善のために10年経験の教員に求められる役割について理解を深める。	事前課題 大阪の授業 STANDARD P. 1～16 まで読んでおく。 「校内研究年間計画」等、今年度の校内研究の取組みがわかる資料
5	授業づくり 授業改善の推進【実践】	・授業づくり【理論】回の内容を踏まえ、授業実践を通して、資質・能力の育成をめざす授業づくりについて考え、実践力と指導力の向上を図る。 ・研究授業、討議会等を通して、学校組織としての授業改善について考え、校内研究を推進するための実践力を養う。	
6	不登校・いじめへの対応	講義を通して、不登校・いじめ事象の未然防止や初期対応、事後の子どもへのケアなどについて学び、不登校・いじめの実践的な対応について理解する。	事前課題 自校の「いじめ防止基本方針」を読んでおく。
	カウンセリングの考え方と学校教育相談	講義、演習を通して、児童生徒や保護者との関係づくりに生きるカウンセリングの考え方について学び、学校教育相談の役割について理解する。	
7	ともに学び、ともに育つ —障がいのある子どもの人権—	講義、演習を通して、障がい者の人権をめぐる状況と法律について学ぶとともに、大阪府における「ともに学び、ともに育つ」教育の成果と課題について学び、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりにおける、自身の役割について理解を深める。	
	ロジカルシンキング —課題解決につながる考え方—	講義、演習を通して、論理的な思考（ロジカルシンキング）について具体的事例を踏まえながら認識を深め、課題解決や提案のスキルを身に付ける。	
8	市町村教育委員会実施研修	市町村教育委員会が実施する研修（主に教科指導に係る研修）を通して、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。	各市町村教育委員会より別途通知する。
9	人権侵害事象の対応について	人権侵害事象に関わる事例検討を通して、人権侵害事象の分析及び対応について学び、人権が尊重された学校づくりにおける、自身の役割について理解を深める。	

	人権教育の推進について	講義を通して、人権教育に関する法律や条例、調査結果等から、大阪府における人権教育の現状と課題について認識を深め、教育活動全般を通じて人権教育を推進していくことを理解する。	
10	授業づくり 授業改善の推進【検証】	・ 講義を通して、授業づくり【理論】回の内容を振り返り、授業づくりについての認識を深める。 ・ 協議を通して、各校で実践した授業の成果と課題を検証し、実践力と指導力の向上を図る。 ・ 協議を通して、学校組織としての授業改善について考え、今後の実践の見通しをもつ。	準備物 実践レポートを作成し、第5回で実践した学習指導案とともに持参する。
11	組織づくり メンタリング【検証】	・ 所属校等での実践を踏まえ、協議を通して自らの成果と課題をまとめ、組織づくりについての考えを深める。 ・ 講義を通して、OJTの活性化について具体的な取組みを考え、メンタリングについて認識を深める。	準備物 実践レポート（第2回で実践）を作成し、持参する。
	閉講式		
特設1	組織づくり チームビルディング【理論】 ——人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり——	・ 講義を通して、チームビルディング（組織関係づくり）の基本を学び、自らが果たす役割について理解する。 ・ 講義、演習を通して、組織マネジメントや人材育成についての知識を学び、組織づくりについての理解を深める。	
特設2	組織づくり チームビルディング【実践】	【理論】回の内容を踏まえ、組織づくりの実践を通して、自身が果たすリーダーまたはフォロワーとしての役割を意識し、自身の果たした役割について考察する。	
特設3	組織づくり チームビルディング【検証】	・ 所属校での実践を基にした協議を通して、チームビルディングを意識した各校での取組みを共有し、組織づくりについての考えを深める。 ・ 講義を通して、自らの取組みの成果と課題を振り返り、次年度に向けてミドルリーダーとしての具体的な取組み内容について考え、今後の実践の見通しを持つ。	準備物 実践レポート（特設2回で実践）を作成し、持参する。

4 OSAKA 教職スタンダードとの関わり

求められる資質・能力		第2期	研修回
		第3期	
I	1 人権尊重の精神	学校の人権教育推進のために行動できる	7、9
		学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員を指導できる	7、9
	2 危機管理能力	学校安全のために組織的な行動ができる	1
		学校における危機管理体制を点検し、改善できる	1
	3 学び続ける力	幅広い専門性を高めることができる	1
		最新情報を収集し、実践を発信できる	1
II	4 課題解決能力	学年〔学校〕の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、7、9
		学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、7、9
	5 法令遵守の態度	法令への深い理解を持っている	1
		法令遵守の精神を教職員に助言できる	1
	6 事務能力	効率的に処理ができる	1
		他の教職員と協力し効率的に処理できる	1
III	7 協働して取り組むことができる力	チーム力を高めることができる	2、3、11、特設1～3
		組織力を高めることができる	2、3、11、特設1～3
	8 ネットワークを構築する力	課題を解決するためのネットワークを構築できる	2、3、11、特設1～3
		組織力を高めるためのネットワークを構築できる	2、3、11、特設1～3
	9 マネジメントする力	学校教育目標に基づき、学級経営等を行うことができる	2、3、11、特設1～3
		学校教育目標に基づき、学校の計画を作成・実行できる	2、3、11、特設1～3
IV	10 授業を構想する力	創意工夫をした学習指導案を作成することができる	4、5、10
		他の教員に授業の構想について助言ができる	4、5、10
	11 授業を展開する力	子どもの実態に応じた授業展開ができる	4、5、10
		授業展開について助言ができる	4、5、10
	12 授業を評価する力	授業改善を推進する	4、5、10
		授業評価力を身に付けている	4、5、10
V	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力	子どもどうしのコミュニケーションを促進できる	6、7、9
		子ども対応のロールモデルとなる	6、7、9
	14 子どもの集団づくりを指導できる力	組織的な対応の中心となることができる	6、7、9
		組織的な指導体制を機能させることができる	6、7、9
	15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力	学年全体の実態把握ができる	6、7、9
		学校全体の実態把握ができる	6、7、9

令和7年度 中学校10年経験者研修 実施要項

- 1 目的 教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。

* この研修は、教育公務員特例法第24条「中堅教諭等資質向上研修」に相当する研修である。

- 2 対象 教職経験10年めの教諭

- 3 日時等

回	日時		主題	会場等
	1 班	2 班		
1	4月18日(金) ～ 5月8日(木)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって [講義・演習]	オンデマンド開催
2	6月4日(水) 14:00～17:00		授業づくり 授業改善の推進【理論】 －資質・能力の育成をめざす授業づくり/ 学校組織としての授業改善－ [講義・協議]	大阪府教育センター
3	6月～11月		授業づくり 授業改善の推進【実践】 [演習]	所属校等
4	6月4日(水) ～ 6月18日(水)		組織づくり メンタリング【理論】 －初任期教員のキャリアを援助する存在－ [講義・演習]	オンデマンド開催
5	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】 [演習]	所属校等
6	7月30日(水) ～ 8月5日(火) 9:30～12:30		不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談 [講義・演習]	大阪府教育センター
7	7月30日(水) ～ 8月20日(水)		ともに学び、ともに育つ －障がいのある子どもの人権－ [講義・演習] ロジカルシンキング －課題解決につながる考え方－ [講義・演習]	オンデマンド開催
8	市町村教育委員会 による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9月17日(水) ～ 9月24日(水) 15:00～17:00		人権侵害事象の対応について [事例検討]	大阪府教育センター
	9月17日(水) ～ 10月14日(火)		人権教育の推進について [講義]	オンデマンド開催

10	11月19日（水）		授業づくり 授業改善の推進【検証】 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
11	1月14日 （水）	1月21日 （水）	組織づくり メンタリング【検証】 閉講式 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
	14:00～17:00			

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、中学校10年経験者研修における第4、5、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 中学校10年経験者研修（特設回）

回	日時	主題	会場等
1	5月21日（水） ～ 6月4日（水）	組織づくり チームビルディング【理論】 一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくりー 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
2	5月～1月	組織づくり チームビルディング【実践】 〔演習〕	所属校等
3	1月30日（金） 14:00～17:00	組織づくり チームビルディング【検証】 〔講義・協議〕	大阪府教育センター

4 会場 第1、3、4、5、7、9、特設1、2回 所属校等

第2、6、9、10、11、特設3回

大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

第8回 市町村教育委員会開催

- 5 その他
- （1）受付は30分前から。
 - （2）来所時には、所属名・名前の入った名札を着用すること。
 - （3）大阪府教育センター及びその他の研修会場に、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
 - （4）（受講決定後～当日）Plantで、事前連絡や課題等がないか確認すること。

6 担当室 企画室

令和7年度 中学校10年経験者研修 シラバス

1190

1 目的

教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA 教職 スタンダード	共通の指標														
	I			II			III			IV			V		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第4期															
第3期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1期															
第0期															

3 研修の主題とねらい等

回	主題	ねらい	準備物・事前課題
1	開講式		準備物
	10年経験者に期待すること	講義を通して、10年経験者に期待される役割について学び、自身が担うべき役割について認識を深める。	・「10年経験者研修の手引」 ・実施要項・シラバス
	大阪府の教育課題について	講義を通して、大阪府の教育の現状と課題について学び、大阪府がめざす教育の方向性について理解する。	
	教職員の服務規律について	講義を通して、服務規律等について昨今の法令を基に認識を深め、教育公務員としての意識を高める。	
	学校の危機管理について	・講義、演習を通して、ミドルリーダーに求められるリスクマネジメントとクライシスマネジメントについて考え、学校が直面する危機や災害時の対応、防災教育について理解する。 ・講義を通して、食物アレルギーと色覚特性、心肺蘇生法やAEDの使用の必要性や重要性について学び、危機管理について理解を深める。	
	研修の受講に当たって	講義を通して、これまでの教員生活を振り返り、今後の教員としての在り方、心構えについて考え、教員としての使命感を高める。	
2	授業づくり 授業改善の推進【理論】 —資質・能力の育成をめざす授業づくり/学校組織としての授業改善—	・講義、協議を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学習評価を生かした授業づくり、1人1台端末の活用について学び、資質・能力の育成をめざす授業を実現するための実践力と指導力の向上を図る。 ・講義、協議を通して、校内研究の意義や研究授業・討議会の在り方について考え、学校組織としての授業改善のために10年経験の教員に求められる役割について理解を深める。	事前課題 大阪の授業 STANDARD P.1～16 まで読んでおく。 「校内研究年間計画」等、今年度の校内研究の取組みがわかる資料

3	授業づくり 授業改善の推進【実践】	・授業づくり【理論】回の内容を踏まえ、授業実践を通して、資質・能力の育成をめざす授業づくりについて考え、実践力と指導力の向上を図る。 ・研究授業、討議会等を通して、学校組織としての授業改善について考え、校内研究を推進するための実践力を養う。	
4	組織づくり メンタリング【理論】 ー初任期教員のキャリアを援助する存在ー	・講義、演習を通して、メンタリングの考え方や進め方について学び、先輩教員としての自覚を高める。 ・講義、演習を通して、メンターとメンティとの人間関係で繰り広げられる人材育成の手法に触れ、OJTの活性化の担い手として、自らが果たす役割を理解する。	準備物 「メンタリング・ハンドブック」
5	組織づくり メンタリング【実践】	・【理論】回の内容を踏まえ、実践を通して、初任期教員の支援につながる取組みを行い、メンティのキャリアを援助する方法を身に付ける。 ・所属校の実態に合わせた実践を通して、改善等を加えながら成果や課題を整理し、自身の取組みを推進するための実践力を養う。	
6	不登校・いじめへの対応	講義を通して、不登校・いじめ事象の未然防止や初期対応、事後の子どもへのケアなどについて学び、不登校・いじめの実践的な対応について理解する。	事前課題 自校の「いじめ防止基本方針」を読んでおく。
	カウンセリングの考え方と学校教育相談	講義、演習を通して、児童生徒や保護者との関係づくりに生きるカウンセリングの考え方について学び、学校教育相談の役割について理解する。	
7	ともに学び、ともに育つ ー障がいのある子どもの人権ー	講義、演習を通して、障がい者の人権をめぐる状況と法律について学ぶとともに、大阪府における「ともに学び、ともに育つ」教育の成果と課題について学び、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりにおける、自身の役割について理解を深める。	
	ロジカルシンキング ー課題解決につながる考え方ー	講義、演習を通して、論理的な思考（ロジカルシンキング）について具体的事例を踏まえながら認識を深め、課題解決や提案のスキルを身に付ける。	
8	市町村教育委員会実施研修	市町村教育委員会が実施する研修（主に教科指導に係る研修）を通して、指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。	各市町村教育委員会より別途通知する。
9	人権侵害事象の対応について	人権侵害事象に関わる事例検討を通して、人権侵害事象の分析及び対応について学び、人権が尊重された学校づくりにおける、自身の役割について理解を深める。	

	人権教育の推進について	講義を通して、人権教育に関する法律や条例、調査結果等から、大阪府における人権教育の現状と課題について認識を深め、教育活動全般を通じて人権教育を推進していくことを理解する。	
10	授業づくり 授業改善の推進【検証】	・講義を通して、授業づくり【理論】回の内容を振り返り、授業づくりについての認識を深める。 ・協議を通して、各校で実践した授業の成果と課題を検証し、実践力と指導力の向上を図る。 ・協議を通して、学校組織としての授業改善について考え、今後の実践の見通しをもつ。	実践レポートを作成し、第3回で実践した学習指導案とともに持参する。
11	組織づくり メンタリング【検証】	・所属校等での実践を踏まえ、協議を通して自らの成果と課題をまとめ、組織づくりについての考えを深める。 ・講義を通して、OJTの活性化について具体的な取組みを考え、メンタリングについて認識を深める。	準備物 実践レポート（第2回で実践）を作成し、持参する。
	閉講式		
特設1	組織づくり チームビルディング【理論】 ——一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり——	・講義を通して、チームビルディング（組織関係づくり）の基本を学び、自らが果たす役割について理解する。 ・講義、演習を通して、組織マネジメントや人材育成についての知識を学び、組織づくりについての理解を深める。	
特設2	組織づくり チームビルディング【実践】	【理論】回の内容を踏まえ、組織づくりの実践を通して、自身が果たすリーダーまたはフォロワーとしての役割を意識し、自身の果たした役割について考察する。	
特設3	組織づくり チームビルディング【検証】	・所属校での実践を基にした協議を通して、チームビルディングを意識した各校での取組みを共有し、組織づくりについての考えを深める。 ・講義を通して、自らの取組みの成果と課題を振り返り、次年度に向けてミドルリーダーとしての具体的な取組み内容について考え、今後の実践の見通しを持つ。	準備物 実践レポート（特設2回で実践）を作成し、持参する。

4 OSAKA 教職スタンダードとの関わり

求められる資質・能力		第2期	研修回
		第3期	
I	1 人権尊重の精神	学校の人権教育推進のために行動できる	7、9
		学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員を指導できる	7、9
	2 危機管理能力	学校安全のために組織的な行動ができる	1
		学校における危機管理体制を点検し、改善できる	1
	3 学び続ける力	幅広い専門性を高めることができる	1
		最新情報を収集し、実践を発信できる	1
II	4 課題解決能力	学年〔学校〕の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、7、9
		学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、7、9
	5 法令遵守の態度	法令への深い理解を持っている	1
		法令遵守の精神を教職員に助言できる	1
	6 事務能力	効率的に処理ができる	1
		他の教職員と協力し効率的に処理できる	1
III	7 協働して取り組むことができる力	チーム力を高めることができる	4、5、11、特設1～3
		組織力を高めることができる	4、5、11、特設1～3
	8 ネットワークを構築する力	課題を解決するためのネットワークを構築できる	4、5、11、特設1～3
		組織力を高めるためのネットワークを構築できる	4、5、11、特設1～3
	9 マネジメントする力	学校教育目標に基づき、学級経営等を行うことができる	4、5、11、特設1～3
		学校教育目標に基づき、学校の計画を作成・実行できる	4、5、11、特設1～3
IV	10 授業を構想する力	創意工夫をした学習指導案を作成することができる	2、3、10
		他の教員に授業の構想について助言ができる	2、3、10
	11 授業を展開する力	子どもの実態に応じた授業展開ができる	2、3、10
		授業展開について助言ができる	2、3、10
	12 授業を評価する力	授業改善を推進する	2、3、10
		授業評価力を身に付けている	2、3、10
V	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力	子どもどうしのコミュニケーションを促進できる	6、7、9
		子ども対応のロールモデルとなる	6、7、9
	14 子どもの集団づくりを指導できる力	組織的な対応の中心となることができる	6、7、9
		組織的な指導体制を機能させることができる	6、7、9
	15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力	学年全体の実態把握ができる	6、7、9
		学校全体の実態把握ができる	6、7、9

令和7年度 栄養教諭10年経験者研修 実施要項

- 1 目的 現職研修の一環として、個々の栄養教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、栄養管理・衛生管理の能力の向上、食に関する指導力の向上等、栄養教諭としての資質の向上を図ることを目的とする。
- 2 対象 小・中学校、義務教育学校、支援学校の経験9年め及び10年めの栄養教諭
- 3 日時等

回	日時	主題	会場等
1	4月18日(金) ～ 5月8日(木)	開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
2	8月5日(火) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
3	8月27日(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 ーアレルギー疾患のある子どもへの 対応ー 学校危機における栄養教諭の役割を考える 〔講義・演習・協議〕	大阪府教育センター
4	9月17日(水) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について 〔事例検討〕	大阪府教育センター
	9月17日(水) ～ 10月14日(火)	人権教育の推進について 〔講義〕	オンデマンド開催
5	10月16日(木) 9:30～12:30	学校給食の現場から学ぶ ー給食調理場の見学／給食調理場を見学 してー 〔見学・講義・協議〕	松原市立学校給食センター
6	11月18日(火) 14:00～17:00	児童生徒主体の食育を進めるために ー教科等の指導との連携ー 〔演習・協議〕	大阪府教育センター
7	2月2日(月) 14:00～17:00	個別的な相談指導の実践に学ぶ 10年経験者研修を通して ー課題研究の成果報告ー これからの栄養教諭に求められるもの 閉講式 〔講義・協議〕	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第4回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

4 会場 第1、4回 所属校等

第2、3、4、6、7回

大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m

JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m

近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

第5回

松原市立学校給食センター（松原市河合5丁目238番地）

近鉄南大阪線「布忍」駅下車、南西へ約1,000m

5 その他

- （1）受付は30分前から。
- （2）来所時には、所属名・名前の入った名札を着用すること。
- （3）大阪府教育センター及びその他の研修会場に、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。
- （4）（受講決定後～当日）Plantで、事前連絡や課題等がないか確認すること。

6 担当室 企画室

令和7年度 栄養教諭10年経験者研修 シラバス

1280

1 目的

現職研修の一環として、個々の栄養教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、栄養管理・衛生管理の能力の向上、食に関する指導力の向上等、栄養教諭としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA教職 スタンダード	共通の指標															職に応じた指標		
	I			II			III			IV			V			栄養教諭		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1	2	3
第4期																		
第3期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1期																		
第0期																		

3 研修の主題とねらい等

回	主題	ねらい	準備物・事前課題
1	開講式		準備物
	10年経験者に期待すること	講義を通して、10年経験者に期待される役割について学び、自身が担うべき役割について認識を深める。	・栄養教諭10年経験者研修「実施要項・シラバス」 ・栄養教諭10年経験者研修の手引
	大阪府の教育課題について	講義を通して、大阪府の教育の現状と課題について学び、大阪府がめざす教育の方向性について理解する。	
	教職員の服務規律について	講義を通して、服務規律等について昨今の法令を基に認識を深め、教育公務員としての意識を高める。	
	学校の危機管理について	・講義、演習を通して、ミドルリーダーに求められるリスクマネジメントとクライシスマネジメントについて考え、学校が直面する危機や災害時の対応、防災教育について理解する。 ・講義を通して、食物アレルギーと色覚特性、心肺蘇生法やAEDの使用の必要性や重要性について学び、危機管理について理解を深める。	
	研修の受講に当たって	講義を通して、これまでの教員生活を振り返り、今後の教員としての在り方、心構えについて考え、教員としての使命感を高める。	
2	不登校・いじめへの対応	講義を通して、不登校・いじめ事象の未然防止や初期対応、事後の子どもへのケアなどについて学び、不登校・いじめの実践的な対応について理解する。	事前課題 自校の「いじめ防止基本方針」を読んでおく。
	カウンセリングの考え方と学校教育相談	講義、演習を通して、児童生徒や保護者との関係づくりに生きるカウンセリングの考え方について学び、学校教育相談の役割について理解する。	

3	現代的健康課題 ーアレルギー疾患のある子どもへの対応ー	講義、演習を通して、アレルギー疾患に関する認識を深め、緊急時に校内で連携して迅速な判断、対応ができる実践力を向上させる。	事前課題 学校における食物アレルギー対応ガイドライン（大阪府教育委員会）を読んでおく。
	学校危機における栄養教諭の役割を考える	講義、協議を通して、学校保健安全法や指針に基づく、危機管理の定義や目的、整備する内容について認識を深めるとともに、栄養教諭として果たすべき役割を意識して、今後の自らの実践に生かす。	準備物 自校の危機管理マニュアル（緊急時対応マニュアル）
4	人権侵害事象の対応について	人権侵害事象に関わる事例検討を通して、人権侵害事象の分析及び対応について学び、人権が尊重された学校づくりにおける、自身の役割について理解を深める。	
	人権教育の推進について	講義を通して、人権教育に関する法律や条例、調査結果等から、大阪府における人権教育の現状と課題について認識を深め、教育活動全般を通じて人権教育を推進していくことを理解する。	
5	学校給食の現場から学ぶ ー給食調理場の見学／給食調理場を見学してー	見学、講義、協議を通して、学校給食の現場で配慮すべき事柄や、施設・設備について学ぶとともに、栄養教諭として果たすべき役割を意識して今後の自らの実践に生かす。	準備物 ・調理場入室に適する被服 ・白衣 ・帽子 ・マスク ・上処理用靴 ・上靴（かかとのある靴） ・下足用袋 ・水分補給できるもの ・細菌検査のコピー - ー ・給食試食費 事前課題 会場のWebサイトを閲覧しておく。
6	児童生徒主体の食育を進めるために ー教科等の指導との連携ー	演習（新規採用栄養教諭の模擬授業の指導）、協議を通して、児童・生徒の学びを引き出す工夫や学習過程の構成、児童・生徒主体の食育を組織的にすすめるための方策について考え、教科等の指導との連携について理解を深める。	事前課題 学習指導案 等 ※第3回にて詳細連絡

7	個別的な相談指導の実践に学ぶ	関係機関や他の教職員と連携した効果的な支援の在り方について学び、栄養教諭として個別的な相談指導を行う際の留意点や必要とされる資質について理解を深める。	事前課題 協議用レポートを作成し、準備する。 ※第1回にて詳細連絡
	10年経験者研修を通して 一課題研究の成果報告	講義、協議を通して、栄養教諭として取り組んだ1年間の課題研究をまとめ、これからの自らの取り組みや職務について理解を深める。	
	これからの栄養教諭に求められるもの	講義、協議を通して、栄養教諭として、また、ミドルリーダーとして求められる力について考え、今後の実践に生かす。	
	閉講式		

4 OSAKA教職スタンダードとの関わり

求められる資質・能力		第2期	研修回
		第3期	
I	1 人権尊重の精神	学校の人権教育推進のために行動できる	4
		学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員を指導できる	4
	2 危機管理能力	学校安全のために組織的な行動ができる	1、3、5、7
		学校における危機管理体制を点検し、改善できる	1、3、5、7
	3 学び続ける力	幅広い専門性を高めることができる	1、3、5、7
		最新情報を収集し、実践を発信できる	1、3、5、7
II	4 課題解決能力	学年〔学校〕の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、3、4、5、7
		学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、3、4、5、7
	5 法令遵守の態度	法令への深い理解を持っている	1
		法令遵守の精神を教職員に助言できる	1
	6 事務能力	効率的に処理ができる	1
		他の教職員と協力し効率的に処理できる	1
III	7 協働して取り組むことができる力	チーム力を高めることができる	3、5、6、7
		組織力を高めることができる	3、5、6、7
	8 ネットワークを構築する力	課題を解決するためのネットワークを構築できる	3、5、7
		組織力を高めるためのネットワークを構築できる	3、5、7
	9 マネジメントする力	学校教育目標に基づき、学級経営等を行うことができる	7
		学校教育目標に基づき、学校の計画を作成・実行できる	7
IV	10 授業を構想する力	創意工夫をした学習指導案を作成することができる	6
		他の教員に授業の構想について助言ができる	6
	11 授業を展開する力	子どもの実態に応じた授業展開ができる	6
		授業展開について助言ができる	6
	12 授業を評価する力	授業改善を推進する	6
		授業評価力を身に付けている	6
V	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力	子どもどうしのコミュニケーションを促進できる	2、3、4、7
		子ども対応のロールモデルとなる	2、3、4、7
	14 子どもの集団づくりを指導できる力	組織的な対応の中心となることができる	2、3、4、7
		組織的な指導体制を機能させることができる	2、3、4、7
	15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力	学年全体の実態把握ができる	2、3、4、7
		学校全体の実態把握ができる	2、3、4、7
専門領域【栄養教諭】	1 食に関する指導 個別的な相談指導	教職員と連携して食に関する指導や相談指導を行うことができる	3、6、7
		子どもの実態に応じた食に関する指導を行い、その評価及び改善を行うことができる	3、6、7
	2 栄養管理	教材となる献立を作成できる	3、5、7
		献立を評価し改善できる	3、5、7
	3 衛生管理	適切な衛生管理を行うことができる	5、7
		衛生管理について評価し改善できる	5、7

令和7年度 中学校10年経験者研修 校外研修年間計画

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/18(金)～5/8(木)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	6/4(水)	14:00～17:00	授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【理論】 —資質・能力の育成をめざす授業づくり/学校組織としての授業改善—	大阪府教育センター
3	6月～11月		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【実践】	所属校等
4	6/4(水)～6/18(水)		組織づくり メンタリング【理論】 —初任期教員のキャリアを援助する存在—	オンデマンド開催
5	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】	所属校等
6	7/30(水)	8/5(火) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
7	7/30(水)～8/20(水)		ともに学び、ともに育つ —障がいのある子どもの人権— ロジカルシンキング —課題解決につながる考え方—	オンデマンド開催
8	市町村教育委員会による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9/17(水)	9/24(水) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	9/17(水)～10/14(火)		人権教育の推進について	オンデマンド開催
10	11/19(水) 14:00～17:00		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【検証】	大阪府教育センター
11	1/14(水)	1/21(水) 14:00～17:00	組織づくり メンタリング【検証】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、中学校10年経験者研修における第4、5、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 中学校10年経験者研修（特設回）

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/21(水)～6/4(水)		組織づくり チームビルディング【理論】 —一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり—	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	1/30(金) 14:00～17:00		組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター

令和7年度 小学校10年経験者研修 校外研修年間計画

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/18(金)～5/8(木)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	6/4(水)～6/18(水)		組織づくり メンタリング【理論】 ー初任期教員のキャリアを援助する存在ー	オンデマンド開催
3	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】	所属校等
4	6/18(水) 14:00～17:00	6/25(水)	授業づくり 授業改善の推進【理論】 ー資質・能力の育成をめざす授業づくり/学校組織としての 授業改善ー	大阪府教育センター
5	6月～11月		授業づくり 授業改善の推進【実践】	所属校等
6	7/30(水) 9:30～12:30	8/5(火)	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
7	7/30(水)～8/20(水)		ともに学び、ともに育つ ー障がいのある子どもの人権ー ロジカルシンキング ー課題解決につながる考え方ー	オンデマンド開催
8	市町村教育委員会による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9/17(水) 15:00～17:00	9/24(水)	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	9/17(水)～10/14(火)		人権教育の推進について	オンデマンド開催
10	11/26(水) 14:00～17:00	12/3(水)	授業づくり 授業改善の推進【検証】	大阪府教育センター
11	1/14(水) 14:00～17:00	1/21(水)	組織づくり メンタリング【検証】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、小学校10年経験者研修における第2、3、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 小学校10年経験者研修（特設回）

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/21(水)～6/4(水)		組織づくり チームビルディング【理論】 ー一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくりー	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	1/30(金) 14:00～17:00		組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター

令和7年度 栄養教諭10年経験者研修 校外研修年間計画(案)

回	日時	内容	会場等
1	4/18(金)～5/8(木)	開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	8/5(火) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
3	8/27(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 ーアレルギー疾患のある子どもへの対応ー 学校危機における栄養教諭の役割を考える	大阪府教育センター
4	9/17(水) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	9/17(水)～10/14(火)	人権教育の推進について	オンデマンド開催
5	10/16(木) 9:30～12:30	学校給食の現場から学ぶ ー給食調理場の見学／給食調理場を見学してー	松原市立 学校給食センター
6	11/18(火) 14:00～17:00	児童生徒主体の食育を進めるために ー教科等の指導との連携ー	大阪府教育センター
7	2/2(月) 14:00～17:00	個別的な相談指導の実践に学ぶ 10年経験者研修を通して ー課題研究の成果報告ー これからの栄養教諭に求められるもの 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第4回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

島本町支援保育・支援教育推進ハンドブック

～「ともに学び、ともに育つ」一貫した支援のために～



令和7年4月
島本町教育委員会

はじめに

令和4年4月27日付け、文部科学省初等中等教育局長通知において「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。」と改めて示されました。

本町では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）の形成に向け、教育への参加は社会への参加の一つの側面であると認識し、目の前の一人の子どもが保育所・幼稚園・学校で安心して過ごし、学ぶことができるための視点として、これまで特別支援教育を発展させてきました。

特別支援教育の対象は、障害のある子どもたちだけでなく、全ての子どもが対象であり、全ての子どもが、障害のある子どもとの違いを対等な違いとして、互いに尊重し合い、子ども同士がつながっていくことが重要であります。その上で、子どもの個性や能力を最大限に伸ばし、自律し、社会参加ができるよう、インクルーシブな学びの場を構築していく必要があります。

また、障害のある子どもに対するライフステージに応じた、0歳から成人までの連続性のある「縦の連携支援」に加えて、教育と保健、医療、福祉等の「横の連携支援」を強化するとともに、全ての子どもが包摂される協力体制を構築していきます。

本ハンドブックが、全ての子どもの保育や教育の充実と推進のために、保護者及び関係者の間で有効に活用していただけることを願っています。

令和7年4月

目 次

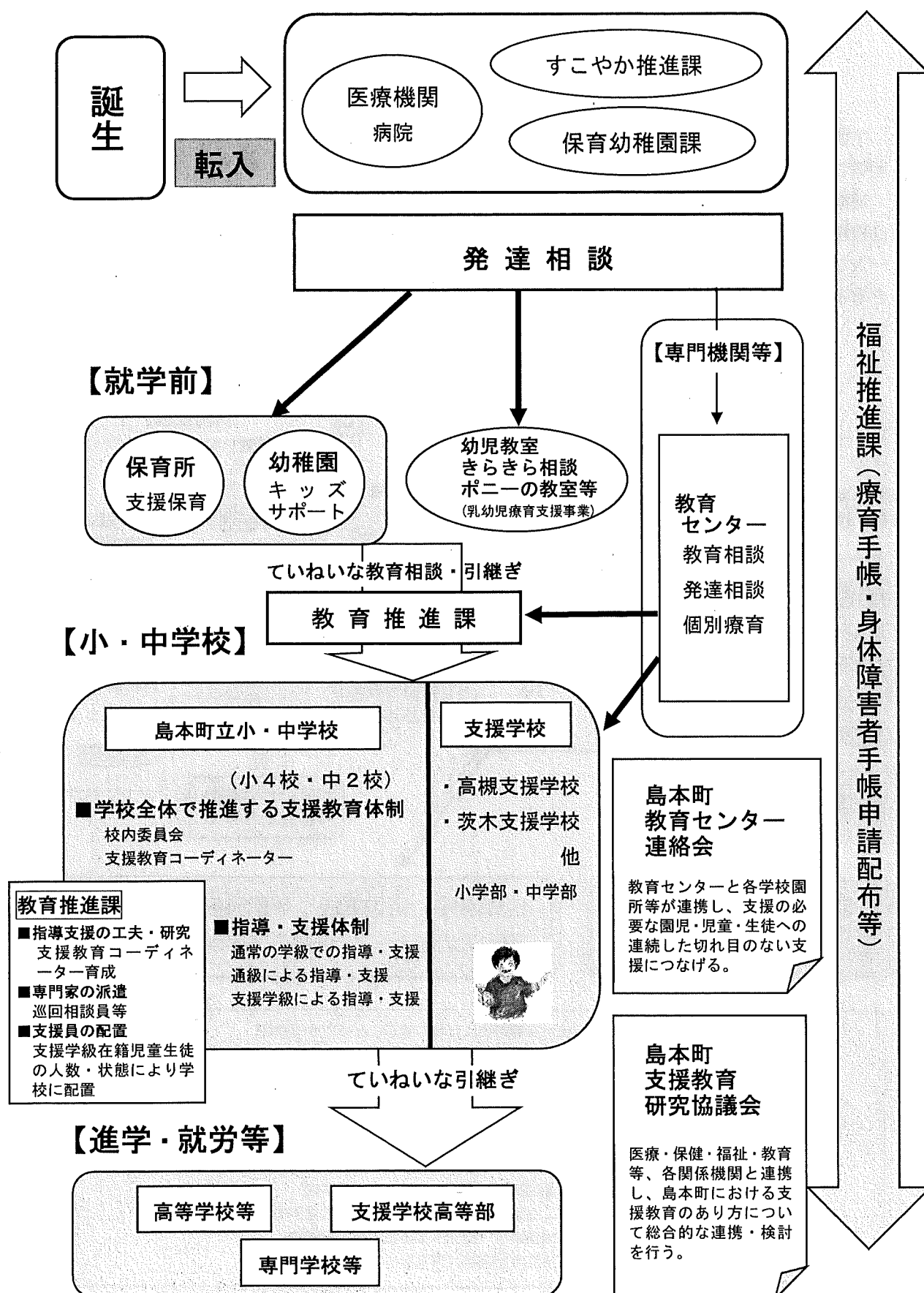
0才から成人までの連続した支援	1
■島本町における連続した支援教育の体制	2
■進路について	3
■支援の連携と情報の共有について	4
■「個別の教育支援計画」の作成と活用について	5
0才から就学前まで	6
■保育所(園)が進める支援保育体制	7
■幼稚園が進める支援教育体制	7
就学前から小学校まで	8
■小学校入学が近づいてきたら・・・	9
小学校・中学校	10
■小中学校における支援教育のめざすもの	11
■教育的支援の必要な児童生徒への校内支援体制	12
学校が進める支援教育推進に向けた支援連携体制	
■学校体制充実のために	13
■「個別の教育支援計画」の作成と活用	14
令和7年度 島本町教育相談【情報の流れ】	15
通級指導教室の概要について	16
本町の医療的ケア運営会議等の組織	19
島本町立小中学校における医療的ケア実施体制	20
学校と教育委員会の連携体制	21
参考資料	
■就学相談票（様式1・様式2）	
■個別の指導計画（参考例）	
■個別の教育支援計画（様式1－1・様式1－2・様式1－3）	
■説明資料 「小学校における支援教育について」	
■説明資料 「中学校における支援教育について」	

0才から成人までの連続した支援

学びや育ちに支援の必要な子どもたちが
安心して生活や学習ができるよう0才から
成人までの連続した島本町における
支援体制



■島本町における連続した支援教育の体制



■進路について

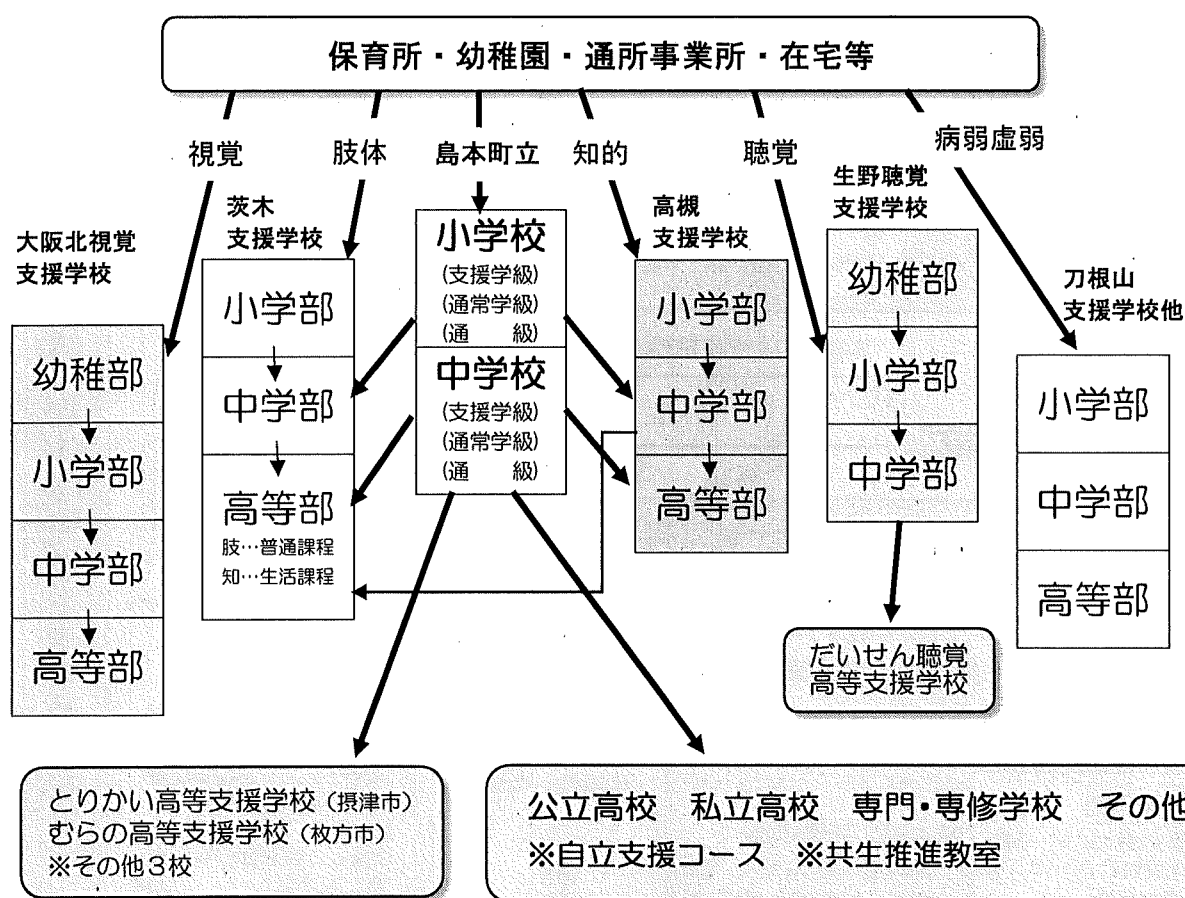
障害特性や個のニーズに応じた“学びの場”

「ともに学び、ともに育つ」学びの場

個に応じ、将来を見すえた学びの場

下図のような、学校園所からそれぞれのお子さんの障害特性やニーズに応じて進路を決定することができます。

地域の学校や支援学校など、多様な選択肢の中でのびのびと学習できるように、各機関では環境の充実や、将来地域社会の中で自立し、いきいきと暮らしていく力を育成するため、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や生涯にわたって一貫した支援を行うことができるよう連携をしています。



※自立支援コース … 知的障害のある生徒が高等学校において学ぶことのできる制度

・府立園芸高校、阿武野高校、柴島高校、枚方なぎさ高校、八尾翠翔高校、西成高校、松原高校、堺東高校、貝塚高校、桜宮高校、東淀工業高校

※共生推進教室 … 知的障害高等支援学校の共生推進教室を府立高校（10校）に設置し、両校の連携協力のもと知的障害高等支援学校の生徒が日々、高等学校の教育を受ける制度

・府立千里青雲高校、北摂つばさ高校（府立とりかい高等支援学校）
 ・府立芦間高校、緑風冠高校（府立むらの高等支援学校）
 ・府立枚岡樟風高校、金剛高校（府立たまがわ高等支援学校）
 ・府立信太高校、久米田高校（府立すながわ高等支援学校）
 ・府立東住吉高校、府立今宮高校（府立なにわ高等支援学校）

■ 支援の連携と情報の共有について

効果的な指導や支援継続のために確かな情報の連携を！

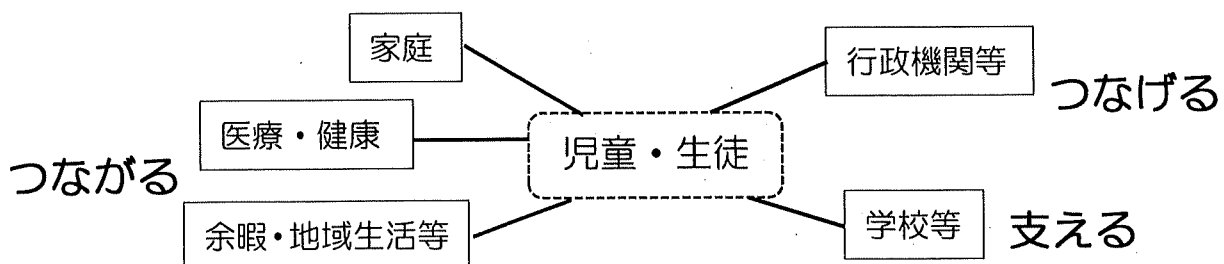
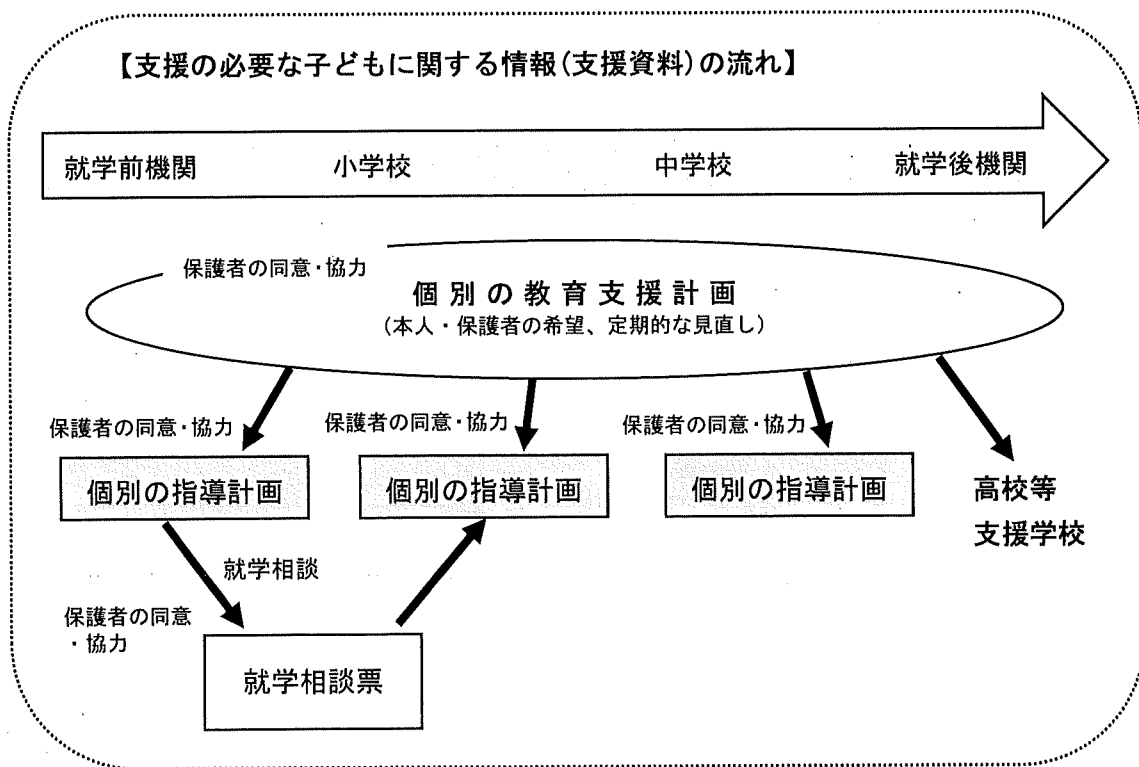
子どもの成長を支援するためには、かかわる人たちそれぞれの思いを共有することが必要です。

まず、教育・福祉・医療等の関係機関が協働し、それぞれの支援の内容や方針を共有すること。また、就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から進学先へと支援の場が変化していくとき、それぞれの段階での支援の内容をていねいに引き継ぎ、継続的な支援を行っていくことが大切です。

このように、学校・保護者、さまざまな関係機関など、子どもの支援にかかわる人たちが連携してつながることで、早い時期から将来の生活を見すえた、適切に必要な支援を生涯にわたって効果的に起こすことが可能になります。

情報の確かな連携に基づいて、効果的な指導や支援を継続することで、担任同士で面談を行うなど、直接的な連携が促進され、効果的な支援策が共有されます。

なお、作成する資料とその提供については、いずれも保護者の同意が必要となります。



■「個別の教育支援計画」の作成と活用について

「個別の教育支援計画」とは…

保護者からの要望、または担任などの気づきにより、保護者の同意を得て、支援教育をスタートします。担任が保護者の協力を得て、幼児・児童・生徒の障害の状況や医療、福祉、地域の関係機関等の支援体制等をまとめた「幼児・児童・生徒を支援していくための関係図・全体計画」として学校園所で作成するものです。

《作成にあたって》

- ①支援をスタートさせた時に、支援に関わる複数の教職員が保護者とともに作成します。
- ②毎年、年度当初に記入内容を見直します（見直しがあれば、赤で記入）。
また、適切な支援ができるように、3年ごとを目安に書き換えます。
- ③作成にあたって、その意義を保護者や本人に説明し、十分理解を得ます。
- ④関係機関と情報を共有する際には、保護者の同意を得ることが必要です。

個別の教育支援計画

島本町立第 学校

年度 入学 転入 転入 (年)

氏名

氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年

《対象者》

- ①支援学級在籍児童・生徒
- ②支援保育・教育制度利用児
- ③通常の学級に在籍し、学校と保護者の話し合いに基づき、特別な教育的支援が必要と認められる児童・生徒

※「個別の教育支援計画」は、診断のあるなしに関わらず作成します

関係機関名、主な担当者・連絡先・受けている支援内容などを明記します。

個別の教育支援計画 関係図・全体計画

氏名 学年 入学 転入 転入 (年)

氏名

氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年

個別の教育支援計画 関係図・全体計画

氏名 学年 入学 転入 転入 (年)

氏名

氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年

3年間を見通した「支援の目標」（指導者の目標）やそのために必要な「支援の内容」「活動内容」などを記入します。必要に応じて、関係者や関係機関と連絡をとり、情報を共有します。

指導の評価を記入します。

個別の教育支援計画 関係図・全体計画

氏名 学年 入学 転入 転入 (年)

氏名

氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年
氏名	学年	学年	学年	学年

個人情報の取扱いについては、十分に注意し、転学や卒業時には保護者了解のもと、次の進学先に引き継ぎます。

活用しましょう

- ①学校等と家庭との支援方針を共通理解するために
- ②指導・支援の共通理解と指導改善のために
- ③進級、進学、転学の引き継ぎ資料のために

0才から就学前まで

保育所（園）・幼稚園における支援保育・
支援教育

子どもたちがともに生活し遊びを展開する中でお互いを求め合い、自分らしく生き、自らの個性や能力が磨けるよう保育・教育を進めます。



■保育所（園）が進める支援保育体制

※保育所（園）では支援保育体制を確立するために、次のような具体策を進めています。

※支援保育研修会

実践事例や保育のビデオ視聴を通して検討したり、講師に助言を受けたりしながら、支援保育の理論や方法について学び合う。

※ケース検討会議

保育所（園）の代表が集まり、支援対象児の情報を共有し、支援方法等について協議を行い、一人ひとりに応じた必要な支援を明確にし、家庭と連携しながら「支援保育個別支援計画」「個別の指導計画」を立て、適切な支援や対応ができていくか職員間で検討し、共通理解のうえ保育を進める。

※支援保育検討会

保育所（園）での支援の実施の適否や支援保育のあり方を決定する。（対数・環境・受け入れ体制など）

※試行保育（体験保育）

状態の把握及び課題、支援内容並びにかかわり方の検討を行う。

※他機関との連携

保護者の理解を深めるため、個々の家庭に合わせた関係づくりを行い、療育機関等との連携を深める。

就学先と相談票や四者面談、引き継ぎを通して、きめ細やかな支援保育の連携・継続を図る。

※発達相談の相談員等による巡回相談

- ・子どもの発達のことで気になることを、面談等を通して保護者とともに考え、療育での成果や課題を受け、保育所（園）での支援保育との連携を図る。
- ・保護者の相談や児童の状況などを踏まえ、支援保育対象児等に発達検査を行う。
- ・スクールカウンセラーや発達支援指導員による専門的助言を受ける。

■幼稚園が進める支援教育体制

※幼稚園では支援教育体制を確立するために、次のような具体策を進めています。

※支援教育研修会

支援教育研修会、支援担当者研修会などに参加し、担任・支援担当教諭それぞれの立場で、一斉・個別における支援教育の理論や方法について学ぶ。

※園内支援教育推進会議

一人ひとりに応じた必要な支援を明確にし、家庭と連携しながら支援教育を進める。「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導を行う。

※支援教育（キッズサポート）検討会

幼稚園での支援の実施の適否や支援教育のあり方を決定する。（対数・教材・受け入れ体制など）

※試行保育（体験保育）

状態の把握及び課題、支援内容並びにかかわり方の検討を行う。

※他機関との連携

保護者の理解を深めるため、個々の家庭に合わせた関係づくりを行い、療育機関等との連携を深める。

就学先と相談票や四者面談、引き継ぎを通して、きめ細やかな支援教育の連携・継続を図る。

※発達相談の相談員等による巡回相談

- ・子どもの発達のことで気になること、面談等を通して保護者とともに考え、療育での成果や課題を受け、幼稚園での支援教育との連携を図る。
- ・スクールカウンセラーによる専門的助言を受ける。※巡回：幼稚園等からの要請

就学前から小学校まで

保育所（園）・幼稚園等での指導や支援を
「就学相談票」を活用して引き継ぎ、子どもたちの楽しい学校生活へのスムーズなスタートを支援します。



■小学校入学が近づいてきたら…

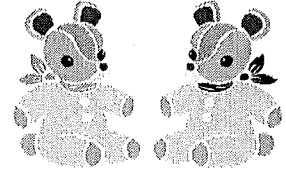
就学相談票を活用し、学校生活のスタートを支援！

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等での指導・幼稚園等での指導・支援を小学校に…！

4～5月

教育委員会より保育所（園）・認定こども園・幼稚園等に「就学相談票（様式1）及び（様式2）」を配布

広報6～7月号により
就学相談実施の周知



5～7月頃

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等は、保護者が作成した（様式1）と（様式2）を教育委員会に提出
※保護者から教育委員会に直接提出も可能

随時

府立支援学校の見学および教育相談の希望者
保育所・幼稚園等を通して、各校へ申し込み
もしくは、保護者が直接各校へ問い合わせ
府立茨木支援学校（肢体） 府立高槻支援学校（知的）
府立生野聴覚支援学校 府立大阪北視覚支援学校等

5～8月頃

（様式1）と（様式2）をもとに、教育委員会担当者と就学相談
→就学相談後、教育委員会が就学先小学校へ情報を報告

※就学に向けた装具等が必要で就学先が決定している場合は、この頃から準備を始めることが可能

小学校では

担当者が必要に応じて保育所（園）・認定こども園・幼稚園の保育・行事等を参観

6～9月

就学予定の小学校で就学相談

10月末までに

支援学級入級・支援学校入学について最終意思決定（保護者）

校内委員会審議児童生徒名簿を島本町特別支援委員会に提出

10月～11月

支援学校 学校見学会
保育所（園）・認定こども園・幼稚園等を通じ案内送付

島本町特別支援委員会 11月下旬～12月上旬
・相談希望者に係っての協議、教育委員会への具申
・就学相談報告 等

通常学級在籍決定

通級指導教室入室決定
（学校での支援・経過観察等）

支援学級入級決定

1月

入学説明会

2月～3月

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等と小学校の引き継ぎ会

4月

入学式

小学校と保育所（園）・認定こども園・幼稚園等との交流会
行事参観・保育参観



小学校・中学校

支援学級に在籍する児童生徒はもとより、学習活動やコミュニケーションの取り方などに困難を感じている通常の学級に在籍する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「ともに学び、ともに育つ」教育を進めます。



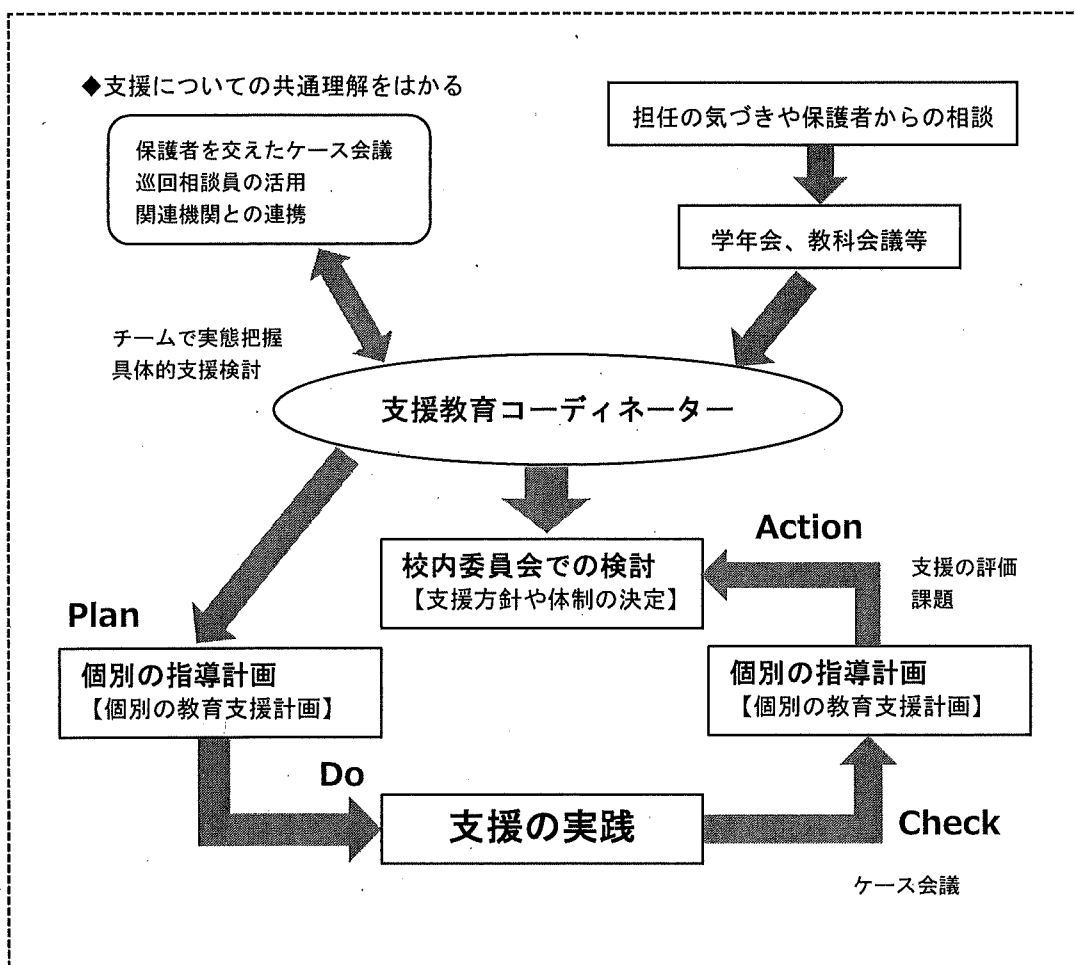
■「ともに学び、ともに育つ」小中学校での支援教育 小中学校における支援教育のめざすもの

『ともに学び、ともに育つ』教育の実践



支援教育の理念 支援学級に在籍している児童生徒はもとより、通常の学級に在籍している、学習活動やコミュニケーションの取り方などに困難を感じている児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う教育。

気づきから、効果的な支援へ



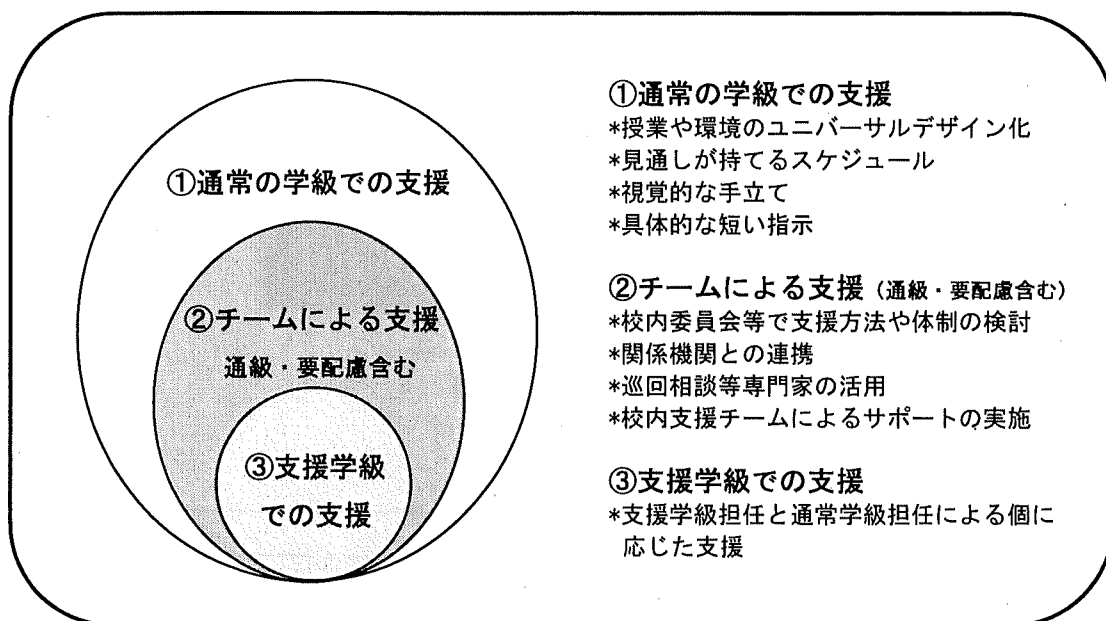
ケース会議

支援教育コーディネーターを中心に、専門家等の助言や保護者の意見を取り入れながら、支援の必要な子どもの実態を把握し、具体的な支援策を協議して、学校全体の協力体制を組みます。

支援教育コーディネーター

支援に向け、校内外の適切な人材や保護者、関係機関をつなげていくキーパーソンです。保護者の相談窓口、関係機関との連絡調整、実態把握や課題分析のための情報を収集・整理したり、研修の企画や校内委員会の運営の中心を担います。

教育的支援に必要な児童生徒への校内支援体制



学校が進める支援教育推進に向けた支援連携体制

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導

支援学級では

支援学級在籍児童生徒の教育的ニーズに応じた指導方法の検討、教材教具の作成・教育環境の整備について検討し、通常の学級担任とともに連携した支援を行います。

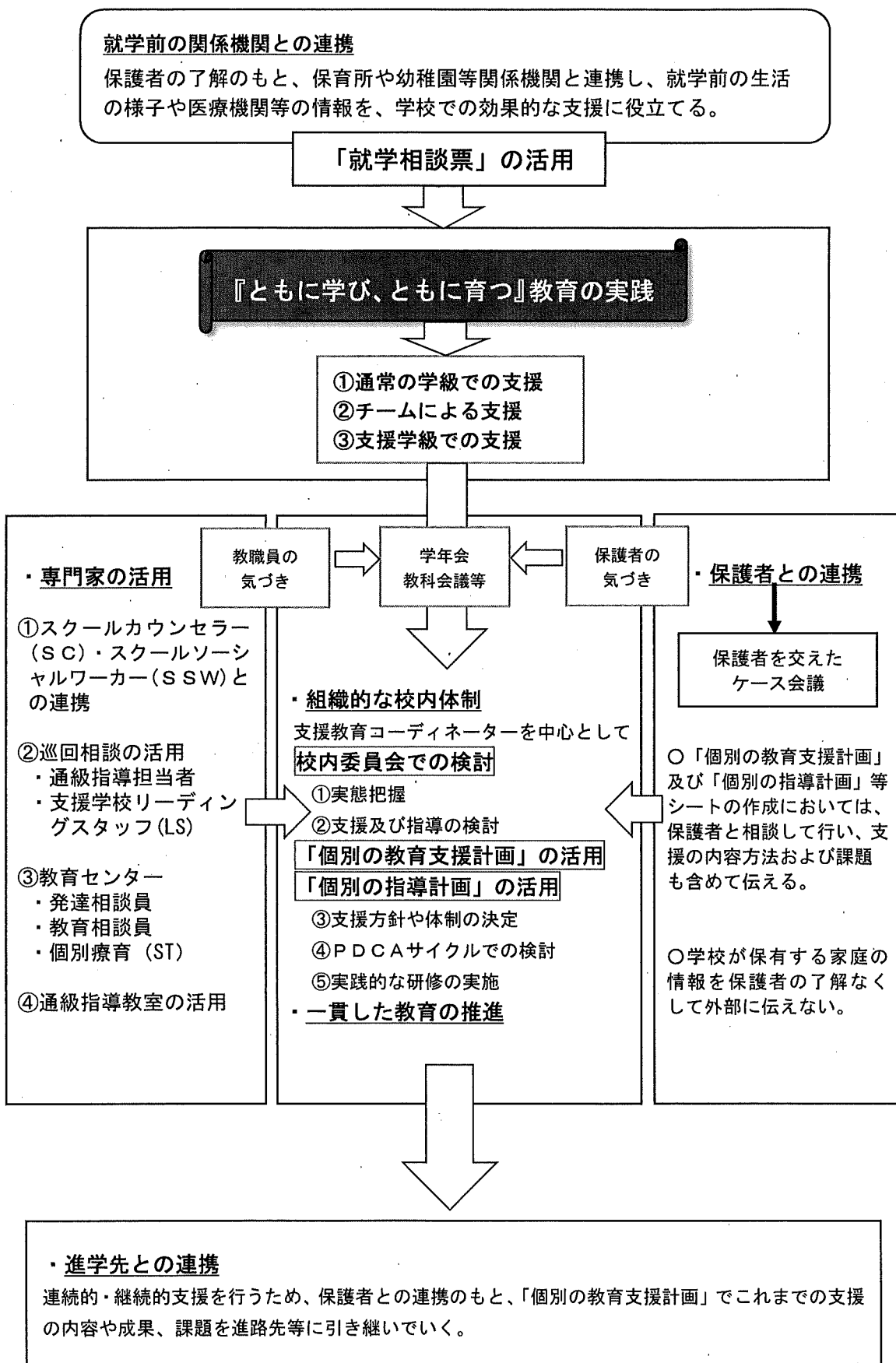
※ユニバーサルデザイン(UD)とは…

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

学校生活においても、すべての教職員が普段から授業や教室環境への配慮を工夫し、障害のある子はもちろんのこと、学びや育ちに支援の必要な子も視野に入れた「すべての子どもが安心して楽しく学校生活を過ごすための工夫や支援」のことをいいます。

つまり「支援の必要な子どもには『ないと困る』支援、どの子にも『あると便利』な支援」を増やしていくことが、通常の学級における授業や環境のユニバーサルデザイン化であり、島本町がめざす『ともに学び、ともに育つ』教育の実践です。

■学校体制充実のために



■「個別の教育支援計画」の作成と活用

個別の教育支援計画とは

「個別の教育支援計画」とは、児童生徒一人ひとりの希望や願いを受けとめて、学校に入学する前から卒業までを通して、教育の視点から必要な支援を行うために作られる計画です。

本人・保護者の希望や願い、支援の目標、支援の内容、協力してくれる福祉・医療などの関係機関とその支援内容などが書かれ、学校と本人・保護者が協力して作ります。家庭訪問や懇談会などの場で、お互いがよく話し合って必要な支援を考えていきます。

「個別の教育支援計画」が活用されることによって、学校や学年が変わっても、引き続き同じような支援を受けることができます。また、学校だけではなく地域にあるさまざまな関係機関との連携の際にも活用されます。

作成したり活用したりするときには、個人情報は保護され、その取り扱いには十分に注意が払われます。関係機関と連携する場合は、本人・保護者の同意のもとに情報が提供されるものとします。

【個別の教育支援計画作成について】

- ①該当児童生徒の現在の状態、指導の目標や具体的な手立て、家庭での取組等について記入します。
- ②目標や具体的な手立てについての評価を行い、定期的に目標や計画を修正していきます。
- ③担任以外の支援者についても検討しながら計画を作成します。

基本的な生活習慣にかかわる項目、社会性や対人関係にかかわる項目、学習に関する項目等、学校や家庭での生活で観察される状況や配慮事項等具体的に記入します。

長期目標は1年間、短期目標は学期を目安として設定します。手立ては、目標を達成するために必要な指導方法や手段などを具体的に示します。

担任以外に誰がどんな場面で支援者となっていくか考えながら作成していきます。
目標や具体的な手立てについての評価を行い、学期ごとに修正していきます。

【個別の教育支援計画の効果】

- ①該当児童生徒の実態を多角的に把握し、教員相互の共通理解を図ることができる。
- ②保護者に対して、学校として対応することをはっきり伝えることができる。
- ③専門機関や専門家に巡回相談等を依頼する際の基礎資料の役割を果たす。
- ④成果を振り返り、次年度の指導への引き継ぎ資料として活用できる。

[illegible]

協同教育活動計画：様式1ー2 頁4頁位第 _____ 页

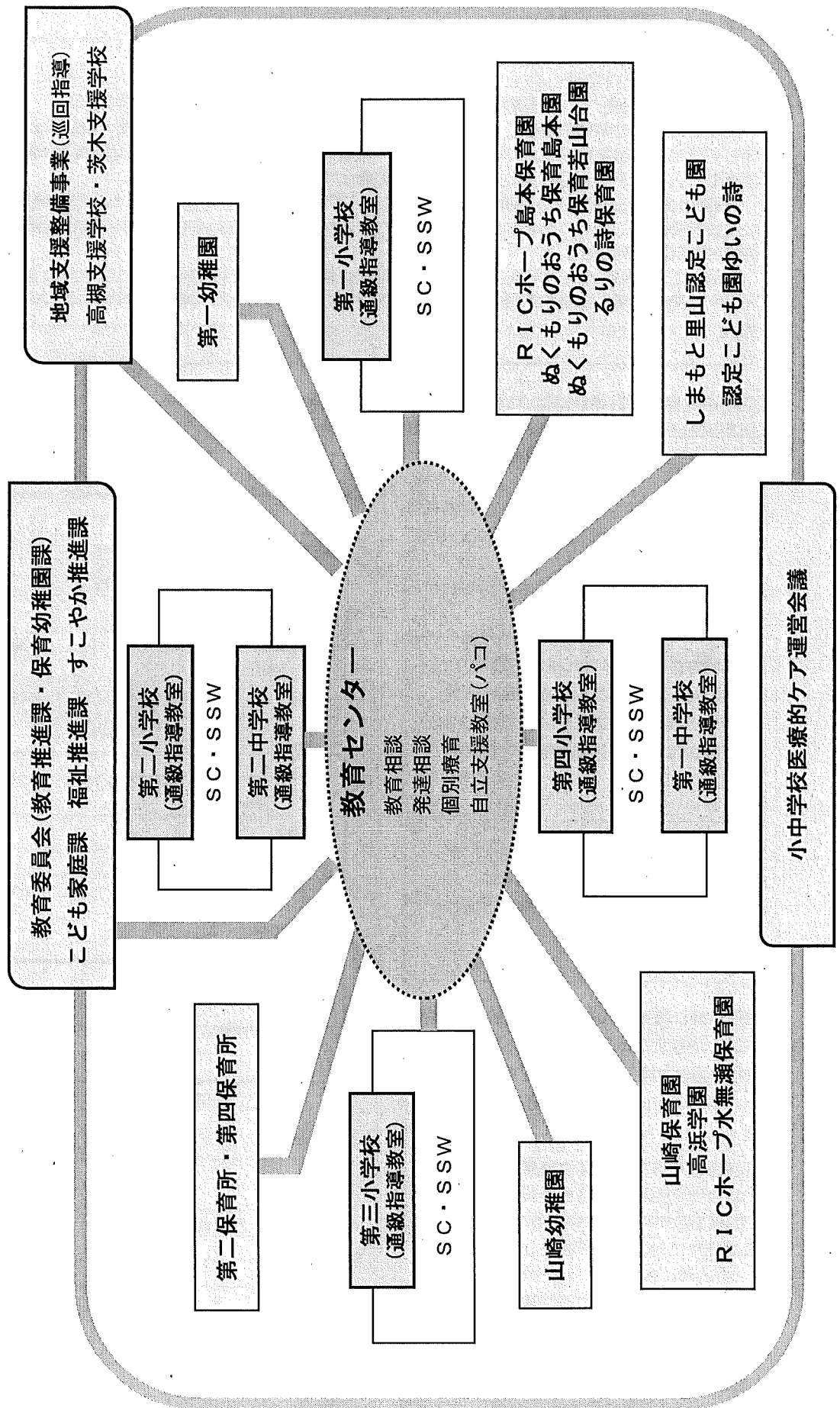
所属、所属氏名

本人の教育活動の希望
本人：
指導者：
及別添い書き（異時・異所、必要に応じて、がんばろう！場などにも）

長期の計画（3年度以上、かつ本教育の中心となる活動）	
活動の目標 （長期課題）	1 2 3
	11...3年度、1つでもよい
活動の計画 （年次、年度）	1 2 3

所属氏名	活動の計画（年次、年度）	内容（授業の課題、生徒の要望）
1 年 生	1	
	2	
	3	
		指導者： 年 月 日 指導者及び 年 月 日 迄
2 年 生	1	
	2	

令和7年度 島本町教育相談【情報の流れ】



通級指導教室の概要について【小中学校】

令和7年4月
島本町教育委員会

1 通級指導教室について

- (1) 平成5年4月に学校教育法施行規則の一部改正により始まった教育形態で、通常の学級に在籍し、通級指導教室において専門的な見識を持った教諭から個々のニーズにあった個別の支援や指導等を受ける。
- (2) 指導は、個別指導または小集団指導を行う。
- (3) 年度途中でも相談や面談を随時受け付ける。
- (4) 改善等が見られ、通常の学級での指導で対応が可能となった場合は、通級による指導を終了する。
- (5) 通級に必要な時間は、正規の授業時間として扱う。(早退・遅刻・欠席にはならない。)
- (6) 通級による指導を行う時間は、授業時間内抽出を基本とする。

2 通級指導教室の役割

- (1) 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた自立活動を実施し自信や意欲を育てる。
児童・生徒の行動の裏にある気持ちやつまずきを理解して、個に応じた指導プログラムを作成し、児童・生徒一人ひとりに合わせた自立活動を実施する。

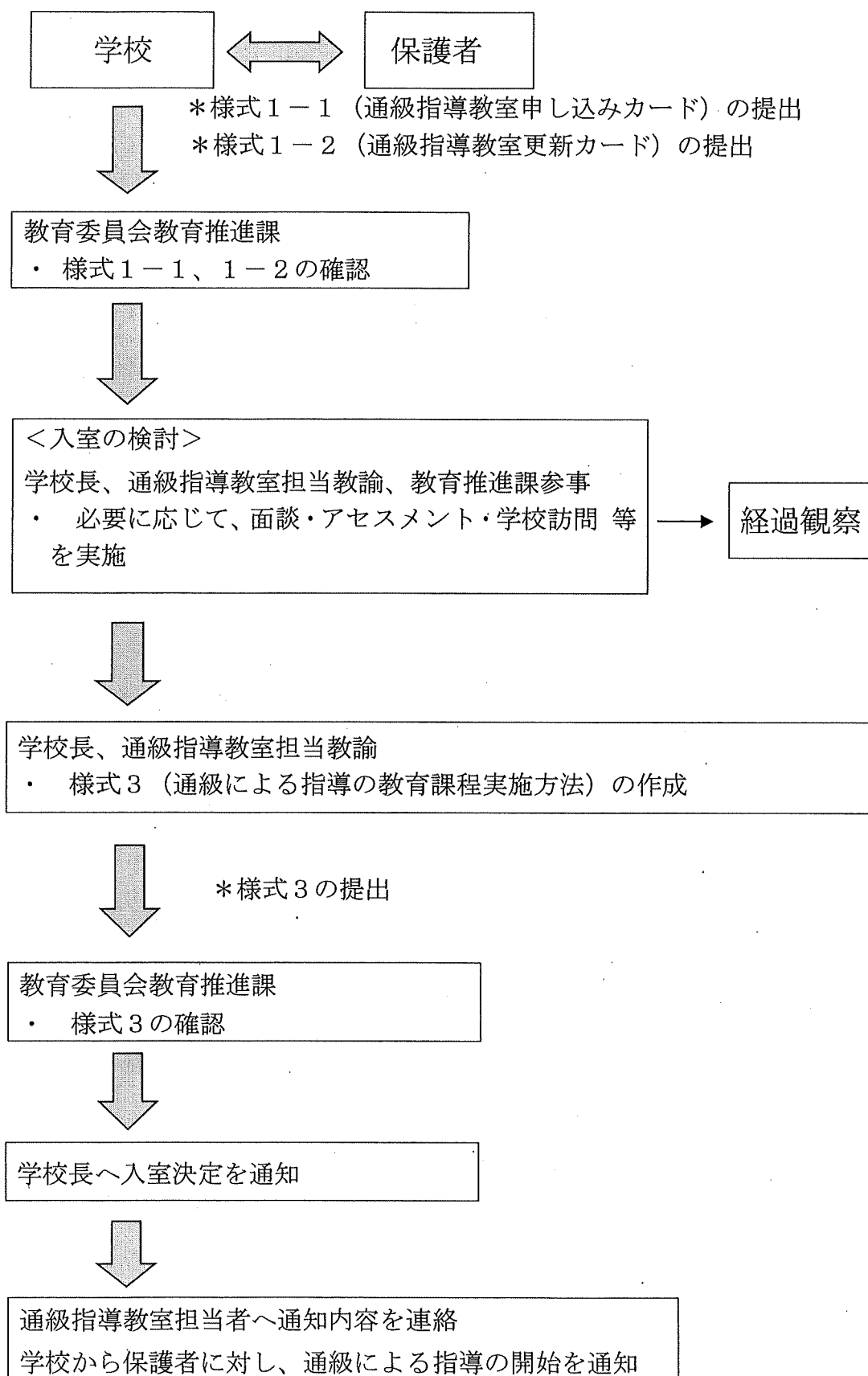
自立活動：児童一人ひとりの障がいの状況による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

- (2) 学級担任及び授業担当の教員へ情報を提供する。
児童・生徒理解のための情報資料を交換・交流し、児童・生徒への支援のあり方を相談する。
- (3) 保護者の心情を理解し、アドバイスする。
保護者と定期的な面談以外にも懇談の機会を持つようにし、保護者の気持ちを理解することにより信頼関係が結べるように話し合い、親子関係等の安定を支援していく。
- (4) 関係機関と連携する。
学校との連携はもとより、必要に応じて医療機関等と連携する。

3 対象児童・生徒

- (1) 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の発達障害の児童・生徒
- (2) その他(ことばの発達に遅れのある児童等)
*知的に遅れがなく、専門機関等で一定の診断を受けるものとする。

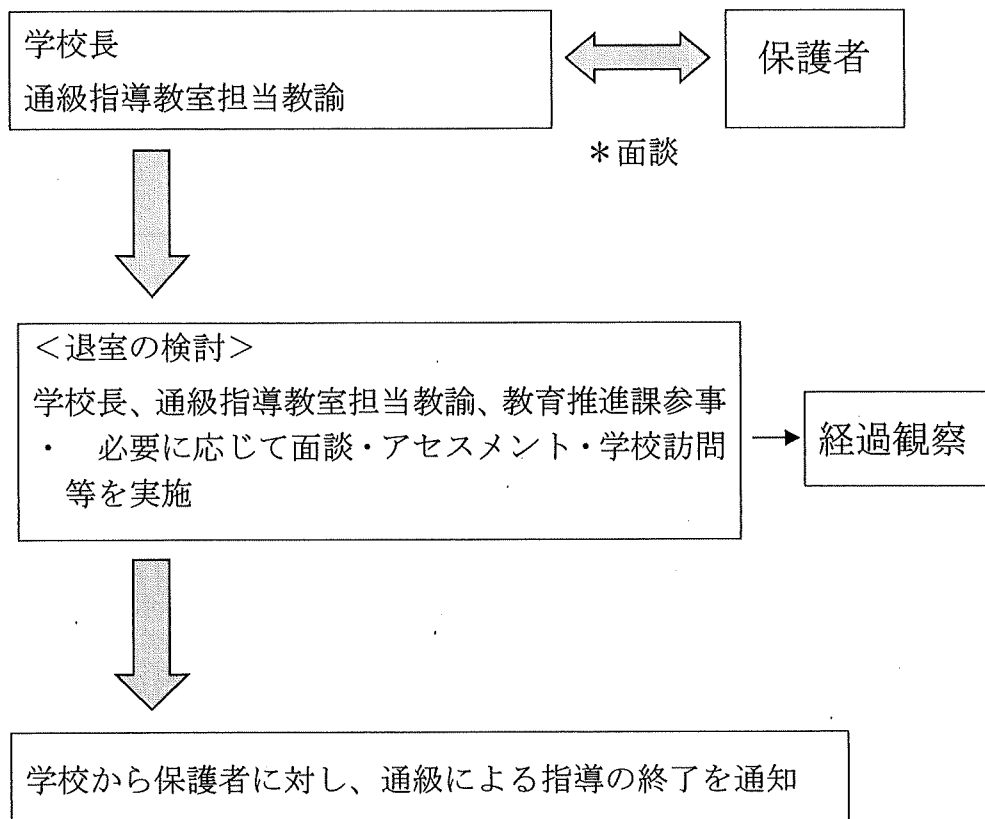
4 入室決定までの流れ



5 退室（通級指導の終了）

<基準について>

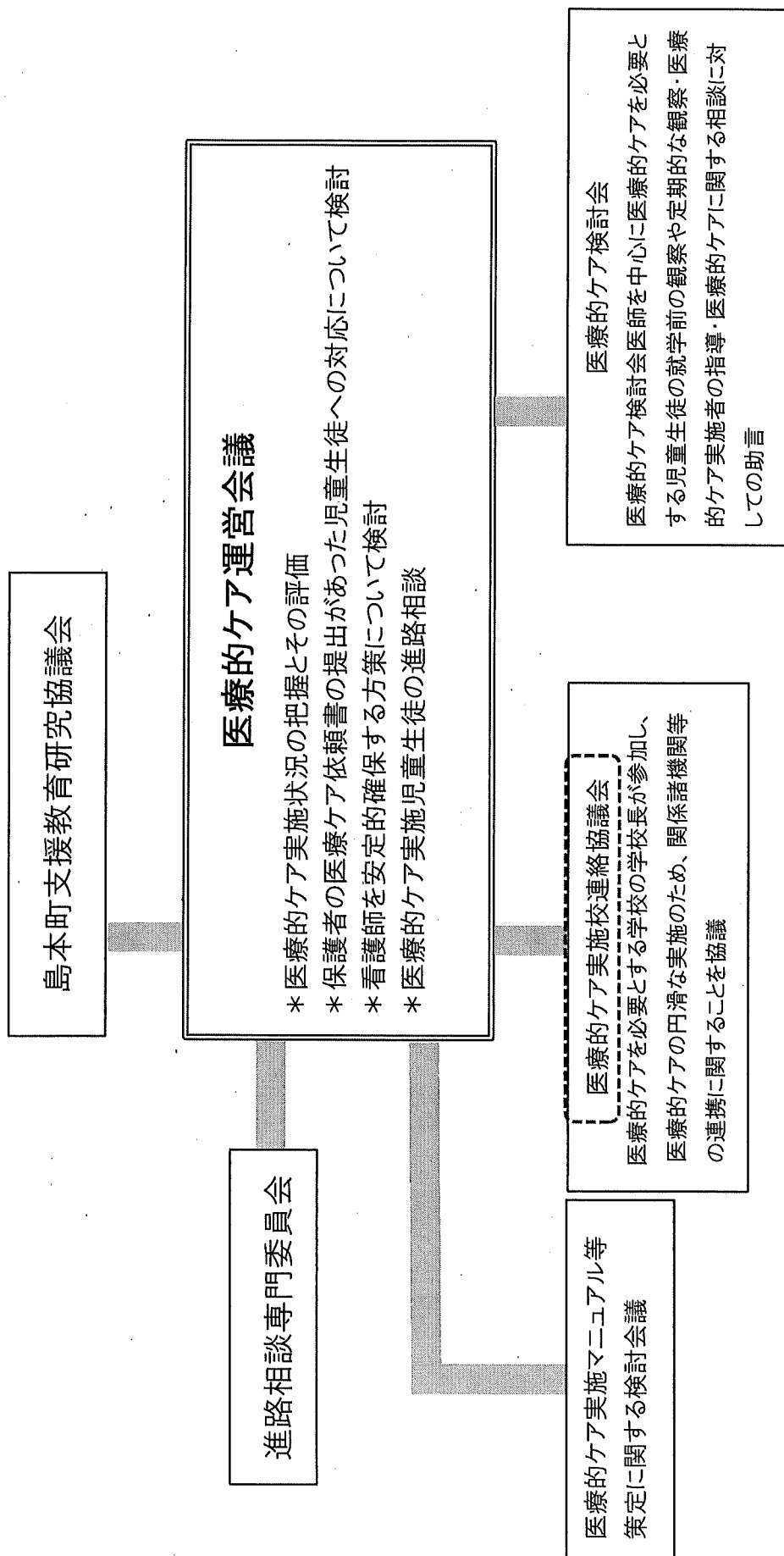
- (1) 通常の学級に適応し（本人の困り感が軽減し）、担任配慮で可能となった場合。
- (2) 通常の学級において不適応感（本人の困り感）が増大し、学びの場の変更について検討が必要になってきた場合。
- (3) 卒業した場合。



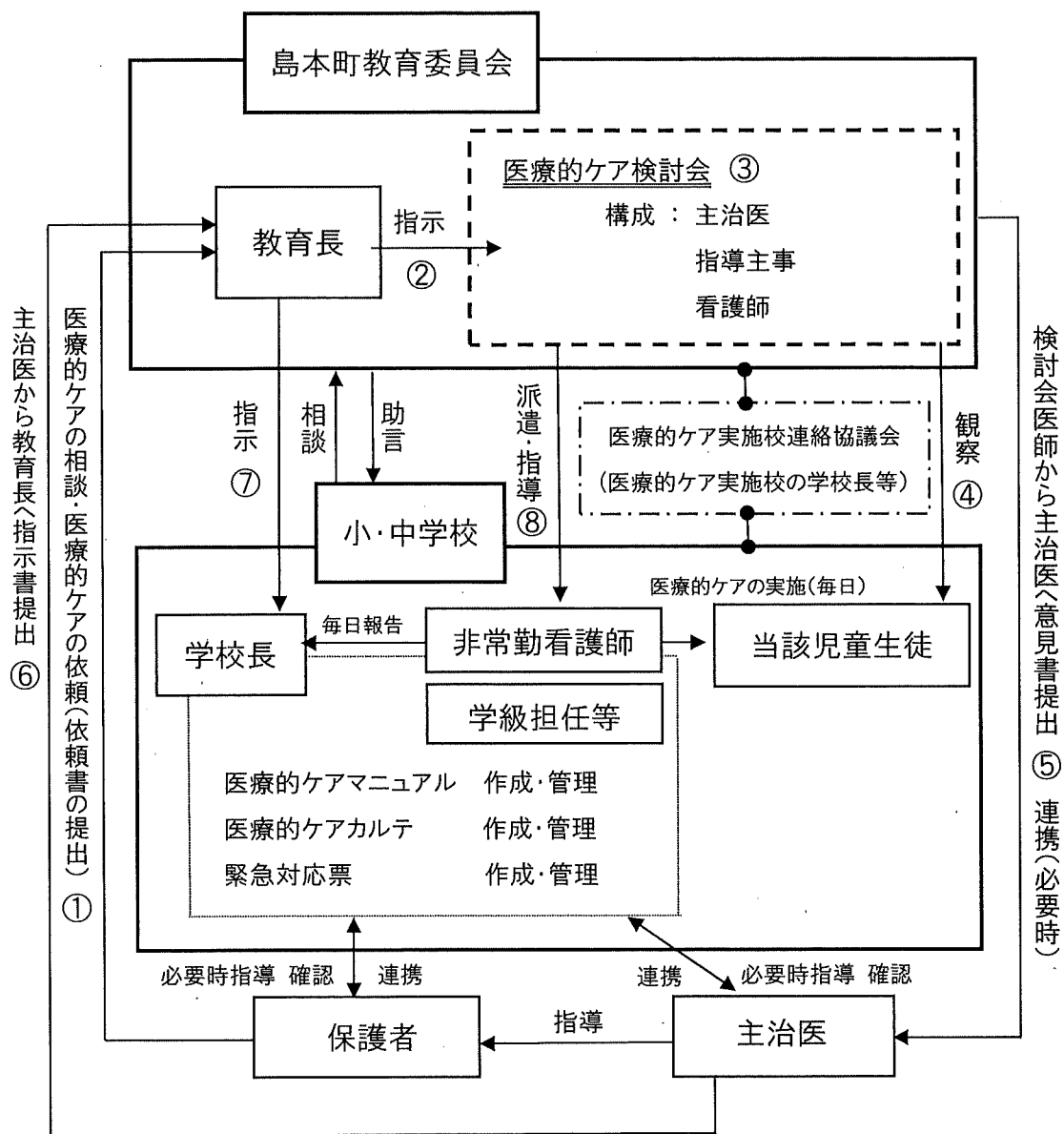
6 時間数等について

- ・ 年間10単位時間（月1時間）から280単位時間（週8時間）までとする。
- ・ 基本的には、授業時間内（1時間目から6時間目）に、個別指導または小集団指導を行う。
- ・ 指導時間は、個々の児童・生徒のニーズに合わせて、1回あたり45分間（中学校50分間）で、週1回程度を基本とする。

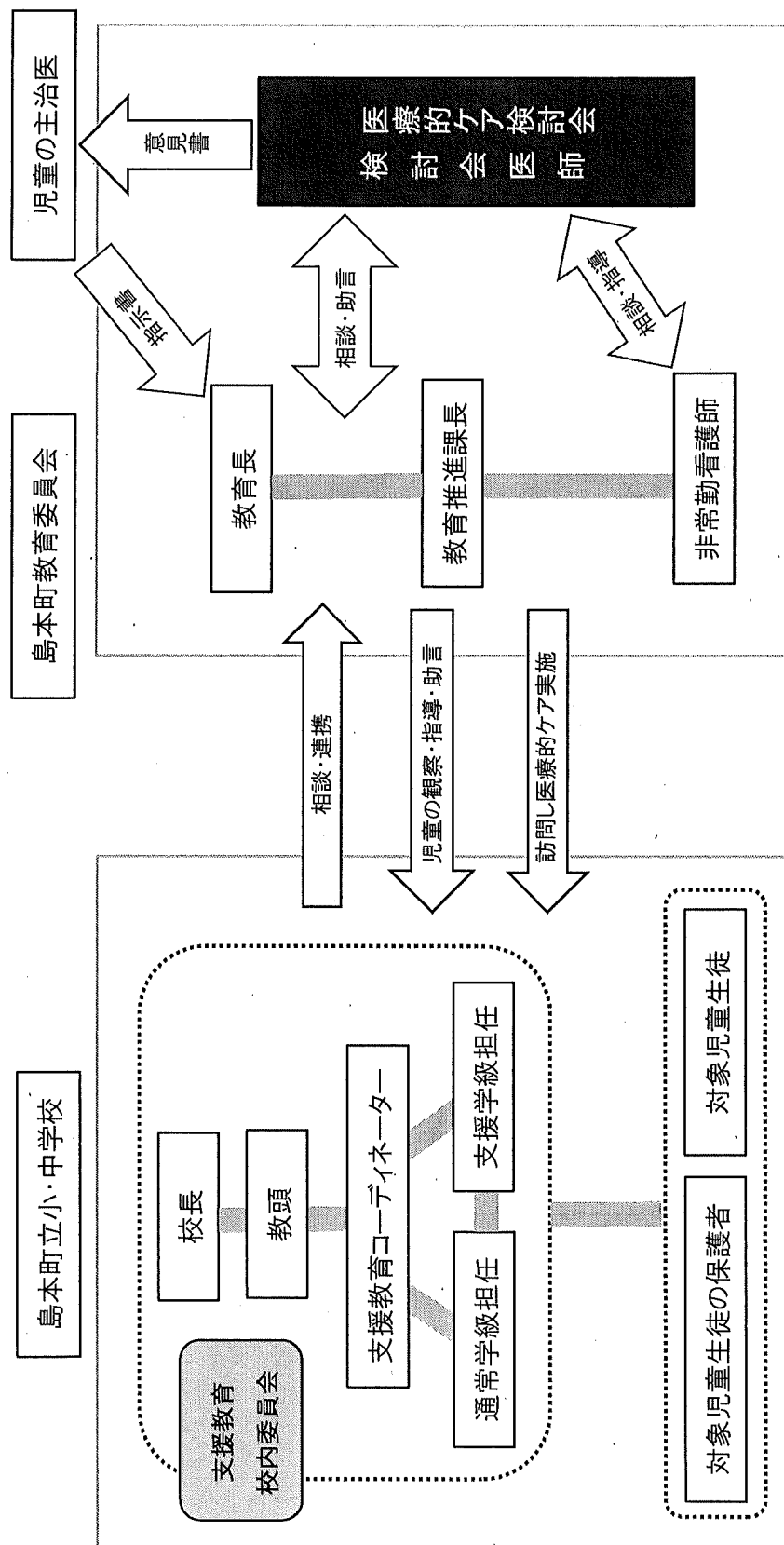
本町の医療的ケア運営会議等の組織



島本町立小中学校における医療的ケア実施体制（平成 30 年度～）



学校と教育委員会の連携体制



島本町教育委員会

就 学 相 談 票

様式 1

ふりがな 子どもの氏名		性 別		生年月日	
保護者氏名					
住所	島 本 町				
(電話)	(0 7 5 - -)				
(携帯)	(- -)				
所属幼稚園 保育所・こども園					
相談内容	※教育委員会との就学相談後に記入ください。 ・必要に応じて、学校と関係機関（すこやか推進課・教育センター）が情報共有を行ってもよろしいですか？ また、学校と幼稚園保育所が連携を行ってもよろしいですか？ （学校教員が子どもの参観に行く、教員同士で情報共有をする等） （ はい ・ いいえ ）				
備 考					

- ・ 相談内容欄には、お子様について(障害等の様子)できるだけ詳しく書いてください。
- ・ 備考欄は記入しないでください。
- ・ この相談内容は入学予定の学校にお知らせします。

取り扱い注意

就学相談票

様式2

記入日：令和 年 月 日

ふりがな				男 女	生年月日	平成 年 月 日		
児 童 名					小学校区	島本町立 第()小学校		
ふりがな					在籍幼稚園・保育所(園)			
保護者名					幼稚園・保育所(園) 担当者 先生			
住 所	住 所 大阪府 三島郡 島本町					電話番号 — —		
家族構成	続柄	名前	年齢	続柄	名前	年齢		
	年齢は、兄弟姉妹のみでかまいません。							
療育歴 医療・相談機関	期 日			相談機関名	診断・相談内容 など			
	開始	年 月 日	～継続中・ 年 月終了					
	開始	年 月 日	～継続中・ 年 月終了					
	開始	年 月 日	～継続中・ 年 月終了					
薬の服用		薬 名			服用時間・方法			
有・無								
手帳について		内 容						
有・無		身体障がい者手帳 () 級 (取得 年 月 日) 療育手帳 () (取得 年 月 日) 精神障がい者保健福祉手帳 () 級 (取得 年 月 日)						
※出生時および乳児期のことで伝えておきたいこと・発作の有無や時期・大きな病気やけが、事故などがあれば、お書きください。								

<ご記入について>

- ・生活面・学習面・行動面など今の状況や支援の状況についてお答えください。
- ・支援が必要な場合は、その支援内容をできるだけ詳しくお書きください。
- ・本票については、お子さまの支援に関する目的以外には一切使用しません。
- ・書きにくいところや答えにくいところは、あけておいてください。

生活面	更衣	・完全に一人でできる ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
	排泄	・完全に一人でできる ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
	食事	・完全に一人でできる ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
	移動	・完全に一人でできる ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
認知面	・数はいくつまで数えることができますか？		
	・ひらがなについての興味はありますか？（自分のなまえをひらがなで書くことはできますか？）		
言語面・対人面	・ことば、まわりの人や友だちとのコミュニケーションなどで気にかかっていることがあればお書きください。		
行動面	・得意なことや好きな遊び、行動面においてこだわりのあることなどで気にかかっていることがあればお書きください。		
身体面	・現在の身体状況で気にかかることがあればお書きください。		
思い・願い	・伸ばしたいところや将来に向けての保護者としての願い、思いなどをお書きください。		

児童生徒名		生年月日	年 月 日
学年組	年 組	記入日	年 月 日
通常学級担任名		特別支援教室担任名	

生活・行動・社会性

領域		年間目標	短期目標	指導場所		指導内容・方法	評価
				通常の学級	特別支援教室		
自立機能	身辺自立						
	家事						
	健康管理						
職業前スキル							
余暇活動							
行動管理							
コミュニケーション							
社会性 対人関係							
地域社会 生活スキル							

教科学習

教科	年間目標	短期目標	指導場所		指導内容・方法	評価
			通常の学級	特別支援教室		
国語						
算数						
社会						
理科						
音楽						
体育						
図工						
特活 道徳						

個別の教育支援計画

島本町立第 学校

年度 入学 もしくは 転入 (年)

氏 名

年度	クラス	通常学級担任	支援学級担任	通級指導教室担任
年度	年 組			
年度	年 組			
年度	年 組			

記載年月日 () 年 () 月 () 日

児童・生徒基本情報

ふりがな			生 年 月 日	年 月 日 生		性 別	
児童氏名 生徒氏名							
ふりがな			電話番号	自宅			
保護者氏名				携帯 ()			
				携帯 ()			
住所	〒618- 大阪府三島郡島本町						
発達に関する 情報	診断 (有・無) → 有の場合、診断名 () 診断時期 (年 月) 診断機関 () 発達検査 (有・無) その他 ()						
手帳に ついて	療育手帳	有	A・B1・B2 (年 月 交付)	精神障がい者 保健福祉手帳	有	1・2・3 級 (年 月 交付)	
		無	取得予定 (有・無)		無	取得予定 (有・無)	
	身体障がい者 手帳	有	1・2・3・4・5・6・7 級 障がいの種類 () (年 月 交付)				
		無	取得予定 (有・無)				
身体面での配慮事項		発作 (有・無)、服薬 (有・無) → 有の場合、薬の名前 () その他 ()					
その他の配慮事項							
生育歴		生まれたときの状況 ()					
家族構成	続柄	氏名	勤務先・学校など	特記事項			
			緊急連絡先	お名前	関係		
			①	()	[]		
			②	()	[]		
			③	()	[]		

児童・生徒氏名

本人および保護者の希望

本人：

保護者：

活かしたい良さ（興味・関心、得意なこと、がんばっていることなど）

長期的な視点（3年程度）からみた教育的ニーズと支援内容

支援の目標 (優先課題)	1 2 3	(1～3点ほど 1つでもよい)
支援の内容 (手立て・配慮)	1 2 3	

	支援の目標	支援の内容（手立て・配慮）	評価（成果と課題・引継ぎ事項）
1 年 目	1		
	2		
	3		
			記載者： 記載日： 年 月 日 保護者承認日： 年 月 日 印
2 年 目	1		
	2		
	3		
			記載者： 記載日： 年 月 日 保護者承認日： 年 月 日 印
3 年 目	1		
	2		
	3		
			記載者： 記載日： 年 月 日 保護者承認日： 年 月 日 印

児童・生徒氏名	
---------	--

関係機関との連携・支援ネットワーク

	機関名		担当・連絡先	連携・支援内容
教 育	就学前		連絡先：	
	小学校		連絡先：	
	中学校		連絡先：	
医 療 ・ 保 健			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
福 祉			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
余 暇 ・ 地 域 ・ 家 庭			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
そ の 他			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	

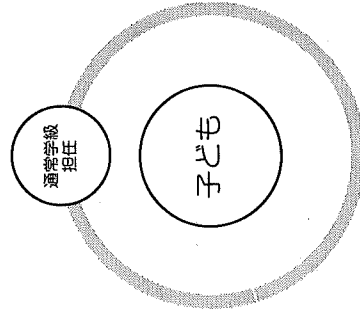
小学校における支援教育について

～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があります、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。
こちらでは簡単に小学校における支援教育体制についてご説明いたします。

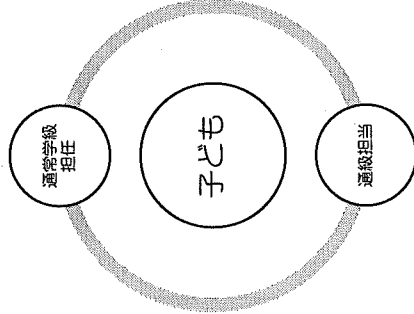
要配慮児童登録（通常学級在籍）

- ・通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・児童の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- ・年度途中での登録が可能です。



通級指導教室（通常学級在籍）

- ・通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・授業時間内に週1H程度、学習上や生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- ・主として、自立活動（※）の指導を行います。
- ・年度途中での入室、退室が可能です。

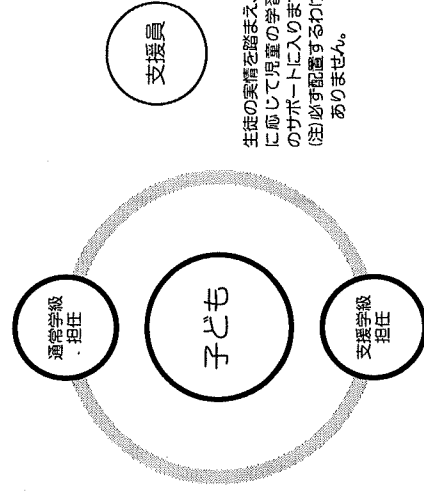


※自立活動

生徒1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- ・支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程（個別の教育目標）を作成して、学習を進めます。
→児童の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
- 個々に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価規準」についても、通常の学級とは異なります。
- 支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動（※）の指導を行います。
- ・学校生活の1日の流れ（時間割等）は、通常学級と同じです。
- ・支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要です。
- 各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者で話し合い、長期的な子どもの成長についてイメージを共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。



※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- ・それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー（補足的な学習）を必要とする場合
- ・通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心してできる居場所として利用することのみを必要とする場合

生徒の実情を踏まえ、必要に応じて児童の学習活動のサポートに入ります。
(※)必ず配置するわけではありません。

中学校における支援教育について

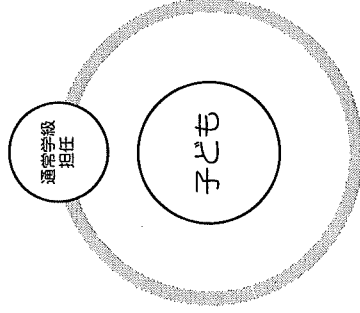
～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があります、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。

こちらでは簡単に中学校における支援教育体制についてご説明いたします。

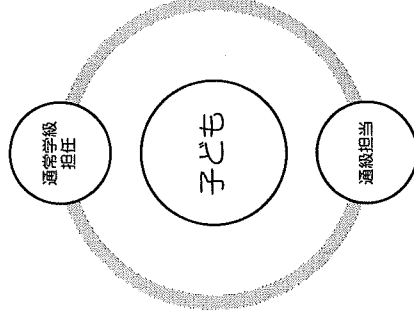
要配慮生徒登録 (通常学級在籍)

- ・ 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
 - ・ 生徒の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- 年度途中での登録が可能です。



通級指導教室 (通常学級在籍)

- ・ 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・ 授業時間内に週1H程度、学習上や生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- ・ 主として、自立活動(※)の指導を行います。
- ・ 年度途中での入室、退室が可能です。

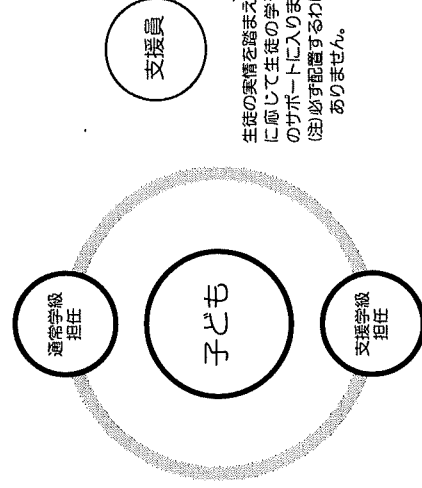


※自立活動

生徒1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- ・ 支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程(個別の教育目標)を作成して、学習を進めます。
 - 生徒の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
 - 個々に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価規準」についても、通常の学級とは異なります。
 - 支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動(※)の指導を行います。
- ・ 学校生活の1日の流れ(時間割等)は、通常学級と同じです。
- ・ 支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要で。
 - 各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者で話し合い、卒業後の進路等のイメージも共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。



※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- ・ それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー(補足的な学習)を必要とする場合
- ・ 通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心してできる居場所として利用することのみを必要とする場合

生徒の実情を踏まえ、必要に応じて生徒の学習活動のサポートに入ります。は)必ず配慮するわけではありません。



教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル

令和5年10月

島本町教育委員会

目 次

はじめに	
第 1 性暴力とは	1
第 2 性暴力等を防止するための取組	1
(1) 教職員等に対する啓発	1
(2) 児童生徒等に対する啓発	2
(3) 性暴力等を防止する環境づくり	3
第 3 性暴力等の早期発見のための取組	3
(1) 早期発見するための相談体制	4
(2) 学校内での情報共有体制の構築	5
第 4 性暴力等が発生した場合の対応	6
(1) 初期対応	6
(2) 保護者への対応	8
(3) 加害行為が疑われる教職員等への対応	8
(4) 中長期的対応	9
第 5 学校における具体的な未然防止・早期発見の取組例	10
(1) 定期的なアンケートの実施	10
(2) 教育相談窓口の設置	10
資料 1 ハラスメントに係るアンケート	12
資料 2 様式 1 「ハラスメント事象報告書」	13

はじめに

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教職員等が、児童生徒等に対し、「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断であり、絶対に許されない人権侵害行為です。しかし、児童生徒等への性暴力等にあたる行為により、懲戒免職処分を受ける教職員等は後を絶ちません。なかには、教師という権威と信用を悪用し、閉鎖的・支配的な空間において、児童生徒等が自身の被害に気づかないように性暴力に至ったケースなど、犯罪として悪質な事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にあります。

性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に生涯にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があり、改めて学校における未然防止策の確立やその徹底、早期発見の手立てと被害者に寄り添った初期対応が求められています。

実際には、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを願い、日々、児童生徒等に寄り添いながら教育活動に取り組んでいる教職員等が大多数です。一部の教職員等による加害行為により、それらの教職員等の社会的な尊厳が毀損されることは、あってはならないことであり、そうした事態にならないようにするためにも、すべての教職員等が当事者意識をもち、児童生徒に恥じることのない大人であるべく襟を正し「性暴力（人権侵害）は絶対に許さない」という学校づくりをすすめていかなければなりません。

学校が、児童生徒等にとって、より安心・安全な学びの場となるように、このマニュアルをすべての教職員で共有し、児童生徒への性暴力等の根絶を図っていきます。

第1 性暴力とは

「性暴力」とは、性別を問わず、相手がだれでも、どんな状況でも、本人が望まない性的行為すべてを指します。

例えば…

- ・着替えやトイレをのぞかれる
- ・卑猥なことばを言われる
- ・わいせつな写真を見せられる、撮られる、自撮りを要求される
- ・性的な内容のメール等を送る
- ・SNS上に性的な中傷を書かれたり、プライベートゾーンの写真や動画をアップされたりする
- ・衣服の上から又は直接、からだをさわられる、さわらせる
- ・わいせつな行為をする、させる など

これらの性暴力等については、法律でも定義されており、児童生徒等の同意や脅迫の有無を問いません。また、令和5年7月13日から施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律によって、わいせつな行為をした相手が13歳未満の子どもである場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合、罪が成立します。

第2 性暴力等を防止するための取組

(1) 教職員等に対する啓発

教職員等は、常に多くの児童生徒等と接しています。常に「誰かに見られている」という意識をもち、セルフチェックリストで自分の行動を振り返ってみましょう。

【セルフチェックリスト】

- ☐ 親しみや励ましを目的とした言動であっても、児童・生徒、同僚教職員を不快にさせる場合（特に身体的接触や性に関わる発言）があることを認識していますか。
- ☐ セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手が不快だと思うかどうかによるものであることを認識していますか。

- ☐ 教職員と児童・生徒という関係において、仮にその児童・生徒が好意を伝えてきたとしても、恋愛関係になることは決して許されないことを認識していますか。
- ☐ 指導やスキンシップ、マッサージなどと称して、児童・生徒の体に触ったり、触らせたりしていませんか。
- ☐ 私的に児童・生徒と電話やメールをしていませんか。また、自家用車に乗せたりしていませんか。
- ☐ 障害のある児童・生徒に対し、児童・生徒が不快に感じるのではない適切な介助、指導方法を身につけていますか。
- ☐ 指導等を行う場合は、密室となるような場所で行わないようにしていますか。やむを得ず行う場合は、複数の教員で行うようにしていますか。
- ☐ 同僚教職員を執拗に酒席などに誘っていませんか。酒席などで卑わいな内容の話をすることはないですか。

また、過去の児童生徒性暴力等による懲戒処分が行われた事案において、教職員と児童生徒等との間で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やメールを用いた私的なやりとりが行われていた事案がありました。

このような、教職員と児童生徒等との、SNSやメール等による私的なやりとりは禁止します。業務上やむを得ずメール等の使用が必要となる場合には、管理職や保護者等の許可を得て利用目的を明確に行います。

【遵守事項】

- ・管理職の許可なく、児童生徒等、保護者とのSNSやメール等のやりとりをしないこと
- ・児童生徒等、保護者との連絡は、緊急の場合を除き、個人所有のスマートフォン等を使用しないこと
- ・業務上やむを得ずメール等を使用する場合は、管理職にメッセージ内容を開示すること

(2) 児童生徒等に対する啓発

学校では、性暴力等の根絶に向けて、児童生徒等が性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないように、生命（いのち）を大切にする考え方や、一人ひとりを

尊重する態度等、発達の段階に応じた安全教育を行っていきます。

また、児童生徒等へのわいせつ行為のきっかけとなり得る、教職員等とのSNSやメール等の私的なやりとりについて、禁止します。やむを得ず必要となる場合については、保護者の許可を得て、利用目的を明確にした上で行うこととします。

(3) 性暴力等を防止する環境づくり

同性異性を問わず、教職員等が密室（室内から施錠されている、窓への張り紙やカーテン等により室内が確認できない状態等）で、児童生徒等に対して1対1での個別指導を行うことを禁止します。原則、個別での対応が必要な場合は、複数人で対応するなど、1対1での密室状態を回避します。

ただし、やむを得ず個別対応が必要となる場合は、事前に管理職に、対象児童生徒等・理由・場所及び時間を伝え、管理職の把握のもとで対応します。

第3 性暴力等の早期発見のための取組

児童生徒等への性暴力等が発生した場合、被害者を一刻も早く保護するために、まずは早期発見の体制を整える必要があります。そのためには、日頃から以下のポイントを大切にし、被害発生後の支援に迅速につなげていきます。

① 性暴力は見えにくい

→普段から密室となる場所での指導等を行わないように心がけましょう。

[性暴力等の被害が見えにくい理由]

- ・打ち明けにくい
- ・何が起きているかわからない
- ・恥ずかしい
- ・話したら怒られる
- ・性的いじめは性暴力であると認識が低い
- ・「男性から女性に対してのみ起こる」との思い込みがある
(男子児童生徒や同性間の被害は見えにくい)
- ・目撃者がいない

② 気づきが大切

→ 普段の発達指示的生徒指導を充実させましょう。

- ・ 情緒が不安定
- ・ 不登校
- ・ 成績が下がった
- ・ 問題行動が見られる（性的問題行動、反抗的行為など）

③ 日頃の信頼関係が大切

- ・ 困った時に、安心してすぐに相談できる相談者・窓口を作っておく

(1) 早期発見するための相談体制

性暴力等の被害にあった児童生徒等の多くは、誰にも相談できずにいることが多いため、できるだけ早く誰かに助けを求めることができるような相談体制を構築する必要があります。

そのために、学校内で校内相談員を選任し、相談窓口を設置して、児童生徒等及び保護者等からの性暴力等に関する相談を受け付ける支援体制を整備し、児童生徒等及び保護者等に対して周知します。

また、各関係機関の相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者等に配布し、周知を徹底します。

■ 高槻警察署 ☎ 072-672-1234

■ 性犯罪被害 110 番（大阪府警） ☎ 0120-548-110 もしくは ☎ #8103

■ 性暴力救援センター・大阪 SACHICO ☎ 072-330-0799 24 時間 365 日受付

■ 性暴力被害ワンストップ支援センター ☎ #8891 24 時間 365 日受付

■ 大阪府教育センター（すこやか教育相談）月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:30～17:30

子どもからの相談 ☎ 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp（24 時間受付）

保護者からの相談 ☎ 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp（24 時間受付）

教職員からの相談 ☎ 06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp（24 時間受付）

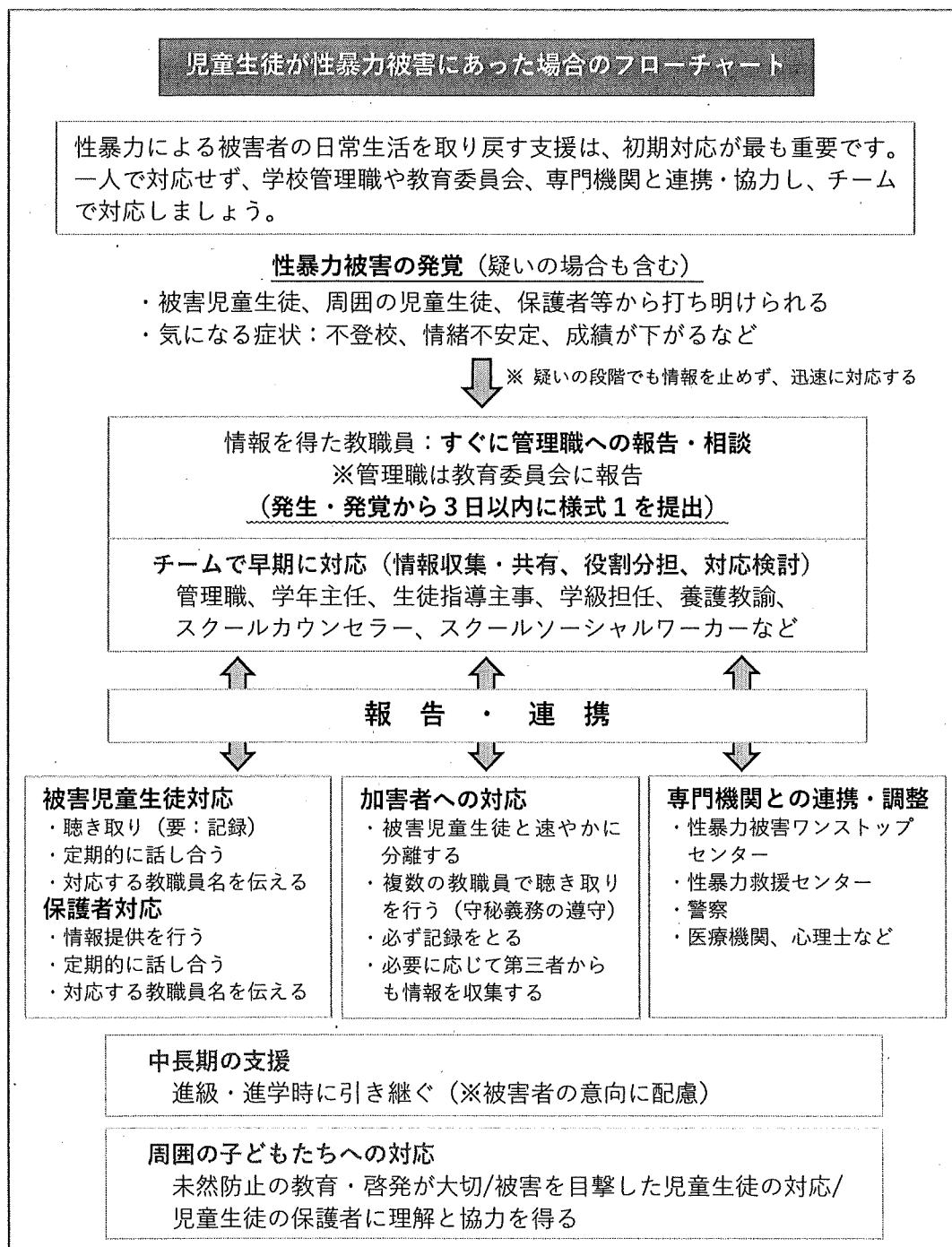
■ 大阪府 LINE 相談 毎週日・月・火・水・木曜日 19:00～22:00（受付は 21:30 まで）

※QR コード→



(2) 学校内での情報共有体制の構築

児童生徒等への性暴力等に関する相談や事案が発生した場合には、複数の視点で多角的に事案を検討する必要があります。そのために、まず学校内において、児童生徒等からの相談等による疑いが生じた時点で、必ず管理職に情報が共有できるよう、情報共有体制を構築します。



第4 性暴力等が発生した場合の対応

性暴力等が発生した場合、多岐にわたる対応を求められます。その対応について、役割分担を明確にし、被害児童生徒の安全確保及びその支援を第一に考え、学校や教育委員会、専門機関が連携し、迅速な対応をしていきます。

(1) 初期対応

① 情報共有

教職員は、児童生徒等や保護者からの相談や相談機関等の第三者からの通報等により被害の情報が入った場合、事実関係が確定してから対応するのではなく、「疑いの段階」でも、各教職員で情報を止めることなく、すぐに管理職に報告します。管理職は、服務事故に対応する教職員間で情報を共有します。また、事案の発生・発覚から3日以内に様式1の「ハラスメント事象報告書」を教育委員会に提出します。

② 被害児童生徒等の安全確保

管理職は、被害児童生徒等の安全確保と心理的な圧迫回避のため、加害行為が疑われる教職員等と被害児童生徒等を速やかに分離します。その方法として、被害児童生徒等を通常的环境から遠ざけるのではなく、加害行為が疑われる教職員等を被害児童生徒等と接触しない環境に置きます。

③ チームで早期に対応

必ず複数の教職員（管理職、学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭等）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでチームを作り、役割を決めます。

- ・チームの教職員のみで詳しい情報を共有する（守秘義務の遵守）
- ・被害児童生徒等と信頼があり、安心できる教職員を担当にし、孤立感を抱かせないようにする
- ・専門機関への連携担当教職員を決める
- ・保護者対応の担当者を決める。保護者との面談も、複数での対応を基本とする
- ・加害行為が疑われる教職員等が学校内にいる場合は、加害等の担当教職員を決める。同じ教職員が被害者・加害者双方の担当をしない

④ 被害児童生徒等への初期の聴き取り

管理職は、関係者（児童生徒等・教職員等・関係者）に対し、聴き取りを行います。被害児童生徒等への聴き取りの際は、安全確保のため、加害行為が疑われる教職員とは分離した上で行います。また、他の人に聞かれず、話が中断されることのない、落ち着いた場所で行います。

聴き取りの際には、誘導的な質問を行わないこと、強制・強要的な質問を行わないことに注意します。

【被害児童生徒等への聴き取りポイント】

- 1 安心できる場所で聴く
- 2 本人の意思を傾聴し尊重する
- 3 感情的にならず、余談・偏見を持たずに客観的に事実を確認する
(例：男子は被害に遭わない、一人で歩いているから被害に遭うなど)
- 4 「何かあった?」「どうしたの?」「～について話して」などと尋ね、答えが Yes No にならないように、自発的に自由に話してもらう
- 5 「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」程度の情報が得られたら、管理職に報告する
- 6 被害内容を否定しない
(例：「～だったんじゃないの?」「本当なの?」など)
- 7 聴き取りする者が想定していることを、先に答えを出す形で質問しない
(例：「～に…されたの?」「～ということがあったの?」など)
- 8 特定の答えを認めさせようとししない
(例：「～なんでしょ」「～だよ」「そうなんでしょ」など)
- 9 「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避ける
(例：「どういうことがあって、そこに行くことになったの?」と言い換える)
- 10 「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あと〇つ答えてくれたらおしまいにするね」など、特定の応答内容を暗示・強制したり、応答（肯定・否定）の傾向性を示す、短く済む方を選ばせるなど、応答の公平性をゆがめない
- 11 伝えたことを労うのは、聴き取りの最後にする
- 12 聴き取り後、一人の時間を作らないようにする（その後は孤立させない）
- 13 PTSD（トラウマ反応）を理解する（早期より専門家への相談が必要）

【被害児童生徒等以外への聴き取りポイント】

- 1 いつ、どのような場面で知ったかを聴く
- 2 被害児童生徒等が教職員に被害内容を伝えることを了承しているか確認する
- 3 他で話したり、メールや SNS 等で拡散したりしないように伝える（被害児童生徒等の二次被害を防ぐ）※二次被害…被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によって、更に傷つけられる状態のこと

【聴き取り後に伝えること（共通事項）】

- 1 困ったときに相談できる教職員名を伝える
- 2 話してくれたことを労い、被害児童生徒等を守るために、信頼できる機関と連携し対応していくことを伝える

(2) 保護者への対応

学校は、家庭やホームと連携して、速やかに被害児童生徒等のケアとサポートに努めなければなりません。保護者も傷ついていることを十分認識し、状況の説明や対応方法について、保護者に連絡するとともに、被害児童生徒等及び保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。

① 状況説明と対応方法の連絡

- ・ 学校内で対応する教職員を伝える
- ・ 医療機関受診の必要性について伝える
 - 治療や必要な外傷があった場合、妊娠の可能性がある場合
- ・ 心と身体のケアの必要性和、専門機関への相談をすすめる
- ・ 警察に相談（被害届）する意思はあるか確認する
 - ※警察に被害届を出すことに躊躇している場合や、医療機関が必要な場合は、
「性暴力被害ワンストップ支援センター」等に相談する

② 定期的な話し合い

被害児童生徒等の回復には、保護者の関わりが大きく影響します。被害児童生徒等及び保護者の気持ちや家庭・ホームでの状況を把握しながら、保護者と定期的に話し合います。

- ・ 学校生活における配慮事項も徐々に変化するため、定期的に支援体制の見直しが必要
- ・ 不眠、食欲不振、集中できない、欠席が続くなどの状態であれば、医療機関の受診をすすめる
- ・ 安全な場所の確保・維持のため、不安・心配はないかなど聴き、対応を話し合う

(3) 加害行為が疑われる教職員等への対応

聴き取りにより加害事実が確定するまで、その教職員等は加害者と断定でき

ませんが、被害児童生徒等が心理的な圧迫を受けないためには、速やかに被害児童生徒等と加害が疑われる教職員等を分離します。

【加害行為が疑われる教職員等への聴き取りポイント】

- 1 複数の教職員で聴き取りを行い、守秘義務を遵守する
- 2 感情的に接しない。余談・偏見を持たず、客観的に事実を確認する
- 3 加害行為が疑われる者が事実を否認した場合、必要に応じて第三者からも情報を収集する。その際は、誰から情報を収集するかについて、被害児童生徒等の承認を得るようにする
- 4 情報提供者を加害行為が疑われる者には明かさない
- 5 内容の記録を必ず取り、加害行為が疑われる者に確認する
- 6 管理職は、教育委員会と速やかに連携をとりながら、加害行為が疑われる者へ事実確認と対応にあたる

(4) 中長期的対応

① 継続的な支援

被害児童生徒等は、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷やその他の心身に対する影響が継続するため、本人や保護者と十分に時間をかけて相談の上、進級・進学時に引き継ぐことが大切です。

また、時間の経過によりトラウマ反応が見えにくくなります。何かのきっかけで不登校となったり、身体症状が出現したりして問題行動を起こすこともあります。適切なケアがされていれば、時間の経過とともに改善することもあります。長引くようであれば専門機関につなげます。

② 過去の被害について

被害児童生徒等が過去の被害を打ち明けた場合、もしくは過去の経験が性被害であったかもしれないと思った場合は、被害初期の対応と同様に対応します。

③ 再発防止策の検討

発生した性暴力等の事案について、発生原因及びその再発防止策について、関係機関と連携して再発防止策の検討を行います。

事象の要因や背景を分析し、学校における取り組むべき課題を明らかにし、再発防止のための対策を講じます。その際は、個人情報の保護に留意し、学校全体としての課題の共通理解を図ります。

④ 教職員に対する研修・意識啓発

学校で働くすべての教職員等を対象に、発生した事案を踏まえた研修を

行い、児童生徒等を性暴力等の犠牲者にさせないという断固たる決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図ります。

⑤ 児童生徒等への意識啓発

児童生徒等自身が、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、生命（いのち）の安全教育を継続的に実施し、意識啓発を行うことで、性暴力の未然防止を図ります。

- 1 未然防止の教育・啓発及び早期発見に努める
(発達指示的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応の充実)
- 2 被害を目撃した児童生徒等には、被害の詳細を伝えず、拡散しないように伝える（SNSへの注意が必要）
- 3 被害を目撃した児童生徒等以外には、被害の情報は伝えない
(二次被害の防止)

第5 学校における具体的な未然防止・早期発見の取組例

(1) 定期的なアンケートの実施

教職員への研修やチェックリスト（アンケート）、管理職からの綱紀の保持については、これまでも学校において行われてきましたが、それだけでは十分とはいえない現状があります。そのために、教職員等へのアプローチだけでなく、児童生徒もその意識をもつために、児童生徒に対してハラスメントに関する定期的なアンケートを実施します。

児童生徒への定期的なアンケートの実施自体が、教職員等への啓発になり、性暴力等の未然防止と早期発見につながります。アンケート実施の際には、タブレット端末等を活用し、児童生徒の回答は担当者しか閲覧できないようにするなど、個人情報保護の観点から、複数のチェック体制を構築する等の工夫が求められます。また、アンケートのみを実施するのではなく、授業とセットにし、児童生徒への指導や啓発も大切にします。

(2) 教育相談窓口の設置

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、性暴力等に対する相談窓口を各校に設置します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談枠は、保護者等の相談で予約が埋まっていることも考えられるため、養護教諭や生徒指導主事、管理職等に対応することも必要です。その際には、複数での対応を基本とします。

また、学校に相談窓口が整備されていることを積極的に児童生徒等や保護者、教職員等に周知することで、アンケート同様、教職員等の意識向上につながり、性暴力等の未然防止や早期発見につながります。

ハラスメントに係るアンケート

島本町立 学校

このアンケートは、ハラスメントなどにより、心や体を傷つけられていないか、いやな思いをして困っていないか、人にはなかなか言えない悩みを抱えていないかどうかを確かめるものです。

このアンケートの回答は、担任の先生やクラブの顧問の先生は見ません。限られた先生しか見ませんので安心して答えてください。

★ 最近（今年の4月から今まで）のあなたの学校生活について、ふり返ってください。

1 身近な大人（親や学校の先生や近所の人など）から、何か言われたり、されたりしていやな思いをしたことがありますか。

☐ ある → 質問2へ

☐ ない

2 1で「ある」を選んだ人は質問に答えてください。

どんなことをされましたか。あてはまるものすべてを選んでください

☐ たたかれたり、けられたりした

☐ 不安な気持ちになるようなことを言われた（「成績を下げるぞ」「行事（大会）に参加させないぞ」など）

☐ 怖さを感じる態度（ドアをわざとぎつく閉める、乱暴にものを置くなど）をとられた

☐ 性別によって決めつけるようなことを言われた（「男（女）のくせに…」「女（男）なんだから…」など）

☐ 個人的に、性に関することについて冗談を言われたり、性的な質問をされたりした

☐ 触られたくないのに、体を触られた（または触らされた）

☐ その他 _____

☐ ここには書きづらいので、直接信頼できる大人に伝えたい

学校には、ハラスメント等に関する相談窓口があります。

〇〇学校の相談窓口は、■■■です。

ハラスメント等に悩んでいたら、いつでも相談してください。

※相談しやすい先生に相談してもよいです。

様式 1

ハラスメント事象報告書

学 校 名	
発生・発覚日	令和 年 月 日（ ）に 発生・発覚
場 所	
発見のきっかけ	① が発見 ② からの訴え ③ からの情報
事案の様態	①暴力 ②脅し（成績、クラブ等） ③乱暴な態度（威圧） ④性別による決めつけ（発言等） ⑤性的な発言や質問 ⑥身体接触 ⑦その他
報 告 日	令和 年 月 日（ ） 報告者
事象の概要	【発覚からの対応】
当面の措置	
① 被害児童生徒への対応	
② 被害児童生徒の保護者への対応	
③ 加害者への対応	

島 教 教 第 号
令 和 7 年 4 月 日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長

ハラスメントに関するアンケート実施状況調査について（依頼）

標記の件につきまして、令和7年度の実施状況を把握することを目的とした調査を行います。別添実勢状況回答票を作成いたしました。

つきましては、別紙回答票を作成の上、教育推進課担当まで、提出願います。

記

提 出 物 ① 回答票
 ② アンケート様式

提出期限 令和7年8月8日（金）

< 担 当 >

教育推進課 原山 太郎

電 話 0 7 5 (9 6 2) 0 3 9 1 （直通）

内 線 1 8 6

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

ハラスメントに関するアンケート実施状況調査 回答票

学校名

実施時期

児童生徒が教職員からの被害を訴えた件数

件

内容の概要と対応等

	内容	対応	状況
例	当該児童:5年6組女子 5月15日(水)昼休み時間の児童同士のトラブルについて、担任が事実確認を怠り、不適切な言葉を使って一方的に指導した。	【当該児童への対応】 担任から事情を確認したことについて説明し、担任から謝罪。 【当該教諭への対応】 校長から指導。 【保護者対応】 校長から架電し、事案の報告と謝罪。	解決
1			
2			
3			
4			
5			

※必要に応じて、行を追加してください。

※提出の際は、アンケート用紙(白紙)の提出もお願いします。

提出期日:令和7年8月8日(金)

パワハラ セルフチェック

どんな人でも状況が重なればパワー・ハラスメントに近い行為をしてしまうリスクがあるでしょう。次のチェックリストを参考に自身を振り返ってみてください。
もし、5～6項目以上あてはまるようならハラスメント予備軍といえるでしょう。
すべての職場でパワー・ハラスメントのない快適な職場環境づくりを進めましょう。

チェック欄	チェック項目
☐	パワー・ハラスメントの被害を受ける人は、その人自身に問題があると思う。
☐	パワー・ハラスメントをはね返すくらいの強さがないと、成長しないと思う。
☐	うちの職場に限ってパワー・ハラスメント問題など起こらないと思う。
☐	若くて経験のない者が、会議等で自分の意見を堂々と言っているのを見るとイライラする。
☐	今の若い人は甘やかされているから鍛え直さないとダメだと思う。
☐	仕事のできない教職員が、自分より給料が高いと思うと腹が立つ。
☐	年長者を立てない若者を見ると怒りを覚える。
☐	仕事のできない教職員とは一緒に仕事はしたくない。
☐	要領が悪い教職員を見ているだけでイライラする。
☐	生徒指導等ができない教職員に対し、とことん指導したくなる。
☐	仕事のできない人が努力している姿を見ると哀れに感じてしまう。
☐	指導をしても理解しない者に対し、語気を荒げたくなる。
☐	短気や攻撃的だと言われることがある。
☐	自分より仕事のできない者から、間違いを指摘されると気分が悪い。
☐	会議等で、目だった発言をする教職員を見ると、不快に感じる。
☐	完璧主義なところがあると、よく言われる。
☐	自分は正當に評価されていないと感じる。
☐	業務量が多く、いつも仕事に追われている。

パワハラ加害者は自分が行っていることが、部下をはじめ相手方や第三者にとって「パワハラ」になっているかどうか分からないものです。仕事の内容や職場の状況、また相手方等のタイプによって反応はまちまちです。無意識に相手方等に対して感じたり、行ったりしていることが「パワハラ」になっているかもしれません。心当たりはありませんか？重要なことは、自分がしている行為に対して、相手方等がどう感じているかキャッチする感性を持つことです。